

平成28年版

# 事業概要

(平成27年度事業実績)



群馬県のマスコット「ぐんまちゃん」

群馬県中央児童相談所  
(北部支所含む)

群馬県西部児童相談所

群馬県東部児童相談所

## はじめに

児童相談所の業務・運営につきまして、日頃から各関係機関をはじめ、多くの皆様から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

これまでの少子化の進行により、児童人口は年々減少しているものの、児童を取り巻く環境には、様々な課題（虐待、家庭の養育力の低下、いじめ、不登校、ひきこもり、非行、経済的困難を抱える家庭、外国人等の特に配慮が必要な家庭等）が山積していることから、児童相談所に対する期待と要請は、年々高まってきているものと考えます。

平成27年度に本県の児童相談所が対応した児童相談件数は、11,090件で前年度比7.5%の増加となりました。また、毎年度右肩上がり推移している児童虐待相談件数は1,088件（前年度比113.6%）で過去最多となり、児童虐待の防止等に関する法律が施行された平成12年度の324件から約3.4倍に増加しています。

このような中、平成26年8月に県内で発生した虐待死亡事案について、児童死亡事案検証委員会において検証が行われ、平成27年10月、県に対し再発防止のための提言を含む検証報告書が提出されました。

国においては、平成28年6月に児童福祉関係法令が改正されました。児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念及び国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化し、児童相談所の体制・専門性や権限の強化を図るとともに、里親や養子縁組に関する支援を児童相談所の業務として位置づけること等が盛り込まれています。

これらの状況に対し、児童相談所においては、引き続き体制強化に努めるとともに、職員の専門性向上のための研修や児童虐待防止の啓発活動に取り組んでいるところです。また、各市町村をはじめ各関係機関との緊密な連携・協働を図り、子どもやその家庭に対する一層の支援を図っていきたいと考えています。

さらに、「群馬県家庭的養護推進計画」（計画期間：平成27～41年度）に沿って里親等への委託や施設養護の小規模化を推進し、社会的養護を必要とする子どもの健やかな育ちの実現を目指していきます。

この事業概要は、平成27年度の本県における児童相談所の相談・援助業務の実績をまとめたものです。また、今般、上記26年8月に玉村町で発生した死亡事案と前年25年2月に大泉町で発生した死亡事案のそれぞれの検証報告書（概要版）を添付しました。皆様の日々の業務に御活用いただければ幸いです。

今後とも、本県の児童福祉推進のため、特段の御支援、御協力をよろしくお願い申し上げます。

平成28年8月

群馬県中央児童相談所長	小林 啓一
〃 北部支所長	阿久澤 磨
群馬県西部児童相談所長	森平 宏
群馬県東部児童相談所長	松場 敬一

# 児童憲章

(昭和26年5月5日制定)

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

- 1 すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
- 2 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- 3 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 4 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
- 5 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつつかわれる。
- 6 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
- 7 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 8 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
- 9 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。
- 10 すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
- 11 すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
- 12 すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

## 目 次

I	児童相談所の機能と役割	1
	1 児童相談所の機能	1
	2 児童相談所の役割	1
	3 児童相談の種類と内容	2
	4 児童相談の流れ	3
II	管内概況	4
III	各児童相談所の概要	6
	1 中央児童相談所の概況	6
	2 西部児童相談所の概況	1 1
	3 東部児童相談所の概況	1 4
IV	事業の状況	1 6
	1 相談受付の状況	1 6
	2 児童心理司活動状況	2 2
	3 児童福祉司活動状況	2 3
	4 一時保護の状況	2 4
	5 その他の事業の実施状況	2 6

## 統 計 表

表 1	相談経路別受付状況	3 3
表 2	相談種別受付状況	3 4
表 3	相談内容別受付状況	3 5
表 4	市町村別相談種別受付状況	4 0
表 5	相談種別年齢別受付状況	4 2
表 6	相談種別対応状況	4 9
表 7	調査・診断及び心理療法・カウンセリングの状況	5 3
表 8	児童心理司の活動状況	5 5
表 9	児童心理司による心理療法・カウンセリング（在宅情緒障害児治療訓練） の状況	5 6
表 1 0	療育手帳の判定の状況	5 6
表 1 1	特別児童扶養手当等診断書発行件数（障害児福祉手当を含む）	5 6
表 1 2	出張相談の状況	5 7
表 1 3	1歳6か月児・3歳児精健及び事後指導の状況	5 8
表 1 4	施設入所再判定の状況	5 8
表 1 5	児童福祉司による在宅指導（法第26条第1項第2号措置）の状況	5 9
表 1 6	児童福祉司による在宅指導（法第27条第1項第2号措置）の状況	5 9
表 1 7	児童福祉施設等の措置及び指定発達支援医療機関委託状況	6 0
表 1 8	施設入所児童等の措置解除の理由	6 1

表 1 9	里親及び委託児童の状況	・ ・ ・ ・ ・	6 2
表 2 0	年齢別在宅重症心身障害児（者）数	・ ・ ・ ・ ・	6 3
表 2 1	措置の停止並びに措置中等の調査・診断・指導	・ ・ ・ ・ ・	6 4
表 2 2	郡市別一時保護児童数	・ ・ ・ ・ ・	6 4
表 2 3	一時保護児童相談別援助状況	・ ・ ・ ・ ・	6 5
表 2 4	一時保護児童性別年齢別状況	・ ・ ・ ・ ・	6 6
表 2 5	一時保護児童在所日数	・ ・ ・ ・ ・	6 7
表 2 6	月別一時保護児童の状況(延人員)	・ ・ ・ ・ ・	6 8
表 2 7	一時保護児童受診の状況(中央児相)	・ ・ ・ ・ ・	6 8
表 2 8	児童福祉司活動状況	・ ・ ・ ・ ・	6 9
表 2 9	「こどもホットライン24」電話相談の状況	・ ・ ・ ・ ・	7 0
《資料編》	児童死亡事例等検証報告書の公表	・ ・ ・ ・ ・	7 1
《参 考》	関係施設一覧	・ ・ ・ ・ ・	7 8

# I 児童相談所の機能と役割

## 児童相談所とは

児童相談所とは、児童福祉法第12条の規定に基づく児童福祉のための専門機関で、すべての都道府県及び政令指定都市に設置されています。

18歳未満の児童に関するあらゆる問題について、児童の福祉や健全育成等に関する相談に応じ、児童や保護者に最も適した援助や指導を行う行政機関です。

そのために必要な調査・判定を行ったり、緊急の場合や行動観察のために児童を一時保護して、児童養護施設・乳児院・児童自立支援施設・障害児施設等への入所等の措置なども行います。

## 1 児童相談所の機能

児童相談所は、相談援助活動の理念を実現するため、児童家庭相談に関する一義的な相談窓口である市町村との適切な役割分担・連携を図りつつ、次の機能等を十分に発揮・活用し、その任務を果たしていきます。

### (1) 基本的機能

#### ①市町村援助機能

市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行う機能

#### ②相談機能

児童に関する家庭・その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、必要に応じて児童の家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定（総合診断）し、それに基づいて援助指針を定め、自ら又は関係機関等を活用し一貫した児童の援助を行う機能

#### ③一時保護機能

必要に応じて児童を家庭から離して一時保護する機能

#### ④措置機能

児童又はその保護者を児童福祉司、児童委員（主任児童委員を含む。）、児童家庭支援センター等に指導させ、又は子どもを児童福祉施設、指定発達支援医療機関に入所させ、又は里親に委託する等の機能

#### ⑤障害児支援機能

知的障害児が福祉サービスを利用しやすくするために発行される療育手帳の判定や、特別児童扶養手当診断書発行、重症心身障害児判定、障害児入所施設等利用契約等の機能

### (2) 民法上の権限

親権者の親権喪失、親権停止若しくは管理権喪失の審判の請求、未成年後見人選任及び解任の請求を家庭裁判所に対して行うことができます。

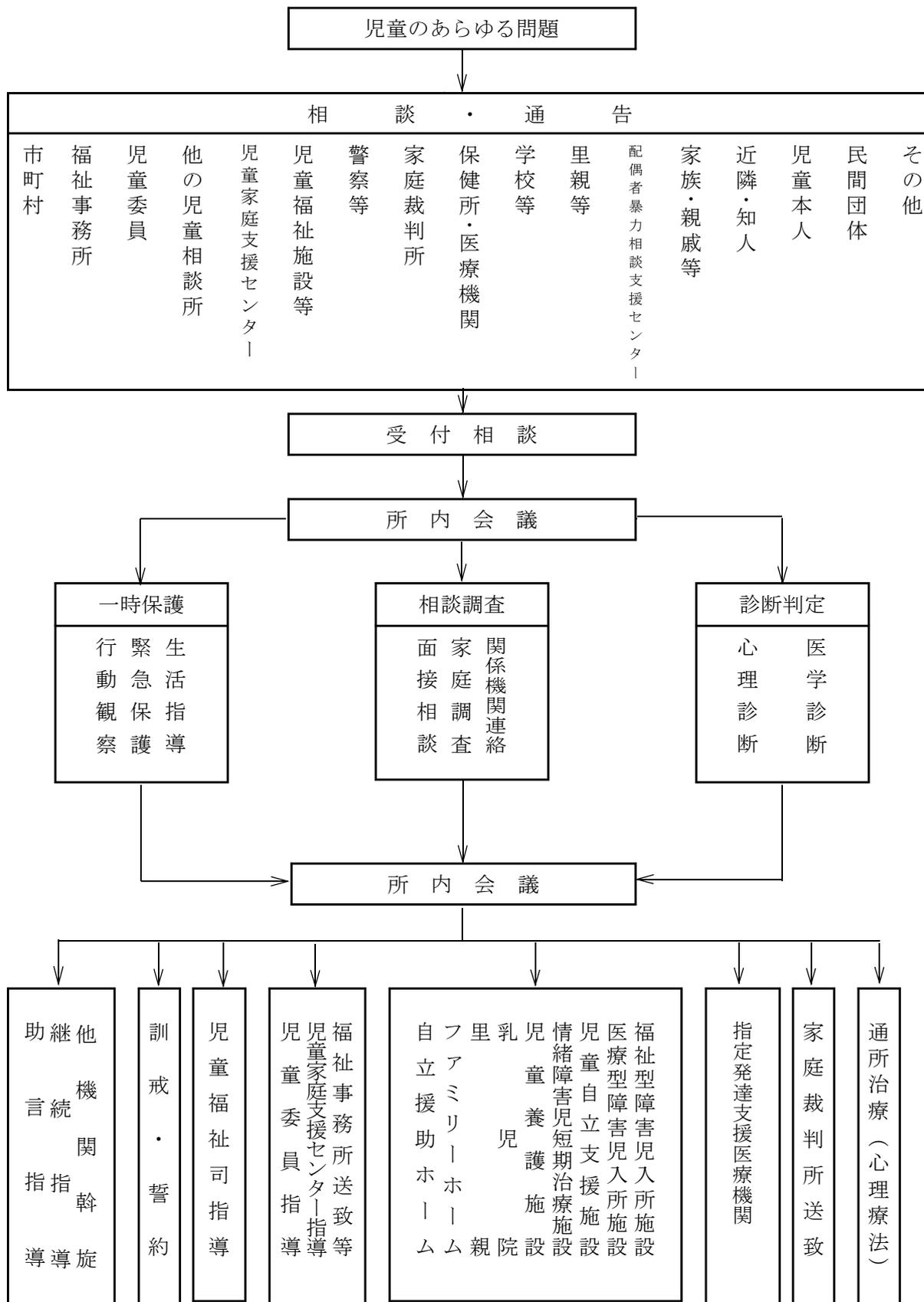
## 2 児童相談所の役割

市町村が児童相談窓口として明確化されたことにより、市町村への援助及び介入的な関わりが必要な困難事例、一時保護や施設入所、専門的ケアが必要な事例への対応に役割が重点化され、児童家庭相談体制の充実を図ることとされています。

### 3 児童相談の種類と内容

種 別	内 容
養護相談	1 養護相談 保護者の家出・失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権停止した親の子、後見人を持たない児童等児童虐待相談以外の環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談
	2 児童虐待相談 身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、保護の怠慢・拒否（ネグレクト）に関する相談
保健相談	3 保健相談 未熟児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する児童に関する相談
障害相談	4 肢体不自由相談 肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	5 視聴覚障害相談 盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談。
	6 言語発達障害等相談 構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ児童、言語発達遅滞を有する児童等に関する相談。（ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合はそれぞれのところに分類される）
	7 重症心身障害相談 重症心身障害児（者）に関する相談
	8 知的障害相談 知的障害児に関する相談
	9 発達障害相談 自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の児童に関する相談
非行相談	10 ぐ犯行為等相談 虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為もしくは飲酒、喫煙等の問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない児童に関する相談
	11 触法行為等相談 触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談。（受け付けた時には通告がなくても調査の結果、通告が予定されている児童に関する相談を含む）
育成相談	12 性格行動相談 児童の人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する児童に関する相談
	13 不登校相談 学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある児童に関する相談。（非行や精神疾患、養護問題が主である場合等にはそれぞれのところに分類される）
	14 適性相談 進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	15 育児・しつけ相談 家庭内における幼児のしつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談
16 その他の相談	1～15のいずれにも該当しない相談

#### 4 児童相談の流れ



## Ⅱ 管内概況

### 所管区域図



区分	面積	構成比
中央	3,809.66Km <sup>2</sup>	59.9%
西部	1,700.91Km <sup>2</sup>	26.7%
東部	851.76Km <sup>2</sup>	13.4%
全県	6,362.33Km <sup>2</sup>	100.0%

区分	総人口	構成比
中央	836,212人	42.3%
西部	573,047人	29.0%
東部	565,846人	28.7%
全県	1,975,105人	100.0%

区分	1Km <sup>2</sup> 当り
中央	219.5人
西部	336.9人
東部	664.3人
全県	310.4人

区分	児童人口	構成比
中央	134,102人	42.3%
西部	90,485人	28.6%
東部	92,238人	29.1%
全県	316,825人	100.0%

(注) 総人口及び児童人口については、「群馬県の年齢別人口統計調査結果」(H26.10.1現在)による。

管内別の人口及び児童人口

児相別	市町村別	世帯数	人口	児童（0歳～17歳）人口									
				0歳～1歳	2歳～3歳	4歳～5歳	6歳～7歳	8歳～9歳	10歳～11歳	12歳～13歳	14歳～15歳	16歳～17歳	合計
中央児相	前橋市	136,747	335,432	5,221	5,462	5,575	5,730	5,729	6,191	6,345	6,464	6,605	53,322
	伊勢崎市	79,852	207,250	3,733	3,835	3,859	3,887	3,977	4,179	4,455	4,530	4,325	36,780
	沼田市	19,106	49,121	687	677	695	806	827	906	937	995	1,061	7,591
	渋川市	28,808	79,805	992	1,119	1,135	1,137	1,184	1,316	1,402	1,557	1,565	11,407
	榛東村	4,883	14,312	198	223	254	273	273	286	272	323	306	2,408
	吉岡町	7,284	20,800	439	434	471	463	457	461	467	436	420	4,048
	中之条町	6,516	17,081	170	188	221	210	241	273	296	282	339	2,220
	長野原町	2,183	5,604	57	66	76	87	81	115	108	117	137	844
	嬭恋村	3,659	9,842	114	131	125	160	140	157	173	175	184	1,359
	草津町	3,244	6,579	69	78	66	81	74	111	105	107	100	791
	高山村	1,167	3,716	47	52	55	57	52	76	72	82	86	579
	東吾妻町	5,253	14,456	137	160	165	203	190	228	226	244	279	1,832
	片品村	1,558	4,481	38	45	57	54	57	82	81	102	115	631
	川場村	997	3,704	43	55	48	52	67	54	71	69	72	531
	昭和村	2,474	7,376	110	115	110	115	125	149	152	130	163	1,169
	みなかみ町	7,602	19,707	209	206	238	237	251	280	334	369	411	2,535
玉村町	14,266	36,946	513	578	592	602	622	692	708	865	883	6,055	
計	325,599	836,212	12,777	13,424	13,742	14,154	14,347	15,556	16,204	16,847	17,051	134,102	
西部児相	高崎市	150,464	371,309	6,121	6,415	6,583	6,647	6,701	6,915	7,056	7,094	7,285	60,817
	藤岡市	24,549	66,388	881	962	1,098	1,107	1,189	1,235	1,269	1,348	1,383	10,472
	富岡市	18,252	50,041	660	715	789	793	883	957	949	988	1,015	7,749
	安中市	22,377	58,889	655	760	842	889	931	976	1,067	1,123	1,224	8,467
	上野村	577	1,259	13	16	16	13	13	23	21	23	14	152
	神流町	903	2,033	6	12	6	13	14	19	13	9	15	107
	下仁田町	3,040	7,945	41	49	58	51	73	78	103	105	121	679
	南牧村	953	2,062	7	9	14	7	4	15	11	18	17	102
	甘楽町	4,539	13,121	137	173	183	209	208	208	257	268	297	1,940
	計	225,654	573,047	8,521	9,111	9,589	9,729	10,016	10,426	10,746	10,976	11,371	90,485
東部児相	桐生市	46,021	115,518	1,314	1,420	1,518	1,657	1,630	1,862	2,069	2,269	2,266	16,005
	太田市	86,134	218,840	3,858	4,182	4,189	4,321	4,294	4,482	4,692	4,445	4,383	38,846
	館林市	30,205	76,696	1,121	1,266	1,252	1,297	1,335	1,459	1,530	1,598	1,529	12,387
	みどり市	18,826	50,915	799	851	854	970	942	1,031	1,081	1,095	1,062	8,685
	板倉町	5,355	15,025	165	207	233	228	233	262	259	266	293	2,146
	明和町	3,904	11,032	144	190	185	184	198	197	203	200	209	1,710
	千代田町	3,937	11,390	180	180	181	196	204	207	253	208	209	1,818
	大泉町	18,021	39,984	706	710	701	688	687	687	781	735	814	6,509
	邑楽町	9,530	26,446	331	380	392	484	467	512	522	512	532	4,132
	計	221,933	565,846	8,618	9,386	9,505	10,025	9,990	10,699	11,390	11,328	11,297	92,238
合計	773,186	1,975,105	29,916	31,921	32,836	33,908	34,353	36,681	38,340	39,151	39,719	316,825	
児童人口構成比			9.4%	10.1%	10.4%	10.7%	10.8%	11.6%	12.1%	12.4%	12.5%	100.0%	

(注) 世帯数については「群馬県移動人口調査結果」(H27. 10. 1現在)、人口及び児童人口については「群馬県年齢別人口統計調査結果」(H26. 10. 1現在)による。

### Ⅲ 各児童相談所の概要

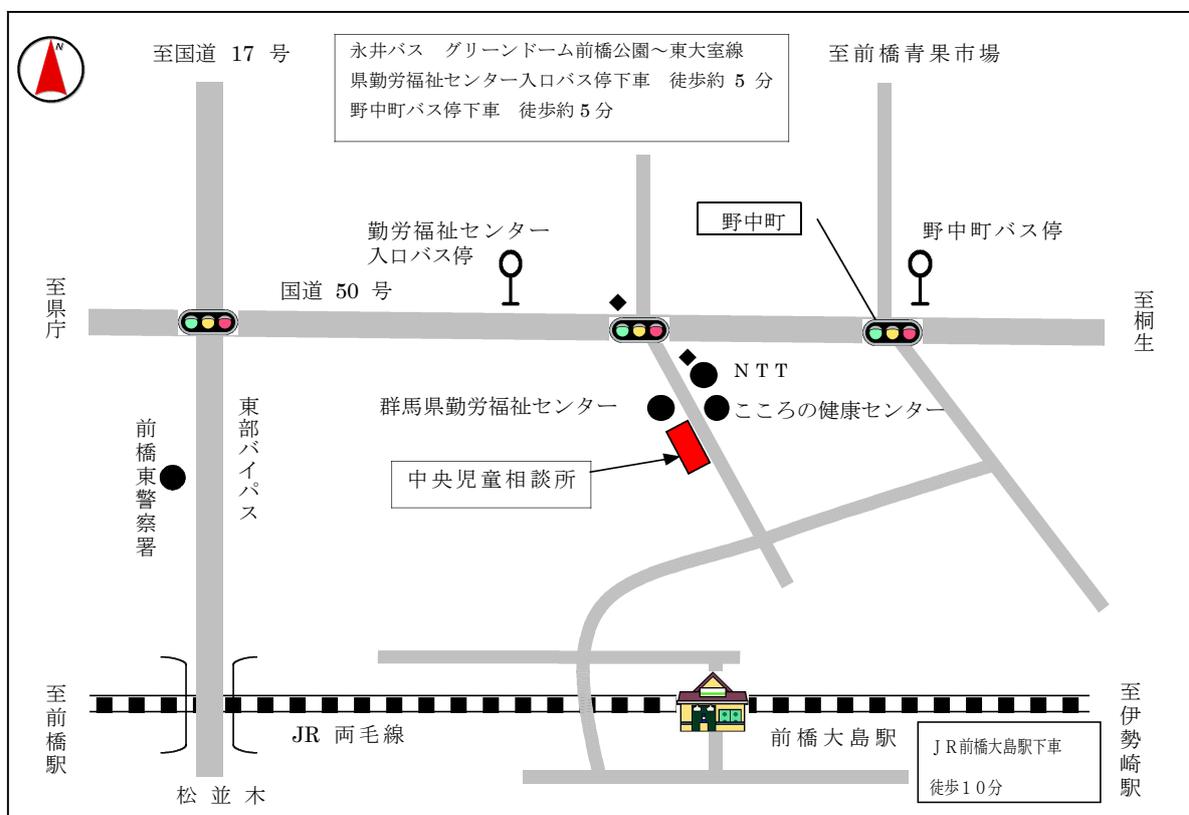
#### 1 中央児童相談所の概況



(1) 所在地：①中央児童相談所

〒379-2166 群馬県前橋市野中町360番地の1

電話 027-261-1000 (FAX 027-261-7333)

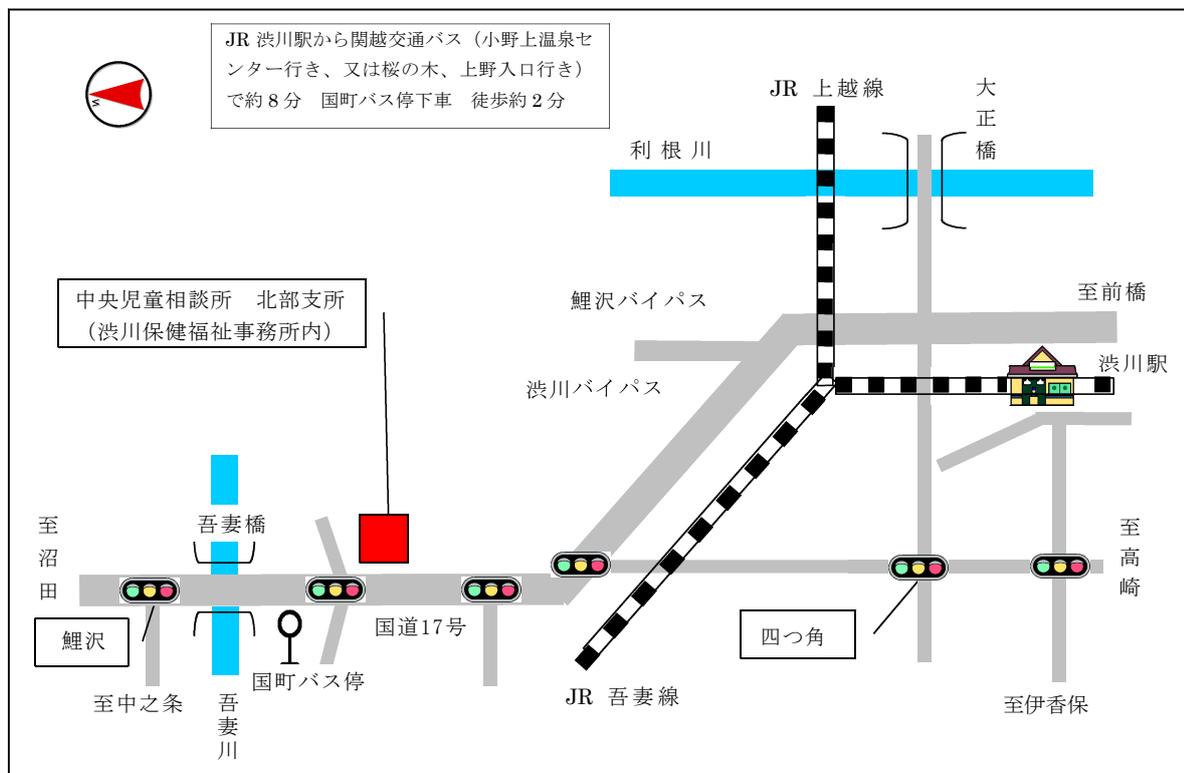


(注) 総合案内板を国道50号線の南北2ヶ所に設置 (◆)

②中央児童相談所 北部支所

〒377-0027 群馬県渋川市金井394 (渋川保健福祉事務所内)

電話 0279-20-1010 (FAX 0279-22-2277)



<中央児童相談所 (北部支所除く) 施設概要>

(2) 敷地面積 9,648.54㎡

(3) 建物

本館 鉄筋コンクリート造り2階建 (1,041.43㎡)

一時保護所 (幼児棟) 鉄筋コンクリート造り平屋建 (298.48㎡)

一時保護所 (学齢児棟) 鉄筋コンクリート造り2階建 (1,555.57㎡)

(4) 沿革

昭和23年5月5日 前橋市大手町 (旧曲輪町) 済生会前橋診療所の2階に群馬県児童相談所として発足する。

昭和24年3月30日 前橋市住吉町 (旧小柳町) に庁舎新築移転、同時に一時保護所開設それぞれ出先機関 (庁) として独立する。

昭和27年3月31日 組織を庶務係、相談措置係、判定指導係、一時保護係の4係制とする。

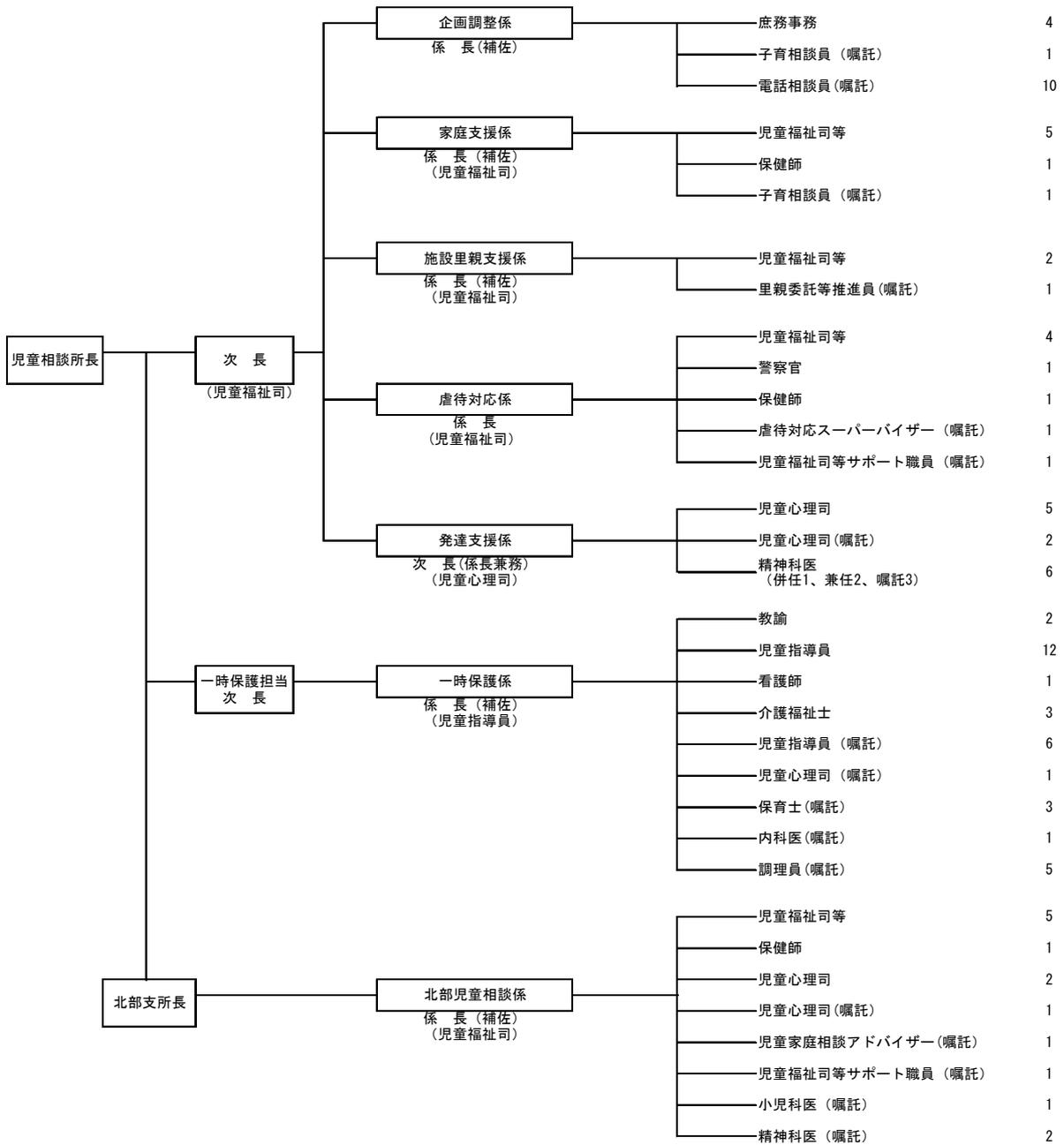
昭和32年10月31日 組織を相談調査課、判定指導課、一時保護課、児童福祉司室の3課1室制とする。

昭和35年5月1日 高崎児童相談所設置により群馬県中央児童相談所と名称が改められ、所管区域が前橋市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、勢多郡、北群馬郡、吾妻郡、利根郡、佐波郡、新田郡、山田郡、邑楽郡と定められる。(7市8郡)

- 昭和38年10月1日 前橋市下小出町689番地の1に新築移転する。
- 昭和42年8月1日 太田児童相談所設置により所管区域が前橋市、伊勢崎市、沼田市、渋川市、勢多郡、北群馬郡、吾妻郡、利根郡、佐波郡と定められる。(4市5郡)
- 昭和44年4月1日 群馬県精神薄弱者更生相談所が併設される。
- 昭和46年8月1日 組織を企画調整課、相談調査課、判定指導課、一時保護課とする。
- 昭和47年8月1日 言語訓練コーナー開設。
- 昭和48年9月1日 言語訓練コーナーは、言語訓練室として福祉会館内に移転、機能設備を充実して事業を開始する。
- 昭和52年4月1日 次長を置く。
- 昭和53年4月1日 群馬県精神薄弱者更生相談所は分離され、群馬県心身障害者福祉センターに移転する。
- 昭和59年3月16日 前橋市野中町360番地の1に新築移転する。  
言語訓練室を新庁舎内に統合した。
- 平成4年3月1日 「こども家庭110番」設置。
- 平成5年8月10日 電話相談室を増設する。
- 平成11年4月1日 中部福祉事務所・中部保健所・中央児童相談所が統合されたことに伴い、前橋保健福祉事務所児童相談部となる。組織を相談調査課、判定指導課、一時保護課とする。  
高崎・太田児童相談所の一時保護所を中央児童相談所の一時保護所に統合する。  
管轄区域整合化に伴い、勢多郡新里村、黒保根村及び東村の管轄が太田児童相談所へ変更になる。
- 平成12年4月1日 夜間電話相談(20:30~8:30)開始。
- 平成14年7月15日 一時保護所増築(定員17→21人)。電話相談室増築。
- 平成15年4月1日 組織を相談調査グループ、虐待対応グループ、判定指導グループ、一時保護グループとする。
- 平成16年3月15日 一時保護所事務室増築。
- 平成16年4月1日 名称が前橋保健福祉事務所こども相談部となる。組織を子育て支援グループ、家庭支援グループ、虐待対応グループ、発達支援グループ、保護支援グループとする。  
附置機関としてぐんまこども相談センターを設置する。
- 平成17年4月1日 前橋保健福祉事務所からこども相談部が独立し、中央児童相談所となる。吾妻地域、利根沼田地域の相談窓口として、中之条保健福祉事務所に吾妻児童相談グループを、沼田保健福祉事務所に利根沼田児童相談グループを設置する。
- 平成18年4月1日 前橋市新前橋町13番地の12(社会福祉総合センター内)に附置機関として発達障害者支援センターを設置する。
- 平成19年4月1日 虐待対策主監を置く。
- 平成19年10月20日 仮設庁舎設置。(子育て支援グループ、保護支援グループ事務室)
- 平成20年3月31日 ぐんまこども相談センターを廃止する。

- 平成20年4月1日 組織を企画調整係（新設）、家庭支援係、施設里親支援係（新設）、虐待対応係、発達支援係、一時保護係、吾妻児童相談係（中之条保健福祉事務所駐在）、利根沼田児童相談係（沼田保健福祉事務所駐在）とする。  
発達障害者支援センターが独立機関となる。  
電話相談の名称を「こどもホットライン24」とする。
- 平成21年7月1日 一時保護所内に幼児棟を仮設設置。
- 平成22年3月31日 虐待対策主監、スーパーバイザーを廃止する。
- 平成22年4月1日 渋川市（渋川保健福祉事務所内）に北部支所を開設。同時に吾妻児童相談係（中之条保健福祉事務所駐在）、利根沼田児童相談係（沼田保健福祉事務所駐在）を廃止する。
- 平成23年8月8日 一時保護所学齢児棟を開設、運用開始。 } 一時保護所定員21人→36人
- 平成24年3月22日 一時保護所幼児棟運用開始。 }
- 平成26年4月1日 虐待対応スーパーバイザーを置く。

(5) 機 構(平成28年4月1日現在)

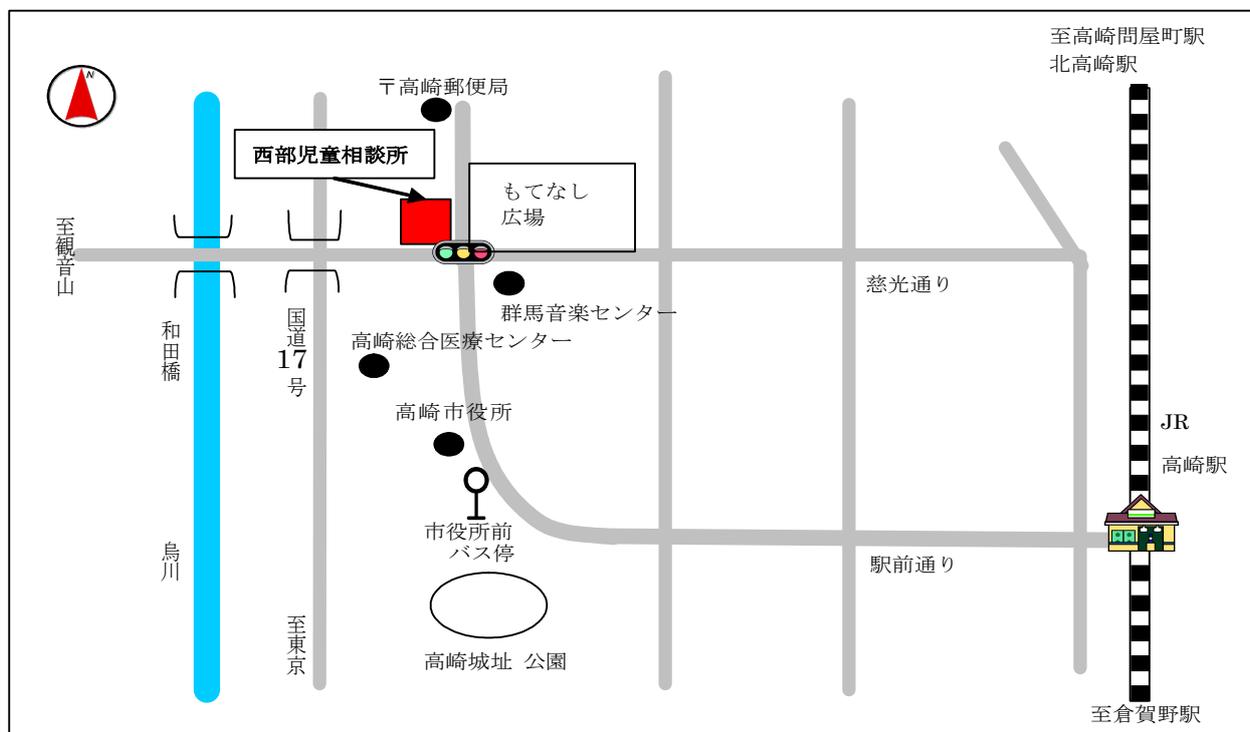


## 2 西部児童相談所の概況



### (1) 所在地

〒370-0829 群馬県高崎市高松町6番地  
 電話 027-322-2498 (FAX 027-322-5602)



(2) 敷地面積 3,365.00㎡

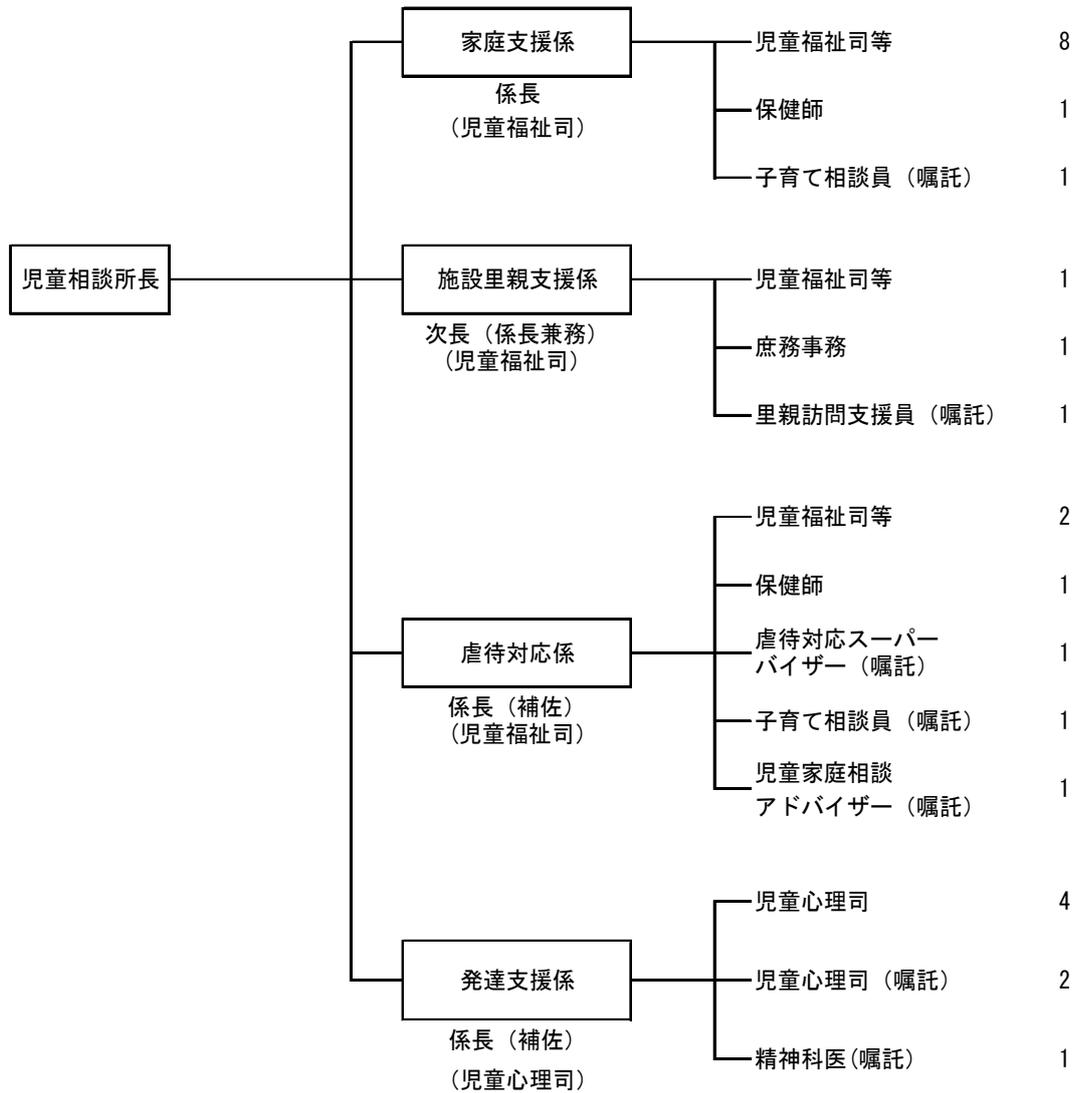
(3) 建 物

事務所棟 鉄筋コンクリート3階建 (1,509.00㎡)

(4) 沿 革

- 昭和35年5月1日 高崎市中豊岡町170番地の2に群馬県高崎児童相談所として発足。所管区域を高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、群馬郡、多野郡、甘楽郡、碓氷郡と定められる。(4市4郡)
- 昭和46年8月1日 組織を保護措置課、相談判定課とする。
- 昭和54年4月27日 高崎市八幡町215番地に新築移転する。
- 昭和55年4月1日 次長を置く。
- 平成11年4月1日 西部福祉事務所・西部保健所・高崎児童相談所が統合されたことに伴い、高崎保健福祉事務所児童相談部となる。組織を相談調査課、判定指導課とする。一時保護所は中央児童相談所へ統合
- 平成11年6月7日 高崎市高松町6番地(旧西部保健所庁舎)へ移転する。
- 平成15年4月1日 組織を相談調査グループ、判定指導グループとする。各グループ員からなる虐待防止活動サポートチームを新設する。
- 平成16年4月1日 高崎保健福祉事務所こども相談部と名称を変更する。併せて組織を家庭支援グループ、発達支援グループとする。
- 平成17年4月1日 高崎保健福祉事務所からこども相談部が独立し、西部児童相談所となる。
- 平成18年4月1日 組織改正により虐待対応グループを設置する。
- 平成20年4月1日 組織を家庭支援係、施設里親支援係(新設)、発達支援係、虐待対応係とする。
- 平成21年4月1日 虐待対策専門官を置く。
- 平成24年3月31日 虐待対策専門官を廃止する。
- 平成26年4月1日 虐待対応スーパーバイザーを置く。

(5) 機 構(平成28年4月1日現在)

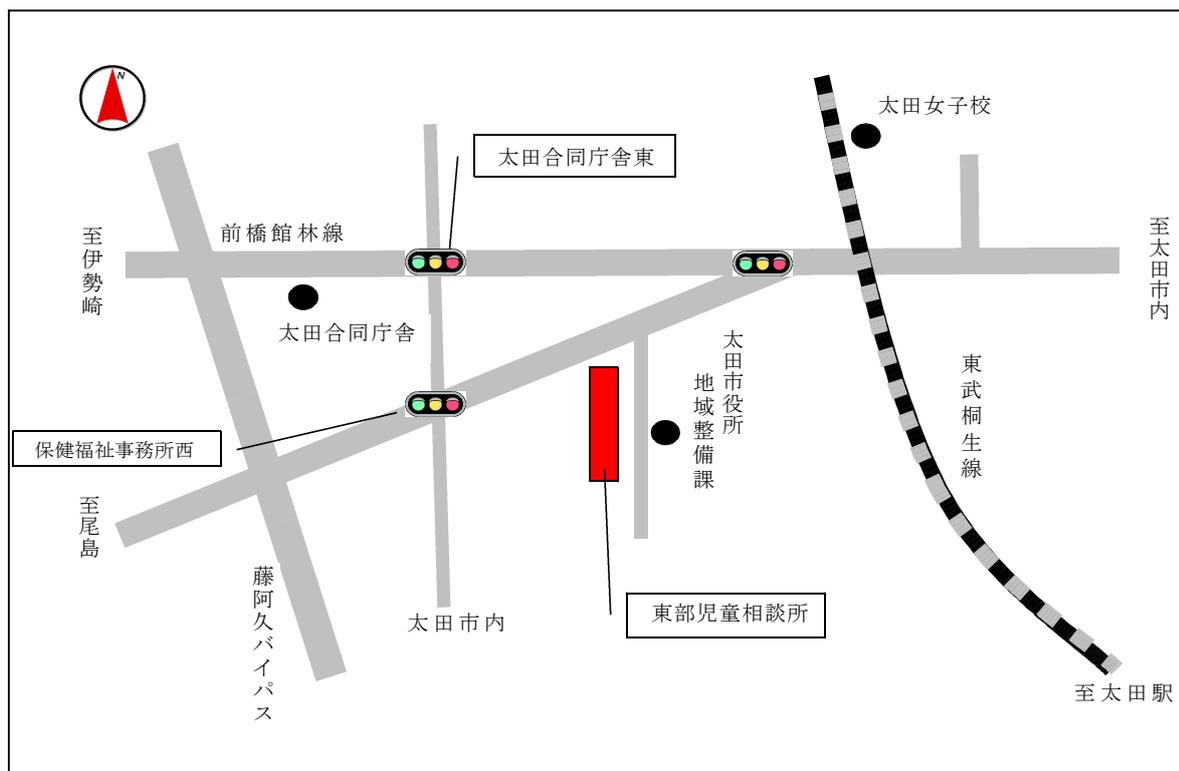


### 3 東部児童相談所の概況



#### (1) 所在地

〒373-0033 群馬県太田市西本町41番34号  
 電話 0276-31-3721 (FAX 0276-32-3648)



(2) 敷地面積 4,772.90㎡

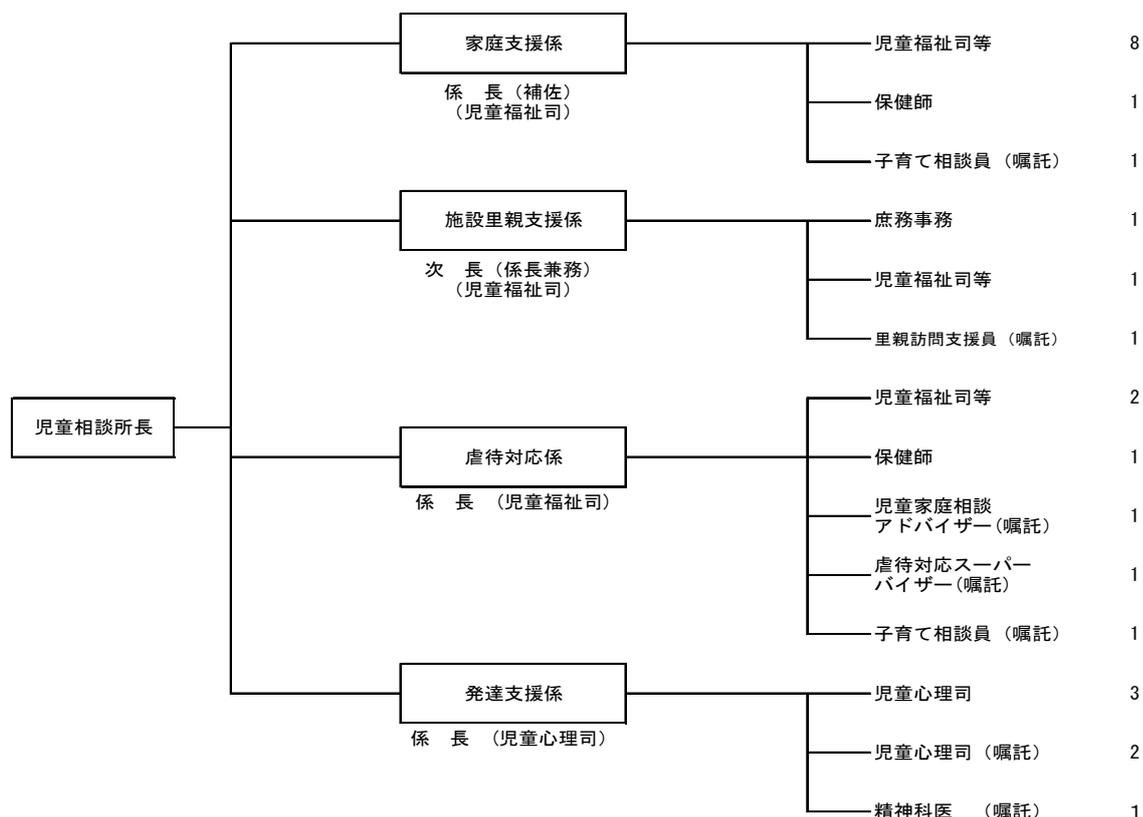
(3) 建 物

事務所棟 鉄筋コンクリート2階建 (946.50㎡)

(4) 沿革

- 昭和42年 8月 1日 太田市本町36番地の11に群馬県太田児童相談所として発足 所管区域を桐生市、太田市、館林市、新田郡、山田郡、邑楽郡と定められる。(3市3郡)
- 昭和46年 8月 1日 組織を保護措置課、相談判定課とする。
- 昭和49年11月21日 太田市西本町60番27号に新築移転する。
- 昭和56年 4月 1日 次長を置く。
- 平成11年 4月 1日 東部保健所・東部福祉事務所・太田児童相談所が統合されたことに伴い、太田保健福祉事務所児童相談部となる。組織を相談調査課、判定指導課とする。一時保護所は中央児童相談所へ統合。管轄区域整合化に伴い、勢多郡新里村、黒保根村 及び東村が、所管区域となる。
- 平成11年 6月 7日 太田市西本町41番34号(旧東部保健所庁舎)へ移転する。
- 平成15年 4月 1日 組織を相談調査グループ、判定指導グループとする。各グループ員からなる虐待防止活動サポートチームを新設する。
- 平成16年 4月 1日 太田保健福祉事務所こども相談部と名称を変更する。併せて組織を家庭支援グループ、発達支援グループとする。
- 平成17年 4月 1日 太田保健福祉事務所からこども相談部が独立し、東部児童相談所となる。
- 平成18年 4月 1日 組織改正により虐待対応グループを設置する。
- 平成20年 4月 1日 組織を家庭支援係、施設里親支援係(新設)、発達支援係、虐待対応係とする。
- 平成26年 4月 1日 虐待対応スーパーバイザーを置く。

(5) 機 構 (平成28年4月1日現在)



## IV 事業の状況

### 1 相談受付の状況

#### (1) 全体概況

平成27年度の群馬県全体における相談受理件数は11,090件で、対前年度比777件(7.5%)の増加となっている。これは、児童人口1,000人(注1)に対して35.0件(H26年度32.6件)である。なかでも、子どもホットライン24は4,461件で、対前年度比+23.3%と増加率が大きくなっている。

また、最近10年間の相談受理件数の推移は図1-1のとおりである。総件数は平成16年度に大きく増加しそれ以降も高い水準で推移している。さらに、経路別受理件数の内訳は、図1-2のとおりであり、家族・親戚からが約6割を占めている。この経路は育成相談や障害相談に関するものが多い。

[統計資料:表1、2参照]

(注1)児童人口については、「群馬県年齢別人口統計調査結果」(H26.10.1現在)の児童人口(316,825人)による。

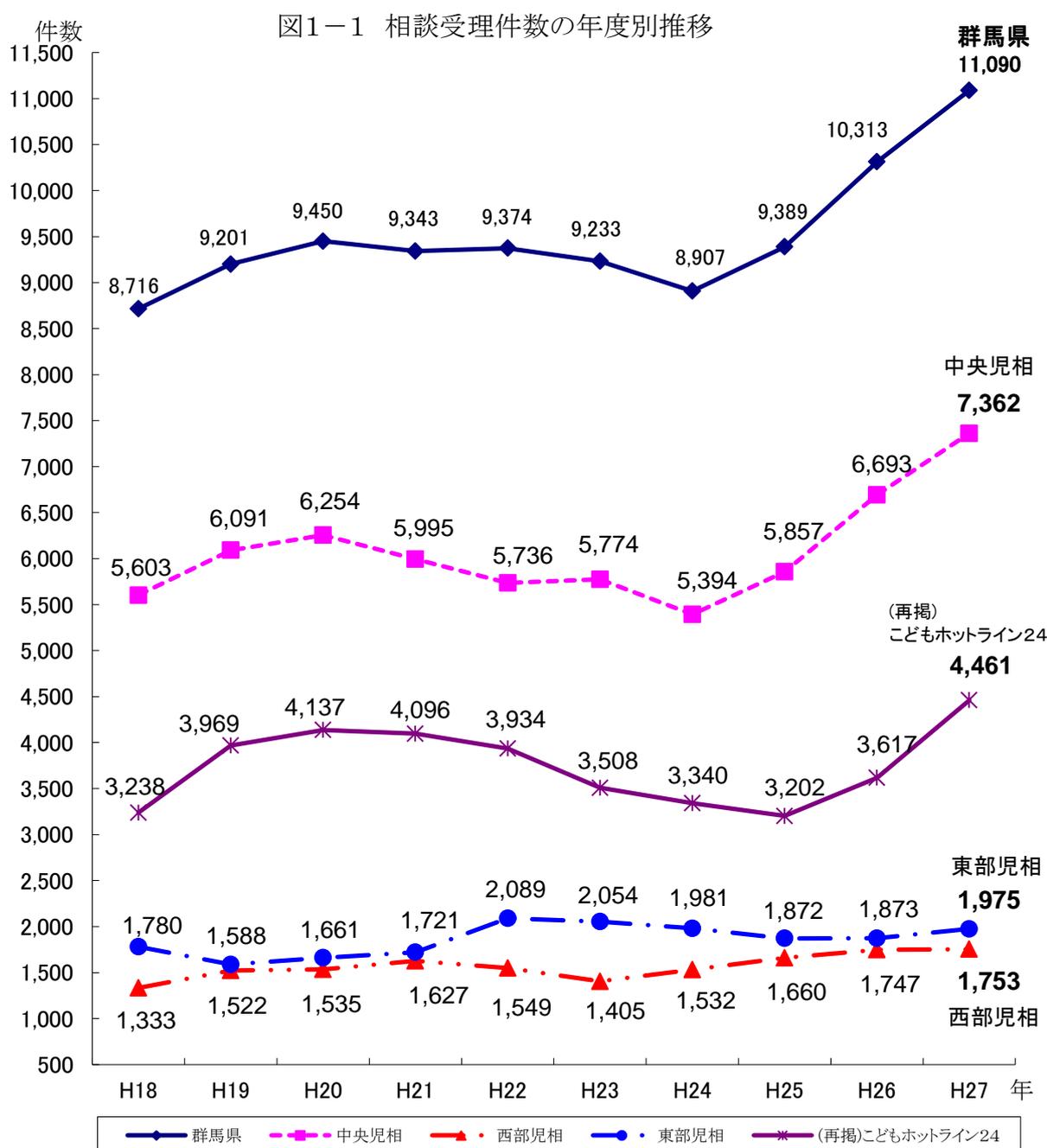
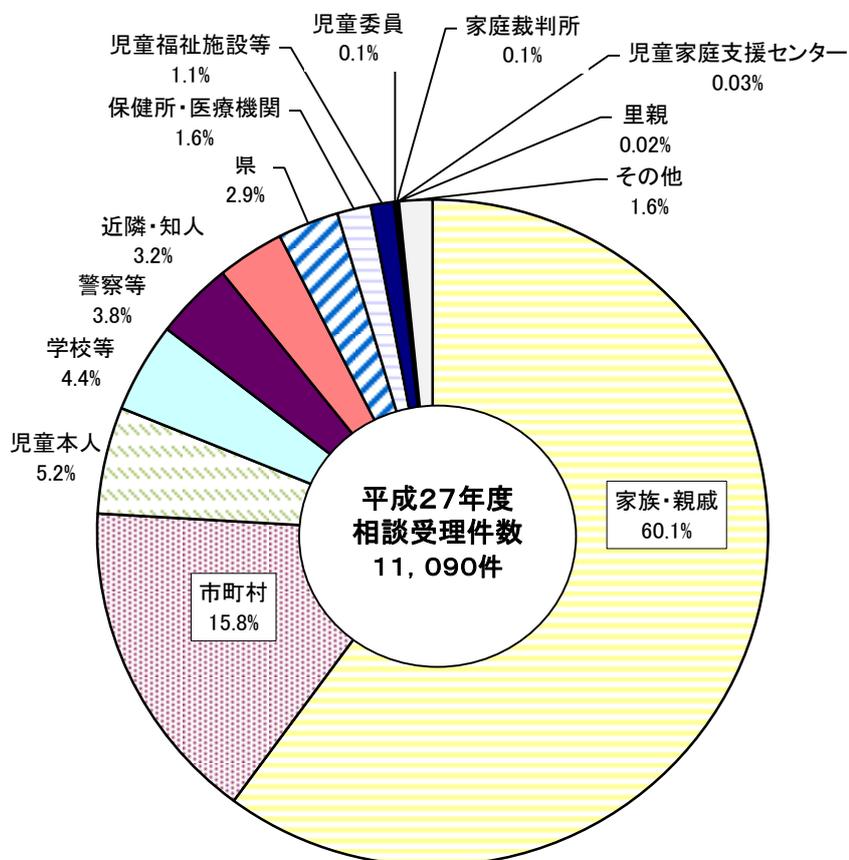


図1-2 経路別受理件数

□ 家族・親戚	□ 市町村	□ 児童本人
□ 学校等	■ 警察等	■ 近隣・知人
□ 県	□ 保健所・医療機関	■ 児童福祉施設等
■ 児童委員	□ 家庭裁判所	■ 児童家庭支援センター
□ 里親	□ その他	



	家族・親戚	市町村	児童本人	学校等	警察等	近隣・知人	県	保健所・医療機関
中央児相	5,005	277	553	119	129	148	89	70
北部支所	316	364	4	62	39	18	32	13
西部児相	670	496	9	150	104	88	120	39
東部児相	674	617	9	153	145	106	86	58
<b>群馬県</b>	<b>6,665</b>	<b>1,754</b>	<b>575</b>	<b>484</b>	<b>417</b>	<b>360</b>	<b>327</b>	<b>180</b>

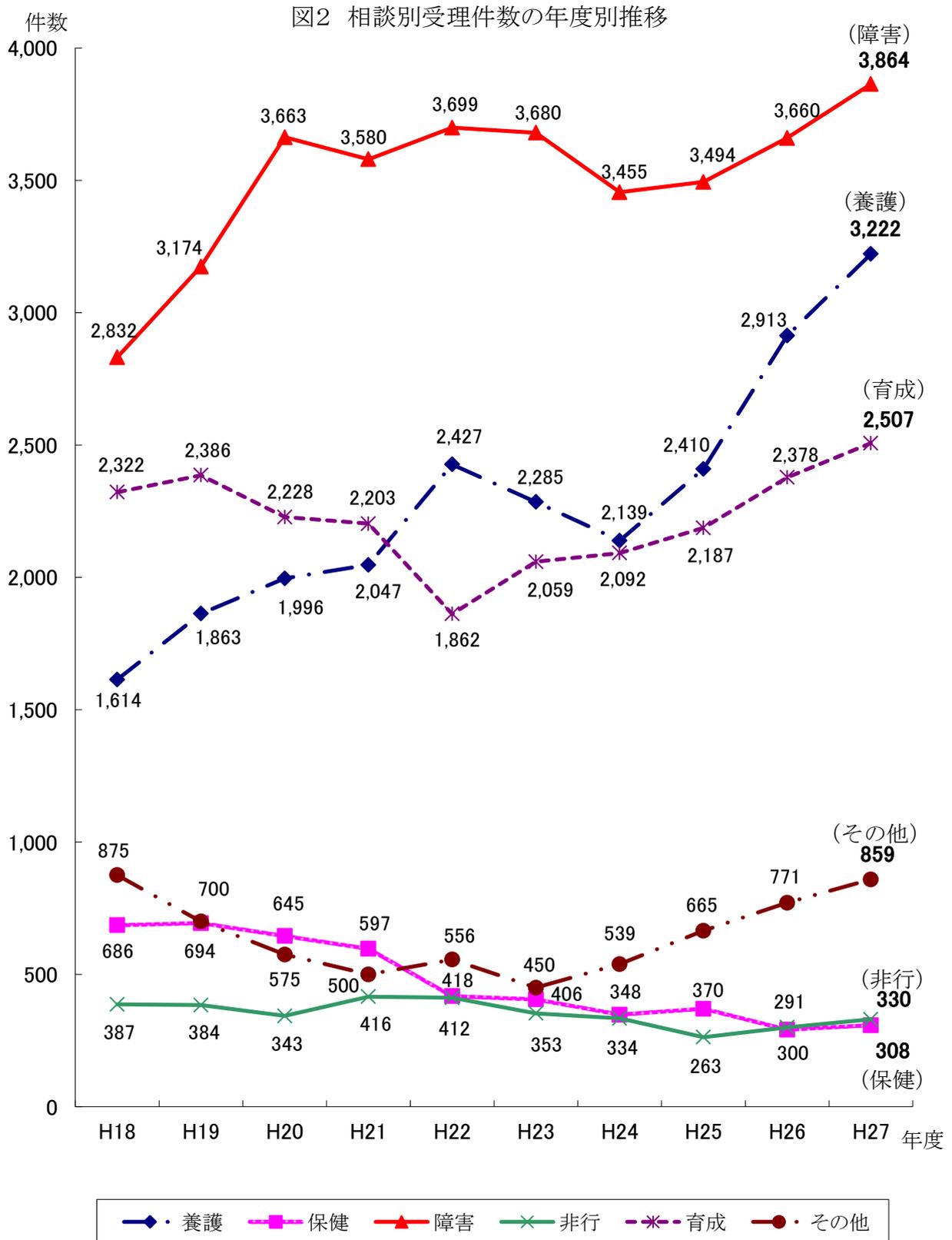
	児童福祉施設等	児童委員	家庭裁判所	児童家庭支援センター	里親	その他	計
中央児相	27	3	6		2	52	6,480
北部支所	10					24	882
西部児相	36	3	3			35	1,753
東部児相	51	6		3		67	1,975
<b>群馬県</b>	<b>124</b>	<b>12</b>	<b>9</b>	<b>3</b>	<b>2</b>	<b>178</b>	<b>11,090</b>

(2) 相談別受理状況

最近10年間の相談別受理件数の推移(図2)は次のとおりである。

平成27年度は、前年度に比べ各相談で増加している。養護相談については、10年間で約2倍に増加している。また、減少傾向にあった非行相談については平成26年度から増加に転じている。

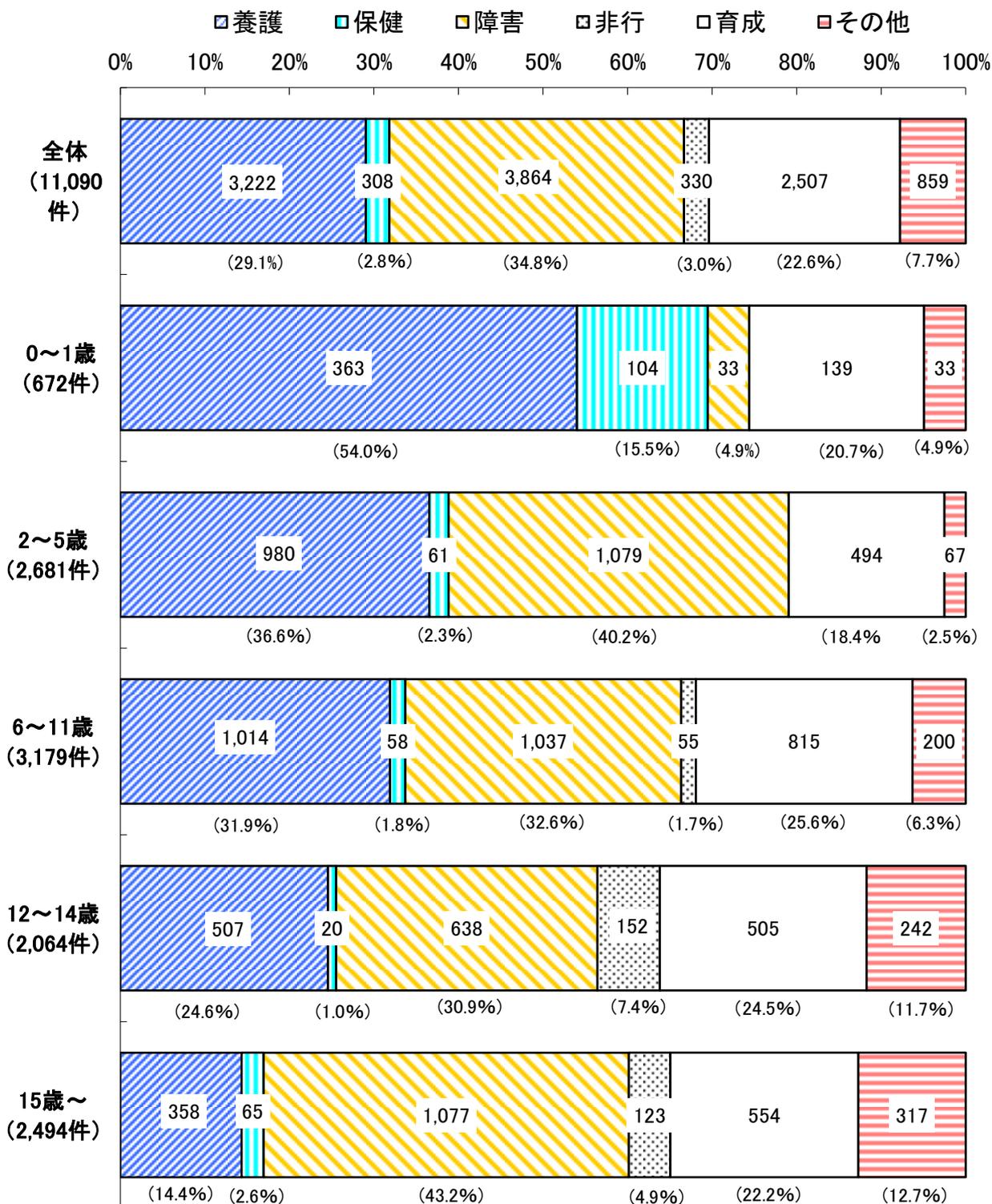
[統計資料:表2参照]



### (3) 年齢別受理状況

児童相談所が平成27年度に受理した相談件数について、児童の年齢層別に相談内容別構成割合を示したものが下図である。この図に見るように、各年齢層によって相談内容の構成割合が異なる。例えば、0～1歳は、養護相談(虐待相談を含む)が50%以上を占め、保健相談の割合も他の年齢層に比べて高い。2～5歳からは障害相談の割合が高くなり、また、12～14歳では非行相談の割合が高くなっている。

図3 年齢別の相談内容別構成割合



(4) 虐待相談

平成27年度の虐待相談は、前年度比130件(13.6%)増の1,088件で過去最多となった。平成20年度と比較すると約1.95倍の増加となっている。

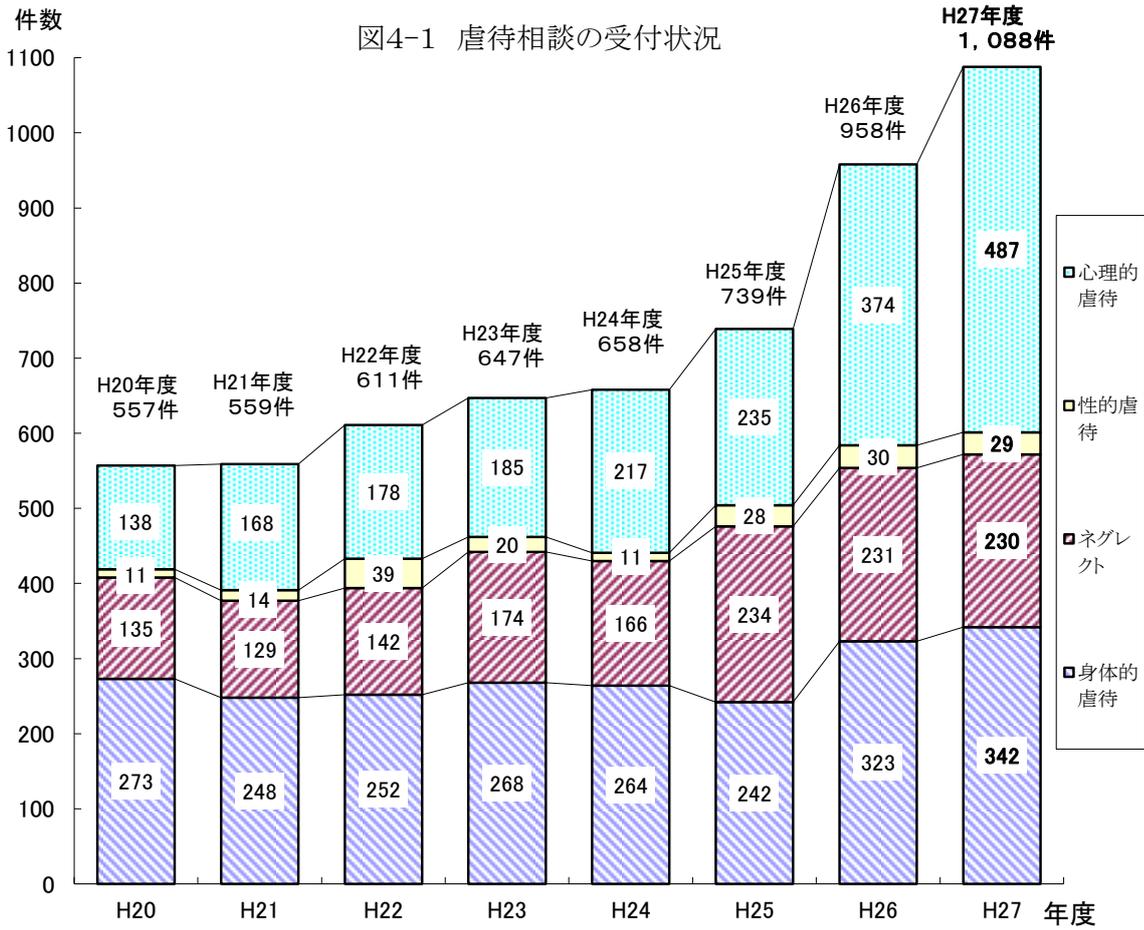


図4-2 虐待相談の経路(平成27年度:1,088件)

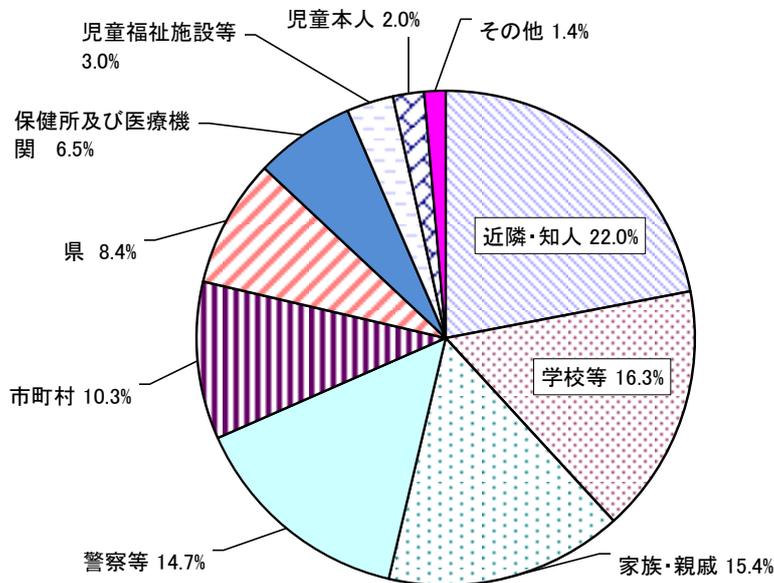


図4-3 虐待種別・年齢別状況

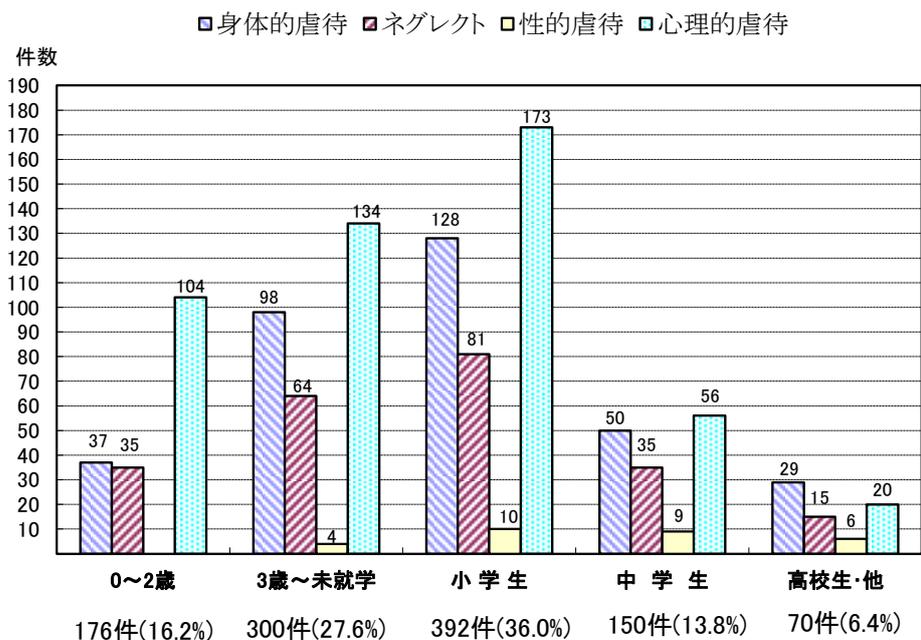


図4-4 主な虐待者

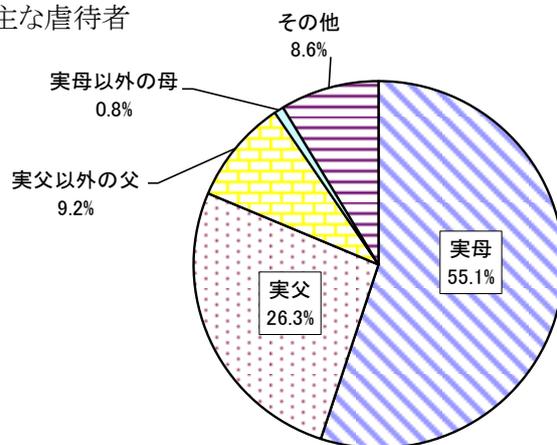
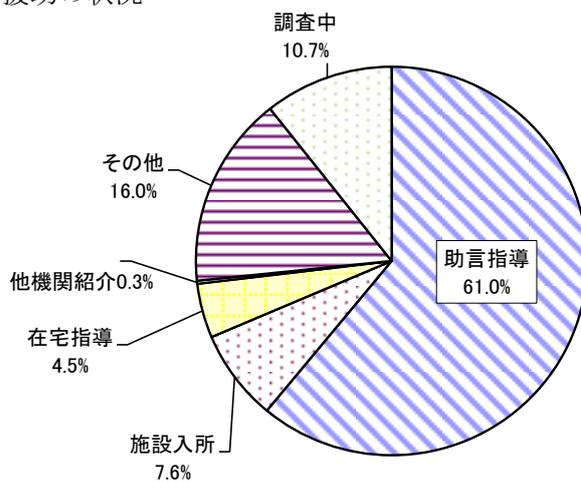


図4-5 援助の状況



## 2 児童心理司活動状況

児童心理司は、嘱託精神科医・小児科医等の医師と連携しながら、子どもや保護者等の相談に応じ、面接、心理検査、観察等によってアセスメントを行ったり、子どもや保護者、関係者等に助言指導や心理療法・カウンセリングを行っている。虐待相談の増加と相まって、生育史・家族歴等が複雑で、支援の困難な事例が増え、心理司の果たす役割が多様化してきたことから、平成17年に、従来の名称である心理判定員から児童心理司の呼称が用いられるようになっていく。平成24年からは、一時保護児童への心理ケアを担当する一時保護所心理司が配置されている。

平成27年度、児童相談所に配置された総児童心理司数は23人、うち嘱託児童心理司7人、嘱託一時保護所心理司1人であり、およそ三分の一を嘱託が占めている。また、一時保護所心理司を除く児童心理司と総児童福祉司等数の割合は1:2.62である。「(嘱託児童心理司1人=0.75人)」として算出

### (1) 活動内容(統計表8～14参照)

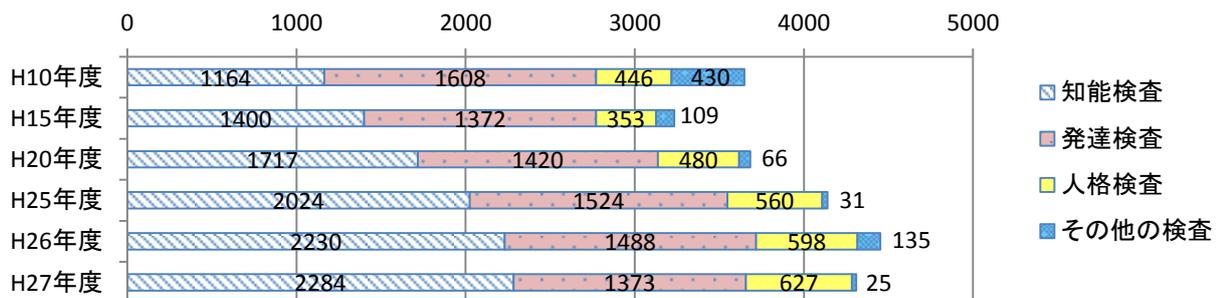
- ①療育手帳等行政福祉サービス利用のための判定及び証明事務
- ②アセスメント及び援助
- ③集団心理療法(キャンプ訓練等)
- ④市町村支援

### (2) 活動形態

来所及び家庭・学校・施設等へのアウトリーチにて、アセスメントや援助を行っている。また、遠隔地等に居住している県民向けに、出張での判定相談(巡回相談、出張判定、1歳6ヶ月児・3歳児精健及び事後指導)を行っている。

### (3) 心理検査実施状況

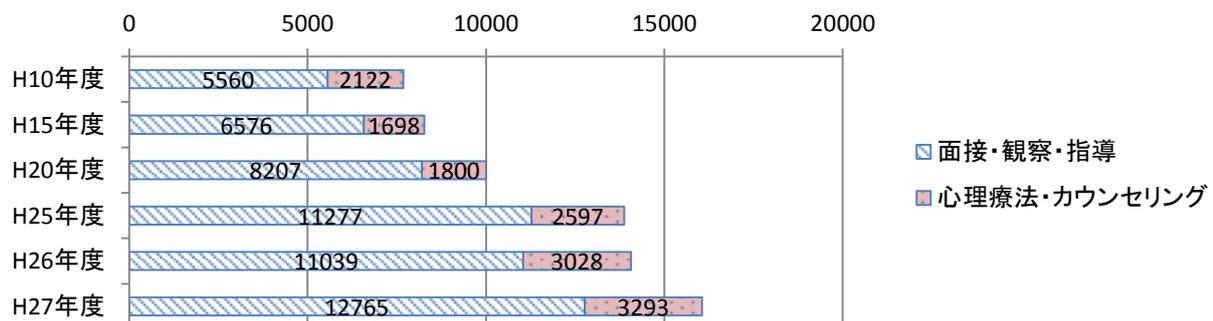
アセスメントのために使用する心理検査は知能検査、発達検査、人格検査、その他の検査に分類されている。近年、発達障害相談に関連し、保護者等による検査結果活用意識が高まり、知能検査を中心とした心理検査結果を文書にて説明することが増えている。



### (4) 面接・観察・指導及び心理療法・カウンセリング等の状況

面接・観察・指導は児童心理司が児童及び保護者、関係機関の職員に対面で行ったものを計上している。生育史・家族歴等が複雑で支援の困難な事例が増加し、児童心理司の視点でのアセスメントや援助を要するケースが増えてきており、平成10年度と比較すると件数がおよそ2.3倍に増加している。

また、必要なケースには児童心理司による心理療法・カウンセリング等を実施しているが、今後より一層の充実が望まれている。



### 3 児童福祉司活動状況

平成27年度、児童相談所に配置された総児童福祉司等数は53人(うち、地区を担当する児童福祉司等は33人、児童虐待対応の児童福祉司等15人、その他5人)である。本県の総人口1,975,105人、総児童人口316,825人(平成26年10月1日現在)と対比すると、地区担当の児童福祉司1人当たりの人口は59,851人、児童人口は9,600人となっている。

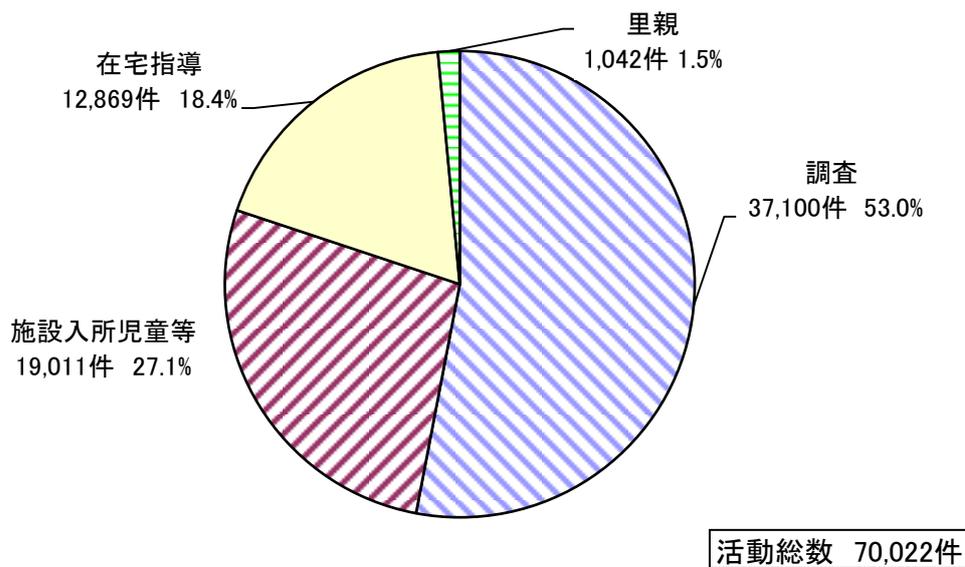
#### (1)活動内容

- ① 相談業務に関する調査及び援助方針決定に必要な調査
- ② 児童福祉法により指導措置した児童及び家族の訪問指導
- ③ 児童相談所において継続指導している家庭の指導
- ④ 施設入所後の家族の指導及び退所後の児童と家族の指導
- ⑤ 里親の調査及び指導
- ⑥ 一時保護児童の治療訓練チームへの参加
- ⑦ 担当地域内の社会環境の把握及び支援
- ⑧ 市町村支援(専門的技術的支援)

#### (2)活動状況

活動件数としては援助方針決定までの調査や助言指導等が最も多く、全体の5割以上を占めているが、虐待相談や不登校・非行問題など児童相談の深刻化複雑化に伴い、その指導に多くの時間を要する傾向にある。年間及び週間計画により活動しているものの、共働き等による日中不在のケースも多く、夜間・早朝・休日等に訪問しなければならないこともある。(統計表15、16、28参照)

児童福祉司活動実績(ケース訪問:件数)



(注)

- 在宅指導・・・法第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号の措置決定後の指導件数  
 施設入所児童等・・・法第27条第1項第3号及び第27条第2項の措置決定後の指導件数  
 里親・・・登録されている里親に対する指導延件数  
 調査・・・援助方針決定に必要な調査、助言指導等の延件数

## 4 一時保護の状況

一時保護所は、中央児童相談所に付設されており、緊急保護・行動観察・短期の治療指導を行う。また、必要に応じ、保護所以外の施設(病院、児童養護施設等)に保護を委託する場合もある。

(緊急保護)

家出、迷子や保護者の家出、死亡、離婚、疾病等で現に児童を保護する能力を失ったり、保護養育の仕方が極めて不適当な場合は応急的に児童を保護する。また、虐待・放任等の理由により、家庭からの分離を必要とした場合に保護を行う。

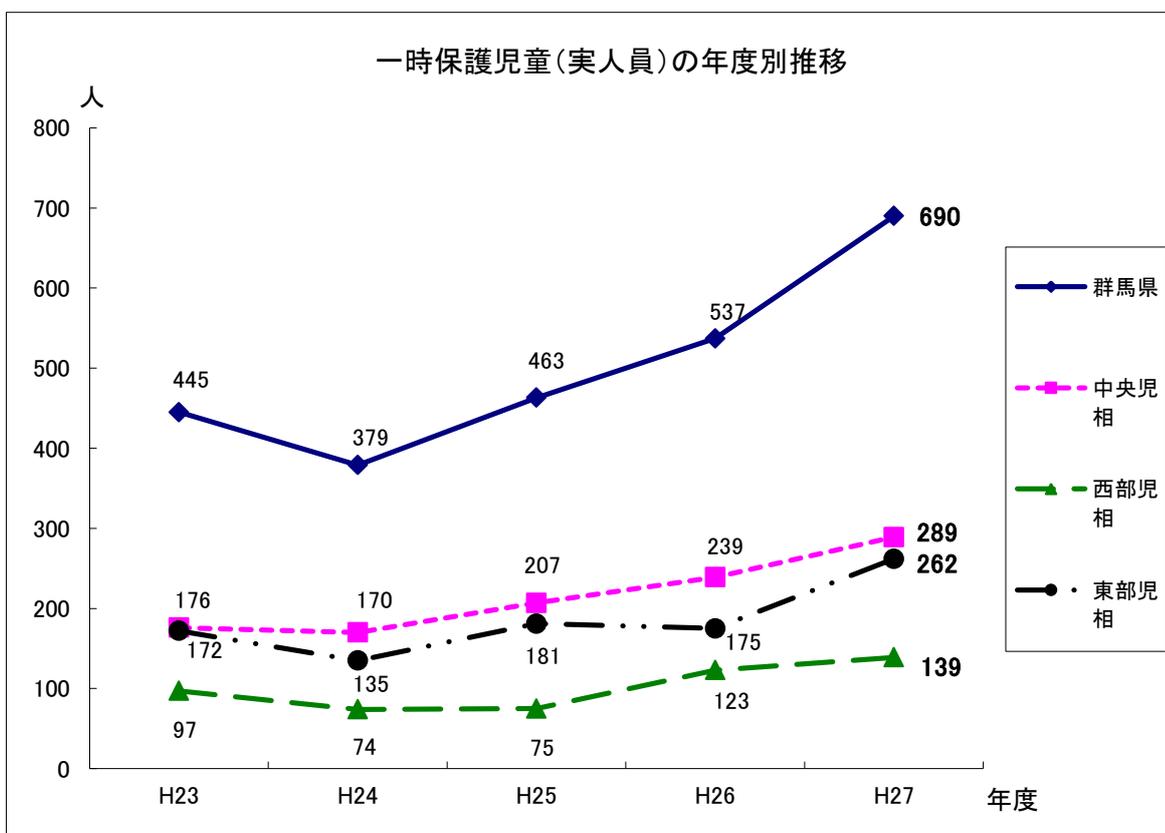
(行動観察)

一時保護をしなければ児童の行動観察が困難な場合に、児童を一時保護して、児童の日常生活の具体的な行動観察を行い、適切な援助方針を定める。

(短期入所治療指導)

不登校等の情緒障害児に対して、その治療指導上、短期の一時保護が必要と判断された場合に一時保護のうえ、医師・心理治療士(児童心理司)・児童指導員・保育士・児童福祉司等により、児童の治療指導を行う。

平成27年度の一時保護延人員は、17,693人(保護所12,412人、保護委託5,281人)、一日当たりの保護児童48.5人(保護所34.0人、保護委託14.5人)で、1人当たりの在所日数は、25.6日(保護所26.1日、保護委託24.7日)となっている。 [統計表22、23、24、25、26参照]



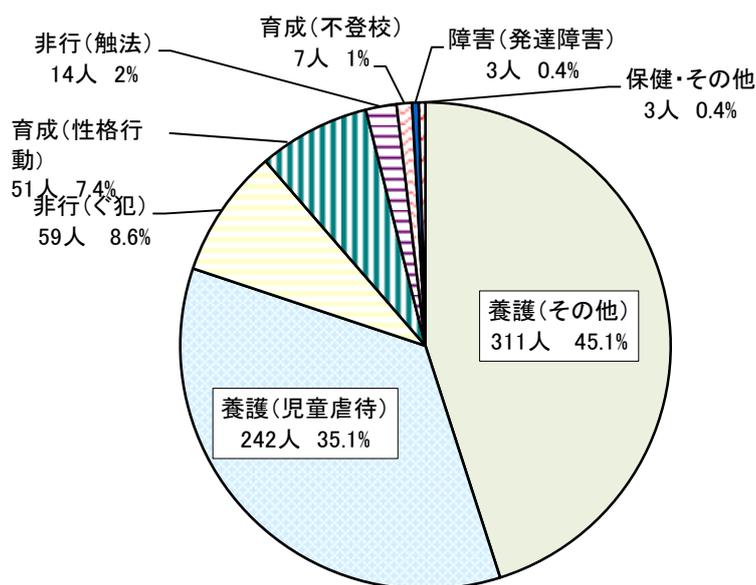
(注) ①一時保護所と一時保護所以外の場所に保護を委託した児童を合計した児童数。

②前年度からの継続は含み、次年度へ継続した児童は含まない。

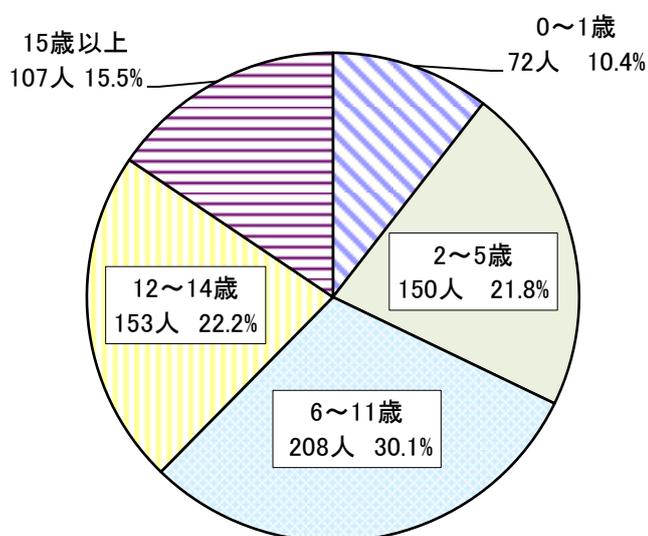
(参考) 一時保護児童の年度別推移

	実人員 (人)	延人員 (人)	1日平均 在所児童数 (人)	1人平均 在所日数 (日)
平成23年度	445	9,986	27.3	23.0
平成24年度	379	9,756	26.7	25.7
平成25年度	463	10,217	28.0	22.1
平成26年度	537	12,060	33.0	22.2
平成27年度	690	17,693	48.5	25.6

一時保護児童の相談種別(平成27年度)



一時保護児童の年齢階層別(平成27年度)



(注)①一時保護所と一時保護所以外の場所に保護を委託した児童を合計した児童数。  
 ②前年度からの継続は含み、次年度へ継続した児童は含まない。

## 5 その他の事業の実施状況

### (1) ふれあい心の友訪問援助事業（メンタルフレンド）

ひきこもり、不登校児に対して、児童相談所の児童福祉司による指導の一環として、児童の兄又は姉に相当する世代で、児童福祉に理解と情熱を有する大学生等を児童福祉司等の助言・指示のもとに、その家庭に派遣し、当該児童とのふれあいを通じて、児童の福祉を図ることを目的として平成7年度から実施している。

（平成27年度派遣対象児童数及び延回数 中央児相2名16回、西部児相及び東部児相なし）

### (2) 里親委託促進事業関係（ふれあい里親・一日里親事業等）

児童福祉施設に入所中の児童を登録里親に委託して、当該児童の健全育成と里親制度に対する理解・周知を図る「ふれあい里親」を年2回（お盆前後及び年末年始）2泊3日を原則として実施している。また、里親月間である10月にも同様の趣旨で「一日里親」を1泊2日を原則として実施している。この他、研修など次の事業を実施している。

#### 全県

年 月 日	名 称	実 施 場 所	参加者数
H27. 7. 18～8. 17	夏期ふれあい里親事業	全県	17組
H27. 10. 17～10. 18	一日里親研修	全県	7組
H27. 12. 31～H28. 1. 2	冬期ふれあい里親事業	全県	13組

#### 中央児相

年 月 日	名 称	実 施 場 所	参加者数
H27. 4. 20	中央地区里親連絡協議会総会 中央地区里親連絡協議会里親サロン	中央児童相談所	13名
H27. 5. 18	中央地区里親連絡協議会里親サロン	県庁会議室 群馬ロイヤルホテル	13名
H27. 6. 21	中央地区里親連絡協議会里親交流会	浅草方面	29名
H27. 9. 10	中央地区里親連絡協議会未委託里親 サロン	中央児童相談所	9名
H27. 9. 28	中央地区里親連絡協議会里親サロン	中央児童相談所	8名
H27. 10. 19	養育里親研修（講義研修）	中央児童相談所会議室	12名
H27. 10. 19、10. 25、 11. 1	養育里親研修（養育実習）	鐘の鳴る丘少年の家 中央児童相談所一時保護所	12名
H27. 11. 16	中央地区里親連絡協議会里親サロン	鐘の鳴る丘少年の家	11名
H27. 12. 8	中央地区里親連絡協議会研修会	中央児童相談所	14名
H28. 2. 8	養育里親研修（講義研修）	中央児童相談所会議室	14名

H28. 2. 14、 2. 21	養育里親研修（養育実習）	鐘の鳴る丘少年の家 地行園、子持山学園	14名
H28. 2. 15	中央地区里親連絡協議会里親サロン	中央児童相談所	11名
H28. 2. 24	中央地区里親連絡協議会乳児委託里親サロン	中央児童相談所	6名
H28. 3. 14	中央地区里親連絡協議会里親サロン	中央児童相談所	11名

#### 西部児相

年 月 日	名 称	実 施 場 所	参加者数
H27. 4. 22	西毛地区里親の会理事会・総会・交流会	西部児童相談所	20名
H27. 8. 27	西毛地区里親の会レクリエーション	埼玉県立川の博物館	18名
H27. 12. 3	出張里親サロン	高崎市役所中2階ロビー	29名
H27. 12月	西毛地区里親の会歳末訪問	会員里親宅	27里親
H28. 1. 16	西毛地区里親の会研修会	西部児童相談所	35名
	新年里親サロン	高崎市役所アートマルシェ	18名
H28. 3. 31	西毛地区里親会会報「わかば」発行	会員、関係機関	-
8月を除く毎月第2木曜	里親サロン	西部児童相談所	各回5～7名

#### 東部児相

年 月 日	名 称	実 施 場 所	参加者数
H27. 5. 26	東毛地区里親会連絡協議会総会、交流会	東部児童相談所	9名
H27. 7. 25	東毛地区里親会連絡協議会交流会	小平の里	28名
H28. 2. 26	東毛地区里親連絡協議会研修会、交流会	東部児童相談所	28名

### (3) 母と子の関係を考える会（Mother & Child Group、通称 MCG）

自分の子どもをかわいく思えなかったり、たたいたり、怒鳴ったりしてしまって、子育てに悩んでいる母親達が、子育ての不安や、自分を責める気持ち、あるいは自分自身の育ちをグループで語る中で、自分自身と向き合い、自分自身の心の傷を癒し、新たな親子関係を築けるように援助している。

実施回数	西部児相	10回	延参加人数	18名（実人員 8名）
	東部児相	12回	延参加人数	15名（実人員 3名）

(4) 「こどもホットライン24」電話相談事業（中央児童相談所）

児童及び児童を有する家庭等の悩み、問題に対し電話による相談を通じ、早期に適切な援助をすることを目的とし、平成4年3月1日に「こども家庭110番」として開設。さらに児童虐待防止法の施行を機に、平成12年11月からは夜間電話相談員を配置し、児童本人や家族などからの電話を24時間365日いつでも受け付けている。平成16年4月からは「ぐんまこども相談センター」として相談を受け付けていたが、平成20年3月末で同センターが廃止されたため、平成20年4月からは「こどもホットライン24」として相談を受けている。（相談状況は統計表29のとおり）

(5) 虐待予防・虐待防止のための子育て支援人材育成事業（中央児童相談所）

県内の虐待防止対策を推進するため、県内の全家庭への子育て支援を目指し、支援できる人材を計画的・継続的に育成することを目的として、市町村職員など県内の子育てに携わる様々な方を対象に、平成17年度から研修事業を実施している。

平成27年度は「平成27年度群馬県児童福祉司任用資格認定等研修」を児童福祉法施行規則第6条第6号に規定する「指定講習」として実施。資格取得要件に該当する職員27名が本研修の全科目を受講し、児童福祉司任用資格（又は資格相当）を取得した。

また、「主任児童委員研修」及び「要保護児童対策地域協議会運営研修」は平成27年度から対象を全県に広げて開催した。

・平成27年度群馬県児童福祉司任用資格認定等研修

年月日	科 目	講 師	参加者
H27.6.1	【児童相談運営論】 児童相談所の機能と役割	中央児童相談所長 小林 啓一	83名
	【児童相談所運営論】 一時保護所の機能と役割	中央児童相談所職員	
	【児童虐待援助論】 児童虐待の理解と援助	中央児童相談所職員	
	【社会福祉援助技術論】 少年法と非行相談への対応	群馬県警生活安全部少年課 磯川 直義	
H27.6.5	【養護原理】 施設養護等の現状と課題	中央児童相談所職員	80名
	【児童福祉論】 子どもの権利・児童家庭福祉の体系	明治学院大学 教授 松原 康雄	
H27.6.12	【児童虐待援助演習】 通告・調査・援助の実際について	日本社会事業大学 准教授 宮島 清	93名
	【社会福祉援助技術演習】 面接技法の基礎	グループインサイトこころの 相談室 代表 加藤 昌弘	
H27.6.19	【障害者福祉論】 障害児の理解と家族への援助	中央児童相談所職員	87名

	外国籍の子どもの相談への対応	立川市子ども家庭支援センター 中村 恵美子	
H27. 7. 3	【児童虐待援助論】 子どもの発達と虐待が及ぼす影響	前橋赤十字病院 医師 溝口 史剛	132名
	【社会福祉援助技術論】 面接技法について（対応困難な親・虐待を認めない親・精神疾患を抱えている親等）	越谷心理支援センター 所長 秋山 邦久	
H27. 7. 10	【児童虐待援助演習】 コモンセンスペアレンティング（CSP） について	エスオーエス子どもの村 CSP幼児版指導者認定講師 山口 大輔	113名
	【養護原理】 施設内における子どもの支援	児童養護施設房総双葉学園 施設長 小木曾 宏	
H27. 7. 17	【障害者福祉論】 発達障害児への理解と支援	群馬大学附属病院 医師 成田 秀幸	130名
	【児童虐待援助論】 児童虐待への法的対応及び関連法を学ぶ	（社）比較後見法制研究所 理事 佐柳 忠晴	
H27. 7. 31	【児童虐待援助論】 ケース支援のためのアセスメント	子どもの虹情報研修センター 研修部長 増沢 高	108名
	【児童虐待援助論】 死亡事例に学ぶ	関西学院大学 教授 才村 純	

・各種研修等

年月日	研修名/科目	講師	参加者
H27. 10. 25	「家族・子ども・親」を考える県民講座 ・NHKドラマ「やさしい花」上映	NPO法人 親支援プログラム 研究会 代表 田熊 恭子	100名
	・講演「CSPを通じて、児童虐待を考える～子どもをほめて育てる～」		
H27. 12. 21	主任児童委員研修（西部児相管内）	KT福祉研究所 代表 松藤 和生	68名
H27. 12. 22	〃（東部児相管内）		65名
H27. 12. 24	〃（中央児相管内）		104名
H28. 1. 29	要保護児童対策地域協議会運営研修 ・群馬県児童死亡事案検証報告書について	中央児童相談所職員	101名
	・市町村による要支援児童・要保護児童 ・児童虐待事例への支援について	日本社会事業大学 准教授 宮島 清	
H28. 2. 8	児童相談所職員研修 ・「性被害ー加害」問題へのアプローチ	さいたま子どものこころ クリニック 院長 星野 崇啓	30名

## (6) 会議・研修等一覧

### 中央児相

年月日	名 称	参加者
H27. 5. 1	鯉のぼり掲揚の集い（駒形保育園、一時保護児童参加）	50名
H27. 5. 11	管内市町村児童福祉担当主管課長等会議	32名
H28. 2. 10	施設サポート会議（各施設のファミリーソーシャルワーカー、児童相談所）	50名

### 西部児相

年月日	名 称	参加者
H27. 4. 30	鯉のぼり掲揚と子ども人形劇場（児童養護施設入所児童参加）	15名
H27. 11. 26	管内市町村児童福祉担当課長・担当者会議	82名

### 東部児相

年月日	名 称	参加者
H27. 5. 1	鯉のぼり掲揚の集い（東光虹の家、東光乳児院、ひまわり学園）	30名
H27. 10. 6	児童虐待対応研修（ぐんまこどもの国児童会館）	33名

## (7) その他

- ①出前講座一職員が管内学校等に出向き、児童虐待防止に関する説明を行った。（中央児童相談所）
- ②児童虐待防止のための関係機関訪問（西部児童相談所）  
児童の関わりの深い関係機関を訪問し、児童虐待防止の啓発を行っている。平成27年度は10月から11月の間に、甘楽郡内、富岡市内の小児科医16か所を訪問し、児童虐待に関する意見交換を行い、虐待が疑われる児童を診察した場合の対応について確認した。
- ③単位民生委員・児童委員協議会への訪問（西部児童相談所）  
管内の単位民生委員児童委員協議会を訪問し（36か所）、虐待が疑われる児童を発見した場合の通告等の対応や里親制度及び里親登録の周知を図った。
- ④就学時検診における児童虐待防止啓発活動（東部児童相談所）  
毎年10月頃に行われる就学時検診時に、小学校入学前の児童の保護者に対し、東部児童相談所で作成したチラシを活用し、児童虐待防止に関する説明を行った。  
対象：東部児童相談所管内小学校 16校、保護者延べ1,000名

## ☀ 児童相談所の行事紹介 ☀

- ☀ 中央児童相談所では、「家族・子ども・親」について考える県民講座を開催しています。平成27年度は、児童虐待防止推進月間県民講座を「子育てと虐待を考える」と題して、開催しました。（会場：群馬会館ホール）



- ☀ 中央児童相談所では、児童虐待防止推進月間中に、オレンジリボンキャンペーンとして「ぐんま県民マラソン」に参加しました。

### オレンジリボンブース設置

物販展示エリアにブースを設置し、啓発資料を配付した。

### 参加者にオレンジリボンを配布

大会参加者に5000個のオレンジリボンを配布し、ゼッケン等につけて走ってもらい、キャンペーンに参加してもらった。

### 選手として大会に参加

オリジナルTシャツを着て大会に参加し、沿道の住民にオレンジリボンキャンペーンをPRした



- ☀ 西部児童相談所では、児童虐待防止推進月間中に、オレンジリボンキャンペーンとして以下の取組を行いました。

### 横断幕設置

オレンジリボンの横断幕を設置

### ラジオ高崎による啓発

職員が出演し、オレンジリボンキャンペーンを広報

### 小児科医訪問

甘楽郡内、富岡市内の小児科医を訪問し、意見交換した



- 東部児童相談所では、小学校入学前の児童をもつ保護者に対し、就学時検診時に東部児童相談所で作成したチラシを活用し、児童虐待防止に関する説明を行いました。



- 東部児童相談所では、5月のこどもの日の行事として、近隣の児童福祉施設の子どもたちを招いて、「鯉のぼり掲揚の集い」を行いました。



# 統計表

表 1

相 談 経 路 別 受 付 状 況

(表 1-1) 受付状況

(単位：件)

経 路 別  児 相 別	都道府県				市 町 村				児童福祉施設 指定医療機関		児童家庭 支援セン ター	警 察	家 庭 裁 判 所	保 健 及 医 療 機 関	所 び 学 校 等			里 親	児 童 委 員 員	家 族 ・ 親 戚	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人 他	そ の 計			
	児 童 相 談 所	福 祉 事 務 所	保 健 セ ン タ ー 他	福 祉 事 務 所	児 童 委 員	保 健 セ ン タ ー 他	そ の 育 所	保 育 所	児 童 福 祉 施 設	指 定 医 療 機 関					保 健 機 関	医 療 機 関	幼 稚 園							学 校	教 育 委 員 会 等	
																										1
中央児相	58	1	30	178	1	78	20	8	18	1	129	6	1	69	15	100	4	2	3	5,005	148	553	52	6,480		
こどもホッ ィ24以外	56	1	29	178	1	78	18	8	16	1	122	6	1	64	15	94	3		2	1,185	77	20	44	2,019		
こどもホッ ィ24	2		1				2		2		7			5		6	1	2	1	3,820	71	533	8	4,461		
北部支所	26	3	3	114	2	150	98	2	8		39			13	1	49	12			316	18	4	24	882		
西部児相	54	5	4	57	373	2	87	34	18	18	104	3		39	6	140	4		3	670	88	9	35	1,753		
東部児相	57	14	2	13	522	1	56	38	25	26	3	145		58	13	134	6		6	674	106	9	67	1,975		
計	195	23	6	103	1,187	6	371	190	53	70	1	3	417	9	1	179	35	423	26	2	12	6,665	360	575	178	11,090
(%) 比 率	1.8	0.2	0.1	0.9	10.7	0.1	3.3	1.7	0.5	0.6	0.0	0.0	3.8	0.1	0.0	1.6	0.3	3.8	0.2	0.0	0.1	60.1	3.2	5.2	1.6	100.0

(表 1-1) の続き

経 路 別  児 相 別	再 掲			
	措 置 変 更	期 間 延 長	巡 回 相 談	電 話 相 談
中央児相	18	12		4,534
こどもホッ ィ24以外	18	12		73
こどもホッ ィ24				4,461
北部支所	1	2	38	106
西部児相	11	11	97	158
東部児相	18	17	139	235
計	48	42	274	5,033
比率(%)	0.4	0.4	2.5	45.4

(表 1-2) 関係機関等の状況

機 関 別  児 相 別	福 祉 事 務 所	家 庭 児 童 相 談 室	市 民 生 活 委 員 員	児 童 委 員 員	主 任 児 童 委 員 員	保 健 所	警 察 署	教 育 事 務 所							
									所	室	人	人	所	署	所
									3	2	3	1,022	76	2	3
中央児相	3	2	3	1,022	76	2	3	1							
北部支所	5	2	14	641	63	3	4	2							
西部児相	7	4	9	1,174	128	4	4	1							
東部児相	7	4	9	1,028	101	3	4	1							
計	22	12	35	3,865	368	12	15	5							

(注) 平成28年3月31日現在の数

表2 相談種別受付状況 (単位：件)

児相別	相談種別 年度別	養護		保 健	障 害					非 行		育 成				そ の 他	計	
		養 児 童 虐 待 相 談	護 そ の 他 の 相 談		肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害 等	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性			育 児 ・ し っ け
中央児相	23	296	941	385	6	7	56	74	867	184	93	57	326	44	214	1,076	370	4,996
	24	226	739	316	7	7	62	45	765	248	88	40	334	83	212	1,047	439	4,658
	25	253	866	350		1	46	72	795	180	64	32	264	53	201	1,300	545	5,022
	26	338	1,115	279	6	1	31	45	927	235	129	27	243	119	234	1,418	668	5,815
	27	376	1,304	287	1	1	29	35	1,002	251	177	35	277	155	236	1,556	758	6,480
	こどもホット ライン24以外 こどもホット ライン24	365	153	4	1		3	35	993	201	56	35	65	31	43	18	16	2,019
	11	1,151	283		1	26		9	50	121		212	124	193	1,538	742	4,461	
北部支所	23	44	80	3			22	17	385	115	16	9	49	16	10	2	10	778
	24	28	47	1	3	1	16	18	334	130	17	8	50	33	17		33	736
	25	63	89	3			23	29	364	142	13	3	43	27	15	1	20	835
	26	82	102	2			17	19	393	154	17	2	47	17	12	5	9	878
	27	152	94	3	1		8	26	359	137	18	5	31	17	21		10	882
西部児相	23	167	135	5	3		36	80	676	86	18	43	45	21	46	13	31	1,405
	24	236	178	11	4		19	58	719	76	35	30	46	22	34	23	41	1,532
	25	237	292	11	3	1	24	68	664	93	41	36	42	31	40	16	61	1,660
	26	241	344	7	5		24	78	724	93	42	23	71	39	27	10	19	1,747
	27	248	333	6	4	1	14	45	773	100	25	30	63	30	17	24	40	1,753
東部児相	23	140	482	13	7		39	143	814	63	63	54	128	41	22	6	39	2,054
	24	168	517	20	1		23	71	785	63	67	49	100	45	36	10	26	1,981
	25	186	424	6	5	1	21	120	758	84	53	21	74	35	16	29	39	1,872
	26	297	394	3	4	2	10	68	745	79	37	23	61	38	22	15	75	1,873
	27	312	403	12	2		3	87	842	143	21	19	35	21	9	15	51	1,975
計	23	647	1,638	406	16	7	153	314	2,742	448	190	163	548	122	292	1,097	450	9,233
	24	658	1,481	348	15	8	120	192	2,603	517	207	127	530	183	299	1,080	539	8,907
	25	739	1,671	370	8	3	114	289	2,581	499	171	92	423	146	272	1,346	665	9,389
	26	958	1,955	291	15	3	82	210	2,789	561	225	75	422	213	295	1,448	771	10,313
	27	1,088	2,134	308	8	2	54	193	2,976	631	241	89	406	223	283	1,595	859	11,090
27年度 構成比(%)	9.8	19.2	2.8	0.1	0.0	0.5	1.7	26.8	5.7	2.2	0.8	3.7	2.0	2.6	14.4	7.7	100.0	

表 3

相 談 内 容 別 受 付 状 況

(単位：件)

(表 3-1) 養護相談

児相別	内 訳 性別	父 母 家 出	父 母 死 亡	父 母 離 婚	父 母 疾 病	家 庭 環 境				そ の 他					計	
						放 任	虐 待	家 庭 不 和	養 育 力 欠	父 母 稼 働	父 母 服 役	迷 子	婚 姻 外 子	養 子 縁 組		そ の 他
中央児相	男	3	3	44	527	2	181	75	112	9	6		3	1	62	1,028
	女		2	31	228	3	195	49	76	6	5		3		54	652
	計	3	5	75	755	5	376	124	188	15	11		6	1	116	1,680
北部支所	男				7		77	9	31						3	127
	女	1			5		75	4	27		1	1	1		4	119
	計	1			12		152	13	58		1	1	1		7	246
西部児相	男	4	2		18	3	116	22	29	2	1		2	6	87	292
	女		1	2	20	1	132	29	17	3	1		3	11	69	289
	計	4	3	2	38	4	248	51	46	5	2		5	17	156	581
東部児相	男	6	3	1	18	3	167	41	98	1	6			1	42	387
	女	5	3	4	16	3	145	42	68	1	5	1			35	328
	計	11	6	5	34	6	312	83	166	2	11	1		1	77	715
計	男	13	8	45	570	8	541	147	270	12	13		5	8	194	1,834
	女	6	6	37	269	7	547	124	188	10	12	2	7	11	162	1,388
	計	19	14	82	839	15	1,088	271	458	22	25	2	12	19	356	3,222

(表 3-2) 保健相談

児相別	内 訳 性別	虚 弱 児	発 育 遅 滞	精 神 障 害	そ の 他	計
中央児相	女	2	11	16	112	141
	計	3	24	20	240	287
	北部支所	男		1		1
北部支所	女				1	1
	計		1		2	3
	西部児相	男		1	1	1
西部児相	女			2	1	3
	計		1	3	2	6
	東部児相	男		1		3
東部児相	女		1	2	5	8
	計		2	2	8	12
	計	男	1	16	5	133
女		2	12	20	119	153
計		3	28	25	252	308

(表 3-3) 肢体不自由相談

児相別	内 訳 性別	脳 性 麻 痺	他 の 麻 痺	筋 疾 患	骨 関 節 疾 患	先 天 奇 形	そ の 他	計
中央児相	女							
	計	1						1
	北部支所	男				1		
北部支所	女							
	計				1			1
	西部児相	男					1	
西部児相	女				2	1		3
	計				2	1	1	4
	東部児相	男		1				1
東部児相	女							
	計		1				1	2
	計	男	1	1		1		2
女					2	1		3
計		1	1		3	1	2	8

(表3-1別表) 虐待相談の状況  
 <相談の経路>

(単位: 件)

経路別 児相別	都道府県				市町村				児童福祉施設 指定医療機関			児童家庭 支援センター 等	警察 家庭 裁判 所	保健及び 医療機関		学校等			里 親	児 童 委 員	家 族 ・ 親 戚	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	そ の 他	計
	児童 相 談 所	福 祉 事 務 所	保 健 セ ン タ ー 他	福 祉 事 務 所	児 童 委 員	保 健 セ ン タ ー 他	保 育 所	児 童 福 祉 施 設	指 定 医 療 機 関	保 健	医 療 機 関			幼 稚 園	学 校	教 育 委 員 会 等									
																	保 健	医 療 機 関							
中央児相	30			8	10	6	12	4	1			51			22	1	55	1			80	73	11	11	376
子ども トライン24以 上	30			8	10	6	12	4	1			51			22	1	55	1			76	69	9	10	365
子ども トライン24																					4	4	2	1	11
北部支所	12	2			7	1	19		1			20			4		31	1			32	14	2		152
西部児相	16			2	18	1	2	9	9	2		48			22	2	26				17	68	3	3	248
東部児相	20	1			5	4		12	14	2		41			23	3	57				39	84	6	1	312
計	78	3		10	40	6	27	39	27	6		160			71	6	169	2			168	239	22	15	1,088
(%) 比率	7.2	0.3		0.9	3.7	0.6	2.5	3.6	2.5	0.6		14.7			6.5	0.6	15.5	0.2			15.4	22.0	2.0	1.4	100.0

<被虐待児の年齢・相談種別>

		身 体 的 虐 待	ネ グ レ ク ト	性 的 虐 待	心 理 的 虐 待	計
中央児相	0~2歳	19	12		21	52
	3~未就学	41	23	2	45	111
	小学生	46	34	4	59	143
	中学生	17	8	7	14	46
	高校生・他	10	6	3	5	24
	計	133	83	16	144	376
北部支所	0~2歳	5	7		12	24
	3~未就学	13	7	2	9	31
	小学生	21	10	5	22	58
	中学生	12	6		10	28
	高校生・他	4	3	1	3	11
計	55	33	8	56	152	
西部児相	0~2歳	5	5		39	49
	3~未就学	22	23		36	81
	小学生	27	18		32	77
	中学生	6	10	2	10	28
	高校生・他	7	2		4	13
計	67	58	2	121	248	
東部児相	0~2歳	8	11		32	51
	3~未就学	22	11		44	77
	小学生	34	19	1	60	114
	中学生	15	11		22	48
	高校生・他	8	4	2	8	22
計	87	56	3	166	312	
合計	342	230	29	487	1,088	

<主な虐待者>

	実 父	実 父 以 外 の 父	実 母	実 母 以 外 の 母	そ の 他	計	両 親 ・ 再 掲
中央児相	107	36	210	2	21	376	54
北部支所	43	14	73	2	20	152	4
西部児相	57	22	146	2	21	248	15
東部児相	79	28	170	3	32	312	67
計	286	100	599	9	94	1,088	140

<援助の状況>

	前 年 度 未 処 理	助 言 指 導	他 機 関 紹 介	在 宅 指 導	施 設 入 所 他	そ の 計	調 査 中
中央児相	45	230		19	38	78	365
北部支所	11	94		13	3	31	141
西部児相	12	160		12	17	53	242
東部児相	16	231	3	9	31	25	299
計	84	715	3	53	89	187	1,047

(注) 年度中に処理した件数

(表3-4) 視聴覚障害相談

児相別	内訳 性別	ろう 難 聴					盲 弱 視	そ の 他	計
		高 度	高 く 中 度	中 度	軽 度	正 常			
中央児相	男		1						1
	女								
	計		1						1
北部支所	男								
	女								
	計								
西部児相	男	1							1
	女								
	計	1							1
東部児相	男								
	女								
	計								
計	男	1	1						2
	女								
	計	1	1						2

(表3-5) 言語発達障害等相談

児相別	内訳 性別	言 語 遅 滞	機 能 的 構 音 障 害	器 質 的 構 音 障 害	吃 音	注 意 欠 陥	そ の 他	計
中央児相	男	6	2		3		9	20
	女	1			3		5	9
	計	7	2		6		14	29
北部支所	男	5						5
	女	3						3
	計	8						8
西部児相	男	8	2					10
	女	3	1					4
	計	11	3					14
東部児相	男	1	1					2
	女	1						1
	計	2	1					3
計	男	20	5		3		9	37
	女	8	1		3		5	17
	計	28	6		6		14	54

(表3-6) 知的障害相談

児相別	内訳 性別	重 度	中 等 度	軽 度	計
中央児相	男	136	152	393	681
	女	67	80	174	321
	計	203	232	567	1,002
北部支所	男	38	68	120	226
	女	26	28	79	133
	計	64	96	199	359
西部児相	男	107	149	274	530
	女	39	71	133	243
	計	146	220	407	773
東部児相	男	142	175	271	588
	女	64	81	109	254
	計	206	256	380	842
計	男	423	544	1,058	2,025
	女	196	260	495	951
	計	619	804	1,553	2,976

(表3-7) 発達障害相談

児相別	内訳 性別	自 閉 症	自 閉 傾 向	注 意 欠 陥	計
中央児相	男	90	87	16	193
	女	27	21	10	58
	計	117	108	26	251
北部支所	男	91	10	5	106
	女	24	4	3	31
	計	115	14	8	137
西部児相	男	58	13	4	75
	女	21	4		25
	計	79	17	4	100
東部児相	男	85	14	11	110
	女	19	7	7	33
	計	104	21	18	143
計	男	324	124	36	484
	女	91	36	20	147
	計	415	160	56	631

(表 3-8) &lt; 犯行為等相談

児相別	内 訳 性別	家	乱	性	薬	不	火	家	触	そ	計
		出 浮 浪	暴	的 問 題	品 使 用	良 交 友	遊 び	金 持 出	法 行 為	の 他	
中央児相	男	19	16	43		1	1	15	6	11	112
	女	24	6	22		3		7	1	2	65
	計	43	22	65		4	1	22	7	13	177
北部支所	男	1	1	4		1	2	3		1	13
	女	4				1					5
	計	5	1	4		2	2	3		1	18
西部児相	男		2	3			2	6		1	14
	女	6		1				1	3		11
	計	6	2	4			2	7	3	1	25
東部児相	男	3	5	3		1		2			14
	女	7									7
	計	10	5	3		1		2			21
計	男	23	24	53		3	5	26	6	13	153
	女	41	6	23		4		8	4	2	88
	計	64	30	76		7	5	34	10	15	241

(注) 薬品使用とは、睡眠薬、鎮痛剤等一般薬品

(表 3-9) 触法行為等相談

児相別	内 訳 性別	窃 盗					暴 行 傷 害	恐 喝	わ い せ つ	放 火	薬 物 乱 用	そ の 他	計
		侵 入 盗	万 引	車 上 荒 し	乗 物 盗	他 の 窃 盗							
中央児相	男		9		1	6	7		3			2	28
	女		3				2			1	1	7	
	計		12		1	6	9		3	1	3	35	
北部支所	男						2	2	1			5	
	女												
	計						2	2	1			5	
西部児相	男	4	9		4	1	4		3		3	28	
	女		1								1	2	
	計	4	10		4	1	4		3		4	30	
東部児相	男	2	3			1	1		3	2	4	16	
	女		3									3	
	計	2	6			1	1		3	2	4	19	
計	男	6	21		5	8	14	2	10	2	9	77	
	女		7				2			1	2	12	
	計	6	28		5	8	16	2	10	2	11	89	

(注) 薬物とは、毒物・劇物であって一般にシンナー・マリファナ・大麻など

(表3-10) 性格行動相談

児相別	内訳 性別	反抗強情	乱暴	わがまま	落ち着きなし	引っ込み思案	無気力	かんもく	登校しぶり	神経性習癖	神経症傾向	その他	計
		中央児相	男	5	32	5	8			31	2	3	96
	女	6	3	2	2			1	22	4	3	52	95
	計	11	35	7	10			1	53	6	6	148	277
北部支所	男	3	3		1			3				12	22
	女	1						1		1		6	9
	計	4	3		1			4		1		18	31
西部児相	男		26	1	3			1				13	44
	女		5					1		1		12	19
	計		31	1	3			2		1		25	63
東部児相	男	1	11		2			1		1		9	25
	女		2	1				2				5	10
	計	1	13	1	2			3		1		14	35
計	男	9	72	6	14			36	2	4	130	273	
	女	7	10	3	2			1	26	4	5	75	133
	計	16	82	9	16			1	62	6	9	205	406

(表3-11) 適性相談

児相別	内訳 性別	進学・就学	職業	学業不振	テスト	その他	計
		中央児相	男	37	6	11	15
	女	32	2	8	27	44	113
	計	69	8	19	42	98	236
北部支所	男	3			12	1	16
	女				4	1	5
	計	3			16	2	21
西部児相	男			1	6	2	9
	女	2		2	4		8
	計	2		3	10	2	17
東部児相	男	2		2			4
	女	2		3			5
	計	4		5			9
計	男	42	6	14	33	57	152
	女	36	2	13	35	45	131
	計	78	8	27	68	102	283

(表3-12) その他の相談

児相別	内訳 性別	いじめ	思春期の悩み	児童買春等被害相談	その他	計
		中央児相	男	83	215	
	女	54	33		141	228
	計	137	248		373	758
北部支所	男				6	6
	女				4	4
	計				10	10
西部児相	男	2	1		15	18
	女	1	1		20	22
	計	3	2		35	40
東部児相	男	2	1		27	30
	女		3		18	21
	計	2	4		45	51
計	男	87	217		280	584
	女	55	37		183	275
	計	142	254		463	859

表4

## 市町村別相談種別受付状況

(単位：件)

児相別	相談種別 市町村別	養護		保 健	障 害					非 行 犯 行 為 等	行 触 法 行 為 等	育 成				そ の 他	計		
		児 童 虐 待 相 談	そ の 他 の 相 談		肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害 等	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害			発 達 障 害	性 格 行 動	不 登 校 性	適 性			育 児 ・ し っ け	
中央児相	前橋市	201	74	3	1		3	19	529	119	36	22	39	22	11	11	8	1,098	
	伊勢崎市	131	71					13	380	77	16	11	22	7	6	4	6	744	
	佐波郡 玉村町	31	5					2	61	5	1		2	2	2		2	113	
	管外	1	2						19		1	2			24	3		52	
	県外		1					1	4		2							8	
	不明	1		1									2					4	
	計	365	153	4	1		3	35	993	201	56	35	65	31	43	18	16	2,019	
	子どもホットライン24	11	1,151	283		1	26		9	50	121		212	124	193	1,538	742	4,461	
合計	376	1,304	287	1	1	29	35	1,002	251	177	35	277	155	236	1,556	758	6,480		
北部支所	沼田市	11	14	2			4	2	76	35	1		9	2	3		2	161	
	渋川市	45	33	1			3	9	109	47	9	1	8	4	10		1	280	
	北群馬郡	榛東村	11	4					5	36	17	1	1	5	3	3		2	88
		吉岡町	37	14						18	5	2	2	1	1	1			81
		計	48	18				5	54	22	3	3	6	4	4		2	169	
	吾妻郡	中之条町	6	2		1			4	17	7	3		2	1			1	44
		東吾妻町	7	1					2	18	6	1			1	1		1	38
		長野原町								9	3					1			13
		嬭恋村	10	3						15					2			1	31
		草津町	11	7						5	1								24
		高山村	2	1						2	2						1		8
		計	36	14		1			6	66	19	4		2	4	3		3	158
	利根郡	片品村		4				1		13	3								21
		川場村		8					2	4	1					1			16
		みなかみ町	4	3					1	24	6		1	6	2				47
		昭和村	2							10	2								14
計		6	15				1	3	51	12		1	6	2	1			98	
管外	1						1	3	2	1							8		
県外	5																5		
不明													1			2	3		
合計	152	94	3	1		8	26	359	137	18	5	31	17	21		10	882		

(注) 平成28年3月31日現在の市町村

児相別	相談種別 市町村別	養護		保 健	障 害						非 行		育 成				そ の 他	計
		児 童 虐 待 相 談	そ の 他 の 相 談		肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害 等	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	不 法 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性	育 児 ・ し っ け		
西部児相	高 崎 市	179	200	5	3		2	40	498	33	18	24	43	18	12	9	21	1,105
	藤 岡 市	35	53			1	3	5	95	20	2	3	4	1	1	2	5	230
	富 岡 市	14	14				2		47	18	2		3	2	3	1	1	107
	安 中 市	14	28		1		2		99	18	1		12	2		3	3	183
	多野郡	神 流 町		1				1		3	1			2		1		9
		上 野 村								2	1	1			1			5
		計		1			1		5	2		1		2	1	1		14
	甘楽郡	下仁田町	1	1						7	3	1		2				15
		南 牧 村	2	4												1		7
		甘 楽 町	2	3			4		18	5	1			2		1		36
		計	5	8			4		25	8	2			4		2		58
		管 外		6					4			2					3	15
		県 外	1	12													1	14
		不 明		11	1					1			1	1		6	6	27
	合 計	248	333	6	4	1	14	45	773	100	25	30	63	30	17	24	40	1,753
東部児相	桐 生 市	41	77	2			6	125	24	3	4	2	2	5	1	6	298	
	太 田 市	186	203	3	2	1	52	339	78	9	13	17	12	2	6	26	949	
	館 林 市	20	21	2		1	4	142	10	1	1	6			2	4	214	
	み どり 市	27	13	3			9	77	4	5		3	2	2	3	6	154	
	邑楽郡	板 倉 町	2	2	1			4	18	8			2			1		38
		明 和 町	1	3				1	10	2	1		1			1		20
		千代田町	2	2				2	16	5				1				28
		大 泉 町	22	48	1			7	80	11	1	1		4		1	2	178
		邑 楽 町	10	17			1	2	33				1				2	66
		計	37	72	2		1	16	157	26	2	1	4	5		1	6	330
		管 外	1	5													1	7
	県 外		9					2		1					1	2	15	
	不 明		3						1			3			1		8	
	合 計	312	403	12	2	3	87	842	143	21	19	35	21	9	15	51	1,975	
総 合 計		1,088	2,134	308	8	2	54	193	2,976	631	241	89	406	223	283	1,595	859	11,090

(注) 平成28年3月31日現在の市町村

表5-1

## 相談種別年齢別受付状況

全 県  
(単位：件)

年齢別 相談種別	養 護		保 健	障 害						非 行		育 成				そ の 他	計
	児 童 虐 待 相 談	そ の 他 の 相 談		肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害 等	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性	育 児 ・ し っ け		
0歳	50	162	79					2	3					2	73	29	400
1歳	61	90	25				2	22	4			1		2	61	4	272
2歳	81	90	14		1	5	13	73	28			6		9	86	10	416
3歳	71	175	16			13	13	214	81			6	1	31	129	24	774
4歳	79	349	19			10	20	212	78			9	1	5	112	18	912
5歳	71	64	12	1		6	7	214	90			10		9	80	15	579
6歳	83	88	11		1	4	12	191	67			20		18	99	25	619
7歳	72	101	17			5	19	127	54	2	2	31	2	16	144	45	637
8歳	74	109	8			2	2	77	46	3	3	16	7	11	123	23	504
9歳	66	116	10				11	100	27	8	3	26	17	8	55	22	469
10歳	61	87	8			1	8	108	23	12	6	30	15	6	65	49	479
11歳	65	92	4	4		2	9	114	23	10	6	27	10	8	61	36	471
12歳	50	130	2	1		1	13	167	25	13	15	44	19	11	73	48	612
13歳	57	101	10				14	163	27	32	30	49	25	15	70	91	684
14歳	54	115	8			4	6	188	29	50	12	28	40	42	89	103	768
15歳	25	105	10	1			7	170	8	39	5	19	58	25	116	64	652
16歳	33	64	16				8	157	8	27	2	45	16	14	44	91	525
17歳	35	72	37				13	289	6	44	4	36	8	49	114	154	861
18歳以上		24	2	1		1	16	388	4	1	1	3	4	2	1	8	456
計	1,088	2,134	308	8	2	54	193	2,976	631	241	89	406	223	283	1,595	859	11,090

表5-2

## 相談種別年齢別受付状況

中央児相  
(単位：件)

相談種別 年齢別	養護		保 健	障 害						非 行		育 成				そ の 他	計
	児 童 虐 待 相 談	そ の 他 の 相 談		肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害 等	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性	育 児 ・ し っ け		
0歳	15	60	77										2	72	13	239	
1歳	16	42	24				1	4	2			1		2	60	2	154
2歳	20	43	13		1	2	4	18	5			2		9	81	9	207
3歳	33	119	15			6	1	92	18			4	1	28	125	22	464
4歳	24	306	18			4	2	81	24			5	1	5	104	18	592
5歳	17	25	12				1	72	30			5		2	75	11	250
6歳	35	44	11			2		65	24			14		10	93	22	320
7歳	25	56	17			5	3	36	30			23		15	144	40	394
8歳	34	64	8			2	2	38	24		2	9	4	8	122	20	337
9歳	27	71	9				3	38	8	5	1	18	12	5	55	17	269
10歳	25	60	7			1	5	36	11	9	3	20	9	4	65	42	297
11歳	18	49	4			2		42	15	5	4	16	6	3	57	30	251
12歳	12	88	1			1		60	12	9	6	23	14	7	72	40	345
13歳	18	64	7				1	38	20	15	13	31	12	12	69	86	386
14歳	20	79	6			4		61	14	45	1	21	23	37	89	93	493
15歳	8	66	7	1			5	63	5	28	2	12	52	23	116	61	449
16歳	11	29	14				1	49	5	21	1	39	14	13	43	83	323
17歳	18	37	35				2	93	4	40	2	32	6	49	113	149	580
18歳以上		2	2				4	116				2	1	2	1		130
計	376	1,304	287	1	1	29	35	1,002	251	177	35	277	155	236	1,556	758	6,480

表5-2-1

相談種別年齢別受付状況

中央児相（こどもホットライン24以外）

(単位：件)

相談種別 年齢別	養護		保 健	障 害						非 行		育 成				そ の 他	計
	児 童 虐 待 相 談	そ の 他 の 相 談		肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害 等	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性	育 児 ・ し っ け		
0歳	15	15	1												4		35
1歳	16	16	1				1	4	1						3		42
2歳	19	17					4	18	4				4	2			68
3歳	33	8				1	1	90	17				22				172
4歳	24	15	1			2	2	81	23			2	1	4		2	157
5歳	16	3					1	72	27			1		1			121
6歳	33	6						65	23			2		5		2	136
7歳	25	7					3	35	12			8		1	1	1	93
8歳	32	6					2	36	16		2	5	2		1	1	103
9歳	26	12					3	37	6	2	1	5	4	1	1		98
10歳	24	5					5	33	9	3	3	9	2		2	1	96
11歳	18	7						42	12	2	4	7	3			1	96
12歳	12	7						60	9	3	6	5	3				105
13歳	17						1	38	16	3	13	8	7			2	105
14歳	19	9						61	12	20	1	9	6	2	1		140
15歳	8	8		1			5	63	5	12	2		1	1	1	2	109
16歳	11	2	1				1	49	5	5	1		2	1	2		80
17歳	17	9					2	93	4	6	2	3		1		4	141
18歳以上		1					4	116				1					122
計	365	153	4	1		3	35	993	201	56	35	65	31	43	18	16	2,019

表5-2-2

## 相談種別年齢別受付状況

中央児相（こどもホットライン24）

（単位：件）

相談種別 年齢別	養護		保 健	障 害						非 行		育 成				そ の 他	計
	児 童 虐 待 相 談	そ の 他 の 相 談		肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害 等	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性	育 児 ・ し っ け		
0歳		45	76										2	68	13	204	
1歳		26	23						1		1		2	57	2	112	
2歳	1	26	13		1	2			1		2		5	79	9	139	
3歳		111	15			5		2	1		4	1	6	125	22	292	
4歳		291	17			2			1		3		1	104	16	435	
5歳	1	22	12						3		4		1	75	11	129	
6歳	2	38	11			2			1		12		5	93	20	184	
7歳		49	17			5		1	18		15		14	143	39	301	
8歳	2	58	8			2		2	8		4	2	8	121	19	234	
9歳	1	59	9					1	2	3	13	8	4	54	17	171	
10歳	1	55	7			1		3	2	6	11	7	4	63	41	201	
11歳		42	4			2			3	3	9	3	3	57	29	155	
12歳		81	1			1			3	6	18	11	7	72	40	240	
13歳	1	64	7						4	12	23	5	12	69	84	281	
14歳	1	70	6			4			2	25	12	17	35	88	93	353	
15歳		58	7							16	12	51	22	115	59	340	
16歳		27	13							16	39	12	12	41	83	243	
17歳	1	28	35							34	29	6	48	113	145	439	
18歳以上		1	2								1	1	2	1		8	
計	11	1,151	283		1	26		9	50	121		212	124	193	1,538	742	4,461

表5-3

相談種別年齢別受付状況

北部支所  
(単位：件)

相談種別 年齢別	養護		保 健	障 害						非 行		育 成				そ の 他	計
	児 童 虐 待 相 談	そ の 他 の 相 談		肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害 等	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性	育 児 ・ し つ け		
0歳	1	5	1						1								8
1歳	17	7														1	25
2歳	6	7				1		6	15			1					36
3歳	5	8				2	6	29	29					2			81
4歳	11	6	1			2	2	15	23								60
5歳	12	4				3		20	25					4			68
6歳	10	6					2	19	17			1		2			57
7歳	10	5						15	3	1		2		1			37
8歳	7	7						10	5	1		2		2		1	35
9歳	8	3						14	3			3				2	33
10歳	7	1	1					13	3	1		4	1	2			33
11歳	15	10		1			5	7	3			3		3			47
12歳	8	3					4	21	4			4	4	1		1	50
13歳	14	4						28	2	4	3	6	5	1			67
14歳	7	7					3	20	4	3	1	3	3	2		1	54
15歳	4	5						17		5			2	1			34
16歳	5	3						20		2		2	1			1	34
17歳	5	2					1	53			1		1			2	65
18歳以上		1					3	52		1						1	58
計	152	94	3	1		8	26	359	137	18	5	31	17	21		10	882

表5-4

相談種別年齢別受付状況

西部児相  
(単位：件)

相談種別 年齢別	養護		保 健	障 害						非 行		育 成				そ の 他	計
	児 童 虐 待 相 談	そ の 他 の 相 談		肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害 等	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性	育 児 ・ し つ け		
0歳	17	45							2						1	14	79
1歳	10	10						10									30
2歳	22	16	1			2	6	29	5			2			3		86
3歳	19	30				5	2	37	21			1		1	3	1	120
4歳	19	15				3	7	47	15			2			6		114
5歳	27	12				2		52	16			3		3	2	1	118
6歳	15	16			1	1	4	52	12			4		6	4	2	117
7歳	19	16						29	5	1	2	5				2	79
8歳	11	14						15	2	2		3	2	1		1	51
9歳	13	17						8	4	2	1	3	4	2			54
10歳	5	11					1	27	2	2	2	3	3			3	59
11歳	17	14		3			4	46	3	3	2	6	4	2	4	2	110
12歳	15	16	1				5	44	2	1	7	12	1	1		1	106
13歳	6	15	1					51	1	8	5	6	2	1		1	97
14歳	13	11	1				2	48	6	2	7	3	10			1	104
15歳	5	15	1					45		1	3	4	1			2	77
16歳	7	20	1				6	45		1		2				3	85
17歳	8	21					5	82		2		3	1		1		123
18歳以上		19		1		1	3	106	4		1	1	2			6	144
計	248	333	6	4	1	14	45	773	100	25	30	63	30	17	24	40	1,753

表5-5

## 相談種別年齢別受付状況

東部児相  
(単位：件)

相談種別 年齢別	養護		保 健	障 害						非 行		育 成				そ の 他	計
	児 童 虐 待 相 談	そ の 他 の 相 談		肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害 等	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性	育 児 ・ し つ け		
0歳	17	52	1					2								2	74
1歳	18	31	1				1	8	2						1	1	63
2歳	33	24					3	20	3			1			2	1	87
3歳	14	18	1				4	56	13			1			1	1	109
4歳	25	22				1	9	69	16			2			2		146
5歳	15	23		1		1	6	70	19			2			3	3	143
6歳	23	22				1	6	55	14			1			2	1	125
7歳	18	24					16	47	16			1	2			3	127
8歳	22	24						14	15		1	2	1		1	1	81
9歳	18	25	1				8	40	12	1	1	2	1	1		3	113
10歳	24	15					2	32	7		1	3	2			4	90
11歳	15	19						19	2	2		2				4	63
12歳	15	23		1			4	42	7	3	2	5		2	1	6	111
13歳	19	18	2				13	46	4	5	9	6	6	1	1	4	134
14歳	14	18	1				1	59	5		3	1	4	3		8	117
15歳	8	19	2				2	45	3	5		3	3	1		1	92
16歳	10	12	1				1	43	3	3	1	2	1	1	1	4	83
17歳	4	12	2				5	61	2	2	1	1				3	93
18歳以上		2					6	114					1			1	124
計	312	403	12	2		3	87	842	143	21	19	35	21	9	15	51	1,975

表6-1

相談種別対応状況

全 県

相談種別	前年度未対応件数	本年度対応件数																未対応件数		
		面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター	指導・指示又は通知	福祉事務所送致又は通知	訓戒・誓約	児童福祉施設		指定医療機関委託	里親委託	法第27条第1項第4号	による家庭裁判所送致	障害児施設等への利用契約		その他	計
		助言指導	継続指導	他機関あつせん							入所	通所								
					法第27条の3による	家庭裁判所送致(再掲)														
養護	児童虐待	84	715	38	3	53							7				142	1,047	125	
	その他	38	338	19	1	30							6				82	519	64	
保健	その他	123	1,787	28	18	32			2	97			20			2	143	2,129	116	
	その他	45	685	15	9	17				44			7			2	60	839	47	
障害	健康	2	302		3					2							1	308	2	
	肢体不自由	1	2														6	8		
	視聴覚障害		1														2	3		
	言語発達障害等		2															2		
	重症心身障害	1	55															55		
	知的障害	7	189														7	198	3	
	発達障害	2	80														4	84	1	
非行	知的障害	28	2,958							1						8	16	2,983	21	
	発達障害	3	938													3	8	949	6	
育成	発達障害	30	620	6	1								1				7	635	23	
	その他	3	141	3													2	146	4	
育成	ぐ犯行為等	45	195	4	1	16			10	9	1						2	18	255	30
	触法行為等	17	72	1	1	3			3	3							2	8	93	12
育成	触法行為等	28	8	1	1	6			41	5					2		16	80	37	
	性格行動	1	3			1			3								1	8	5	
	不登校	55	345	13	2	6			2	11	1						18	398	62	
	適性	9	112	4		2			1	3	1						7	130	13	
育成	不登校	31	213	5	1					1							6	226	28	
	適性	7	73	2						1							3	79	10	
育成	育児・しつけ	2	283															283	1	
	その他	3	131															131		
育成	育児・しつけ	3	1,590	1	4													1,595	1	
	その他	3	696		1													697		
計	その他	8	830		8	1			1	1						3	14	858	8	
	計	6	262		3	1										4	270	6		
構成比 (%)	計	447	10,094	96	42	114			56	216	1	1	28	2	28	383	11,060	457		
	構成比 (%)	135	3,699	44	18	54			7	94		1	13		13	175	4,118	169		
構成比 (%)	計	91.3	0.9	0.4	1.0			0.5	2.0	0.0	0.3	0.0	0.3	0.0	0.3	3.5	100.0			
	構成比 (%)	89.8	1.1	0.4	1.3			0.2	2.3	0.0	0.3	0.0	0.3	0.3	4.2	100.0				

(注) 下段は、女兒の再掲

表6-2

相談種別対応状況

中央児相

相談種別	対応別	前年度未対応件数	本年度対応件数														未対応件数					
			面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター	指導・指導致又は通知	福祉事務所送致又は通知	訓戒・誓約	児童福祉施設		指定医療機関委託	里親委託	法第27条第1項第4号		による家庭裁判所送致	障害児施設等への利用契約	その他	の計	
			助言指導	継続指導	他機関あっせん							入所	通所									
																						家庭裁判所送致(再掲)
養護	児童虐待	56 27	324 152	22 13		32 17								4 3				83 47	506 256	78 41		
	その他	73 23	1,291 453	21 12	1	6 3				1	38 16			5		1 1		63 27	1,427 512	44 12		
保健	健康	2 1	290 142																291 143	1		
	障害																					
非行	肢体不自由																		2	2		
	視聴覚障害			1																1		
	言語発達障害等	1	38 12																	38 12		
	重症心身障害	6 2	62 27																	3 2	66 29	
	知的障害	24 2	1,355 446																	4 2	12 6	1,371 454
	発達障害	28 3	383 84	6 3	1									1							6 2	397 89
育成	ぐ犯行為等	30 9	167 61	3 1	1	12 2				6 2	7 2	1							1 1	12 4	209 74	
	触法行為等	19 1	3 2	1 1	1	4 1				25 2					2					10	46 5	
その他	性格行動	44 5	289 95	12 4	1	4				1	6 1		1 1							7 3	321 104	
	不登校	28 7	169 55	4 2							1 1									4 2	178 60	
	適性	1	258 118																		258 118	
	育児・しつけ	3 3	1,556 680		3 1																	1,559 681
計	318 85	6,952 2,558	69 35	11 5	58 23					33 4	93 44	1	1 1	10 3	2	11 6	199 91	7,439 2,770	241 80			
構成比(%)		93.5 92.3	0.9 1.3	0.1 0.2	0.8 0.8					0.4 0.1	1.3 1.6		0.0 0.0	0.1 0.1	0.0	0.1 0.2	2.7 3.3	100.0 100.0				

(注) 下段は、女兒の再掲

表6-3

相談種別対応状況

西部児相

相談種別	対応別	前年度未対応件数	本年度対応件数														未対応件数				
			面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター	指導・指導致又は通知	福祉事務所送致又は通知	訓戒・誓約	児童福祉施設		指定医療機関委託	里親委託	法第27条第1項第4号		による家庭裁判所送致	障害児施設等への利用契約	その他	計
			助言指導	継続指導	他機関あつせん							入所	通所								
養護	児童虐待	124	16078	32	128						178			22				4826	242124	1811	
	その他	129	199102	21	104						2011			32			11	6227	299148	3418	
保健	健康		52																52	11	
	障害		21														22		43		
非行	肢体不自由		21																43		
	視聴覚障害		1																1		
	言語発達障害等		144																144		
	重症心身障害		4213														32	11	4615		
	知的障害	31	769242														21	42	775245	1	
	発達障害	2	9725																9825	1	
育成	ぐ犯行為等	107	105	1	1					31	11						11	43	2111	137	
	触法行為等	6	2		1					101	1							41	182	18	
その他	性格行動	51	328	1	22					11	11							73	4415	236	
	不登校	1	2411	1														21	2712	41	
	適性	1	178																178		
	育児・しつけ		2010	1															2110	1	
計	5524	1,420521	93	214	26					143	4021						54	97	14466	1,669639	11948
構成比(%)		85.181.5	0.50.5	0.11.6	1.62.2					0.80.5	2.43.3						0.30.6	0.51.1	8.610.3	100.0100.0	

(注) 下段は、女兒の再掲

表6-4

相談種別対応状況

東部児相

相談種別	対応別	前年度未対応件数	本年度対応件数														未対応件数			
			面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導	福祉事務所送致又は通知	訓戒・誓約	児童福祉施設		指定医療機関委託	里親委託	法第27条第1項第4号	による家庭裁判所送致		障害児施設等への利用契約	その他の	計
			助言指導	継続指導	他機関あっせん						入所	通所								
養護	児童虐待	167	231108	134	31	95				3111			11			119	299139	2912		
	その他	3813	297130	52	159	1610				13917			125			186	403179	3817		
保健			76		22					2						1	128			
障害	肢体不自由														2		2			
	視聴覚障害																			
	言語発達障害等		31														31			
	重症心身障害	1	8540												1		8640	21		
	知的障害	1	834250							1					2		837250	64		
	自閉症等		14032														14032	31		
非行	ぐ犯行為等	51	186			31			1	1						21	258	1		
	触法行為等	3	31			1			6	4						21	1612	62		
育成	性格行動	63	249		1					41						41	3311	82		
	不登校	2	207		1												217	21		
	適性		85														85	1		
	育児・しつけ		146		1												156			
その他	22	3819		61	11				11					3	21	5222	11			
計		7426	1,722620	186	2913	3017			90.5	83294.1			136		80.4	40182.5	1,952709	9741		
構成比(%)			88.287.4	0.90.8	1.51.8	1.52.4							0.70.8		0.42.0	2.0100.0	100.0100.0			

(注) 下段は、女兒の再掲

表7

調査・診断及び心理療法・カウンセリングの状況

(単位：件)

児 相 別	対 象 別	調 査 ・ 社 会 診 断 指 導	医学的診断指導			心理診断指導					そ の 他 の 診 断 指 導	心理療法・カウンセリング等			
			診 察 ・ 指 導	医 学 的 検 査	そ の 他	知 能 検 査	発 達 検 査	人 格 検 査	そ の 他 の 検 査	面 接 ・ 観 察 ・ 指 導		医 師	児 童 心 理 司 等	児 童 福 祉 司 等	そ の 他 の 所 員
中央 児 相	児 童	3,771	337			844	633	216	11	2,397			1,091	904	268
	(再掲) 児童虐待	1,338	11			56	9	47	5	379			180	327	45
	(再掲) 非 行	687	4			28	2	26	1	309			180	156	71
	保 護 者	7,412								1,754			194	1,347	455
	(再掲) 児童虐待	2,256								112			16	499	10
	(再掲) 非 行	938								160			38	184	60
	そ の 他	9,264								672			9	1,534	192
	(再掲) 児童虐待	3,599								186			2	765	15
	(再掲) 非 行	1,028								76			1	173	35
	計	20,447	337			844	633	216	11	4,823			1,294	3,785	915
	(再掲) 児童虐待	7,193	11			56	9	47	5	677			198	1,591	70
(再掲) 非 行	2,653	4			28	2	26	1	545			219	513	166	
北部 支 所	児 童	381	88			291	179	46		525			412	372	173
	(再掲) 児童虐待	177	2			21	7	24		106			125	69	49
	(再掲) 非 行	78	1			4		13		44			31	98	12
	保 護 者	947								500			249	925	220
	(再掲) 児童虐待	395								51			47	158	79
	(再掲) 非 行	114								29			6	150	6
	そ の 他	1,425								485			99	800	616
	(再掲) 児童虐待	500								128			55	113	153
	(再掲) 非 行	105								56			4	48	15
	計	2,753	88			291	179	46		1,510			760	2,097	1,009
	(再掲) 児童虐待	1,072	2			21	7	24		285			227	340	281
(再掲) 非 行	297	1			4		13		129			41	296	33	
西部 児 相	児 童	2,228	224			527	402	144	12	1,294			300	13	61
	(再掲) 児童虐待	1,004	2			27	9	33	4	251			117	4	6
	(再掲) 非 行	291				13	2	28		68			54		
	保 護 者	5,061								1,144			89	32	72
	(再掲) 児童虐待	2,508								122			7	6	17
	(再掲) 非 行	668								73			21		
	そ の 他	12,378								1,166			112	15	155
	(再掲) 児童虐待	6,734								364			11	10	38
	(再掲) 非 行	807								115			17		
	計	19,667	224			527	402	144	12	3,604			501	60	288
	(再掲) 児童虐待	10,246	2			27	9	33	4	737			135	20	61
(再掲) 非 行	1,766				13	2	28		256			92			

児 相 別	対 象 別	調 査 ・ 社 会 診 断 指 導	医学的診断指導			心理診断指導					そ の 他 の 診 断 指 導	心理療法・カウンセリング等			
			診 察 ・ 指 導	医 学 的 検 査	そ の 他	知 能 検 査	発 達 検 査	人 格 検 査	そ の 他 の 検 査	面 接 ・ 観 察 ・ 指 導		医 師	児 童 心 理 司 等	児 童 福 祉 司 等	そ の 他 の 所 員
東 部 児 相	児 童	1,980	300			622	159	221	2	1,155			380	326	12
	(再掲) 児童虐待	866	7			39	2	65		111			80	116	6
	(再掲) 非 行	155				8		22		48			59	69	
	保 護 者	3,957								1,094			283	782	154
	(再掲) 児童虐待	2,063								45			26	351	96
	(再掲) 非 行	200								30			16	70	
	そ の 他	8,620								579			75	900	9
	(再掲) 児童虐待	5,012								89			25	391	5
	(再掲) 非 行	386								27			10	91	
	計	14,557	300			622	159	221	2	2,828			738	2,008	175
	(再掲) 児童虐待	7,941	7			39	2	65		245			131	858	107
(再掲) 非 行	741				8		22		105			85	230		
計	57,424	949			2,284	1,373	627	25	12,765			3,293	7,950	2,387	
(再掲) 児童虐待	26,452	22			143	27	169	9	1,944			691	2,809	519	
(再掲) 非 行	5,457	5			53	4	89	1	1,035			437	1,039	199	

表 8-1

児童心理司の活動状況

	調査 (イン テイク)	心理診断指導					面接・観察・指導			心理療法・カウンセリング			その他の活動			
		知能検査		発達検査	人格検査	その他	児童	保護者	その他	児童	保護者	その他	電話相談	関係機関との 連絡調整	会議	
		ウェクスラー式	その他													
中央児相	合計	445	231	613	633	216	11	2,397	1,754	672	1,091	194	9	299	277	194
	(再掲) 児童虐待	9	15	41	9	47	5	379	112	186	180	16	2			
	(再掲) 非行	3	8	20	2	26	1	309	160	76	180	38	1			
北部支所	合計	83	23	268	179	46		525	500	485	412	249	99	88	111	18
	(再掲) 児童虐待		6	15	7	24		106	51	128	125	47	55			
	(再掲) 非行		3	1		13		44	29	56	31	6	4			
西部児相	合計	177	77	450	402	144	12	1,294	1,144	1,166	300	89	112	148	468	120
	(再掲) 児童虐待	8	15	12	9	33	4	251	122	364	117	7	11			
	(再掲) 非行	2	9	4	2	28		68	73	115	54	21	17			
東部児相	合計	297	170	452	159	221	2	1,155	1,094	579	380	283	75	233	177	50
	(再掲) 児童虐待	6	32	7	2	65		111	45	89	80	26	25			
	(再掲) 非行	4	8			22		48	30	27	59	16	10			

(注) 単位について、面接・観察・指導及び心理療法・カウンセリングは延人数、他は延件数

表 8-2

一時保護所児童心理司の活動状況 (表 8-1 の内数)

	心理診断指導					面接・観察・指導			心理教育		観察事項 シート作成
	知能検査		発達検査	人格検査	その他	児童	保護者	その他	実施件数	延児童数	
	ウェクスラー式	その他									
合計			8			336			76	796	9
(再掲) 児童虐待			4			121					
(再掲) 非行						67					

表 9

児童心理司による心理療法・カウンセリング(在宅情緒障害児治療訓練)の状況

表 9-1 グループ指導・個別指導

(単位:人数)

内容別	中央児相			北部支所			西部児相			東部児相		
	実人数	延人数		実人数	延人数		実人数	延人数		実人数	延人数	
		児童	保護者等		児童	保護者等		児童	保護者等		児童	保護者等
グループ指導							10	9	13	11	6	11
個別指導	231	1,088	199	83	412	347	55	196	185	97	332	272

表 9-2 主訴別

(単位:延人数)

	中央児相		北部支所		西部児相		東部児相		計
	児童	保護者等	児童	保護者等	児童	保護者等	児童	保護者等	
虐待	180	18	125	102	117	18	73	41	674
非行	180	39	31	10	54	38	56	26	434
性格	559	105	72	76	42	13	155	184	1,206
再) 乱暴	88	21	3	2			25	11	150
再) 落ち着き無し	50	20	12		1	1	11	7	102
再) その他	421	64	57	74	41	12	119	166	954
不登校	103	27	9	14	5	5	16	27	206
その他	66	10	175	145	16	2	26	34	474
計	1,088	199	412	347	234	76	326	312	2,994

表 9-3 キャンプ訓練

	年月日	名称	実施場所	参加者数
中央児相	H27. 8. 4	わくわくデイキャンプ	県立北毛青少年自然の家	8名
	H27. 12. 24	わくわくデイキャンプ	群馬県社会福祉総合センター	5名
	H28. 3. 5	わくわくデイキャンプ	中央児童相談所	5名
西部児相	H27. 8. 3	不登校児サマーデイキャンプ	まほーばの森(多野郡上野村)	5名
東部児相	H27. 7. 30	わいわい塾	県立赤城森林公園ふれあいの森	7名

表 10

療育手帳の判定の状況

(単位:件)

	新規判定件数	再判定件数	計
中央児相	167	473	640
北部支所	42	128	170
西部児相	108	249	357
東部児相	117	284	401
計	434	1,134	1,568

表 11

特別児童扶養手当等診断書発行件数

(障害児福祉手当を含む)

(単位:件)

中央児相	109
北部支所	48
西部児相	83
東部児相	247
計	487

表12

## 出張相談の状況

児 相 別	区 分	実 施 回 数	相 談 種 別 延 人 数														計		
			養 護	保 健	肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害 等	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性	育 児 ・ し っ つ け		そ の 他	
中央 児 相	巡回相談																		
	出張判定	11	3						9	1	2		1						16
	1.6歳児・3 歳児精健																		
	計	11	3						9	1	2		1						16
北部 支 所	巡回相談	6							32	5					1				38
	出張判定	5						2	3										5
	1.6歳児・3 歳児精健	10		1			4	1	13	38					2				59
	計	21		1			4	3	48	43					3				102
西部 児 相	巡回相談	4		1			7	2	11	7				1	1				30
	出張判定	22	10					2	9		1								22
	1.6歳児・3 歳児精健	12					7		16	36						4			63
	計	38	10	1			14	4	36	43	1				1	5			115
東部 児 相	巡回相談	20	3	1				4	117	18					5	4			152
	出張判定	47	15	1	2			7	14	2	1		7						49
	1.6歳児・3 歳児精健	13		1			1	1	13	10			1						27
	計	80	18	3	2		1	12	144	30	1		8		5	4			228

(注) 1.6歳児・3歳児精健は同事後指導を含む延人数で、出張相談分のみを計上

表 1 3

1歳6か月児・3歳児精健及び事後指導の状況

(単位：延人数)

	1歳6か月児 精健	事後指導	3歳児精健	事後指導	人数計
中央児相			26	47	73
北部支所	7	1	48	60	116
西部児相	7	1	30	27	65
東部児相	2	3	11	11	27
計	16	5	115	145	281

表 1 4

施設入所再判定の状況

施設種別 児相別	中央児相		北部支所		西部児相		東部児相		人数計
	実施回数	延人数	実施回数	延人数	実施回数	延人数	実施回数	延人数	
児童養護施設 (乳児院を含む)	9	9	5	5	6	6	31	33	53
児童自立支援施設	1	1			3	3	3	3	7
里親							2	2	2
自立援助ホーム									
情緒障害児短期入所施設	2	2			2	2	1	1	5
肢体不自由児施設	1	4			1	1	1	1	6
知的障害児施設	5	10			2	2	3	5	17
重症心身障害児施設	1	3			1	1	1	1	5
盲ろう聾児施設							1	1	1
計	19	29	5	5	15	15	43	47	96

※措置のみの数字(契約は除く)

表 1 5

児童福祉司による在宅指導（法第 2 6 条第 1 項第 2 号措置）の状況

（単位：件）

経路別 児相別	26 年 度 末 現 在	経 路 別																	解 除 数	27 年 度 末 現 在											
		都道府県				市 町 村				児童福祉施設 指定医療機関			児童 家庭 支援 セン ター	警 察 等	家 庭 裁 判 所	保 健 機 関	所 び 開	学 校 等			里 親	児 童 委 員	家 族 ・ 親 戚	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	そ の 他	計				
		児 童 相 談 所	福 祉 事 務 所	保 健 セ ン ター 他	そ の 他	福 祉 事 務 所	児 童 委 員	保 健 セ ン ター 他	そ の 他	保 育 所	児 童 福 祉 施 設	指 定 医 療 機 関						幼 稚 園										学 校	教 育 委 員 会 等		
中央児相	35				1				1	1					2	1									6				12	23	24
西部児相	11	3							1		1			3											4			1	13	14	10
東部児相	12	4									2			4			1								6				17	5	24
計	58	7			1				1	2		3		9	1		1								16			1	42	42	58

表 1 6

児童福祉司による在宅指導（法第 2 7 条第 1 項第 2 号措置）の状況

（単位：件）

経路別 児相別	26 年 度 末 現 在	経 路 別																	解 除 数	27 年 度 末 現 在												
		都道府県				市 町 村				児童福祉施設 指定医療機関			児童 家庭 支援 セン ター	警 察 等	家 庭 裁 判 所	保 健 機 関	所 び 開	学 校 等			里 親	児 童 委 員	家 族 ・ 親 戚	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	そ の 他	計					
		児 童 相 談 所	福 祉 事 務 所	保 健 セ ン ター 他	そ の 他	福 祉 事 務 所	児 童 委 員	保 健 セ ン ター 他	そ の 他	保 育 所	児 童 福 祉 施 設	指 定 医 療 機 関						幼 稚 園										学 校	教 育 委 員 会 等			
中央児相	41	7			3	1			3	3				9	1		1								11			1	1	46	38	49
西部児相	13	2									1			8			1	1											13	11	15	
東部児相	11	1												4			4								2				13	8	16	
計	65	10			3	1			3	3		1		21	1		5	1	8						13			1	1	72	57	80

表 1 7

児童福祉施設等の措置及び指定発達支援医療機関委託状況（法第 2 7 条第 1 項第 3 号の措置及び法第 2 7 条第 2 項の委託、法第 3 3 条の 6 第 1 項）（単位：件）

施設名	措置・委託状況	定員	26年度末現在				27年度入所措置				27年度措置解除				27年度末現在				
			中央	西部	東部	計	中央	西部	東部	計	中央	西部	東部	計	中央	西部	東部	計	
里親	里親	-	18	10	18	46	7	4	7	18	7	7	9	23	18	7	16	41	
	小計		18	10	18	46	7	4	7	18	7	7	9	23	18	7	16	41	
小規模 住居	ファミリーホーム	-	13	4	6	23	(1)	(1)	(2)	(4)	(3)		(1)	(4)	12	5	5	22	
	小計		13	4	6	23	(1)	(1)	(2)	(4)	(3)		(1)	(4)	12	5	5	22	
乳 児	愛育乳児園	20	11	4		15	3	6		9	9	3		12	5	7		12	
	桐育乳児園	15	2	2	6	10	4		4	8	2	1	5	8	4	1	5	10	
	東光乳児院	13			9	9	2		5	7	1		6	7	1		8	9	
	小計		13	6	15	34	9	6	9	24	12	4	11	27	10	8	13	31	
児童 養 護 施 設	地行園	66					(1)			(1)		(1)		(1)					
	(小規模) 第2地行園・第3地行園	12	26	4	24	54	11		6	17	9	1	3	13	28	3	27	58	
	希望館	30	7	12	4	23	7	6	4	17	6	6		12	8	12	8	28	
	希望館(八幡の家)	45	13	12	11	36	(1)		4	19	6	2	(1)	(1)	11	21	11	12	44
	鐘の鳴る丘少年の家	70							(3)	(3)	(3)			(3)					
	(小規模) あすなろホーム	6	23	13	26	62	10	2	14	26	6	6	6	18	27	9	34	70	
	フランシスコの町	45					(2)		(1)	(3)	(1)	(2)		(3)					
	(小規模) 足門ホーム	6	24	14	8	46	6	4	5	15	6	4	3	13	24	14	10	48	
	子持山学園	45																	
	(小規模) 浅田ホーム	6	32	11	6	49	2	2		4	1	2		3	33	11	6	50	
	東光虹の家	50						2		(2)			(2)	(2)					
	(小規模) 童夢	6	6	2	42	50		2	7	9	2	1	15	18	4	3	34	41	
	こはるび	36	9	7	6	22	6	9		15	3	2	3	8	12	14	3	29	
	小計		140	75	127	342	(4)	(2)	(4)	(10)	(4)	(3)	(3)	(10)	167	77	134	368	
借 宿 施 設	青い鳥ぐんま(入所)	38	12	3	7	22	4		5	9	4	2	3	9	12	1	9	22	
	青い鳥ぐんま(通所)	15	2			2	1			1	2			2	1			1	
小計		14	3	7	24	5		5	10	6	2	3	11	13	1	9	23		
児 童 支 援 自 立 施 設	ぐんま学園	54	10	3	7	20	12	5	7	24	12	3	7	22	10	5	7	22	
	*武蔵野学院	-	1			1					1			1				1	
	*きぬ川学院	-					1			1					1			1	
	小計		11	3	7	21	13	5	7	25	13	3	7	23	11	5	7	23	
障 害 児 入 所 施 設	しろがね学園	54	5	5	8	18	1	2	2	5			1	1	6	7	9	22	
	つつじヶ丘学園	30			3	3							1	1			2	2	
	しきしま	20	2			2		1	3	4					2	1	3	6	
	わたらせ養護園	40	5	2	5	12	3		1	4			1	1	8	2	5	15	
	小計		12	7	16	35	4	3	6	13			3	3	16	10	19	45	
	*横浜調盲院	-			1	1											1	1	
	小計				1	1											1	1	
	群馬整肢療護園	66	3	3		6					1			1	2	3		5	
	両毛整肢療護園	60			2	2	2		2	2					2		2	4	
	小計		3	3	2	8	2		2	2	1			1	4	3	2	9	
支 入 所 施 設	はんなきわらび療育園	103					1			1				1				1	
	希望の家療育病院	132			3	3	(1)		(1)	1			(1)	(1)	1		2	3	
	群馬整肢療護園	50	1			1								1				1	
	小計		1		3	4	(1)		(1)	2			(1)	(1)	1		2	5	
措置(法第27条第1項第3号)計			225	111	202	538	(6)	(3)	(6)	(15)	(7)	(3)	(6)	(15)	244	116	208	568	
指 定 発 達 支 援 機 関	西群馬病院	-																	
	*小諸高原病院	-																	
	*東埼玉病院	-																	
	小計																		
委託(法第27条第2項)計																			
援 助	ぐんま風の家	-	1		1	2	3	2	2	7	3	1	2	6	1	1	1	3	
	*星の家	-						1		1		1		1					
小計		1		1	2	3	3	2	8	3	2	2	7	1	1	1	3		
(法第33条の6第1項)計			1		1	2	3	3	2	8	3	2	2	7	1	1	1	3	
合 計			226	111	203	540	(6)	(3)	(6)	(15)	(7)	(3)	(6)	(15)	245	117	209	571	

(注) ① ( ) は児童相談所間におけるケース移管数の再掲  
 ② \*がついている施設は県外施設  
 ③ (小規模) は地域小規模養護施設

表18

## 施設入所児童等の措置解除の理由

(単位：件)

児相別	解除理由 施設種類	家 引	庭 取	就 職	措 置 更	養 子 組	死 亡	成 施 人 設	そ の 他	計
中 央 児 相	里 親					5			2	7
	ファミリーホーム								4	4
	乳 児 院	3			9					12
	児童養護施設	15	8		10				6	39
	情緒障害児短期治療施設	2			2				2	6
	児童自立支援施設	2	1		3				7	13
	福祉型障害児入所施設									
	医療型障害児入所施設			1						1
	指定医療機関									
	自立支援援助ホーム	2							1	3
	計	24	10		24	5			22	85
西 部 児 相	里 親	1	1		1	3			1	7
	ファミリーホーム									
	乳 児 院	1			3					4
	児童養護施設	8	7		6				3	24
	情緒障害児短期治療施設				2					2
	児童自立支援施設	1			1				1	3
	福祉型障害児入所施設									
	医療型障害児入所施設									
	指定医療機関									
	自立支援援助ホーム			1					1	2
	計	11	9		13	3			6	42
東 部 児 相	里 親			4	2	2			1	9
	ファミリーホーム			2					1	3
	乳 児 院	4			7					11
	児童養護施設	16	8		5				4	33
	情緒障害児短期治療施設	1			2					3
	児童自立支援施設	1			3			1	2	7
	福祉型障害児入所施設				1			2		3
	医療型障害児入所施設								1	1
	指定医療機関									
	自立支援援助ホーム	1							1	2
	計	23	14		20	2		3	10	72
合 計	58	33		57	10		3	38	199	

表 1 9

## 里親及び委託児童の状況

(単位：人)

児 相 別	郡 市 別	26年度末現在				増(27年度中)				減(27年度中)				27年度末現在				
		登 録 里 親	児 童 委 託 の 里 親	委 託 児 童		登 録 里 親	児 童 委 託 の 里 親	委 託 児 童		登 録 里 親	児 童 委 託 の 里 親	委 託 児 童		登 録 里 親	児 童 委 託 の 里 親	委 託 児 童		
				男	女			男	女			男	女			男	女	
中 央 児 相	前橋市	27	7	4	3	5	4	4		1	5	4	1	31	6	4	2	
	伊勢崎市	10	3	2	1	4	1	1	1	1	1	1	1	13	3	2	1	
	沼田市	2	2	1	1	1								3	2	1	1	
	渋川市	6	1		1	1					1		1	7				
	北群馬郡	3	2	1	1	1	1	1			2	1	1	4	1	1		
	吾妻郡	5	1	1			1		1					5	2	1	1	
	利根郡	3	1		2									3	1		2	
	佐波郡	2	1	1										2	1	1		
	県外																	
	計	58	18	10	9	12	7	6	2	2	9	6	4	68	16	10	7	
西 部 児 相	高崎市	21	7	4	4	5	1		2	1	2		2	25	6	4	4	
	藤岡市	1								1								
	富岡市	3	1	1		1	1		1					4	2	1	1	
	安中市	5	2	1	1		1		2		2	1	2	5	1		1	
	多野郡																	
	甘楽郡																	
	県外																	
	計	30	10	6	5	6	3		5	2	4	1	4	34	9	5	6	
東 部 児 相	桐生市	8	5	3	3		1	2			1	2		8	5	3	3	
	太田市	12	4	2	2	2	3	3			2	1	1	14	5	4	1	
	館林市	5	4	1	3					1	1		1	4	3	1	2	
	みどり市	1												1				
	邑楽郡	3	2	1	2						2	1	2	3				
	県外																	
	計	29	15	7	10	2	4	5		1	6	4	4	30	13	8	6	
合 計	117	43	23	24	20	14	11	7	5	19	11	12	132	38	23	19		

(注) 平成28年3月31日現在の市町村

表 20

年齢別在宅重症心身障害児（者）数（平成27年度末現在）

（単位：実人数）

児相別	年齢別		0 ～ 1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	7 歳	8 歳	9 歳	10 歳	11 歳	12 歳	13 歳	14 歳	15 歳	16 歳	17 歳	18 歳 以上	計	
	郡	市 別																				
中央 児相	前橋市			1	1	1	4	1	1	4	5	6	3	3	3	1	3	4	2	31	74	
	伊勢崎市			1	2	1	1	1	1	6	3	1	3		3		2	3		21	49	
	沼田市													2							2	
	渋川市					1				1			1	1	2	1	2				12	21
	北群馬郡					1						1								1	3	6
	吾妻郡						1					1	1				1			1	1	6
	利根郡							2					1				1				1	5
	佐波郡																				3	3
	計				2	3	4	6	4	2	11	8	9	9	6	8	3	8	7	4	72	166
西部 児相	高崎市				3	2	3	4	3	5	5	3	1	7	3	5	5	2	3	37	91	
	藤岡市							2	1		1		1	1	1		1	1	1	4	14	
	富岡市								1										1	3	5	
	安中市							2							2					1	3	8
	多野郡																					
	甘楽郡								1	2		2	1	3		1		1	1	4	16	
	計				3	2	3	8	6	7	6	5	3	11	6	6	6	4	7	51	134	
東 部 児 相	桐生市													1	2	4	3	1		14	25	
	太田市			2		2	3	3	3	1	1	3	1	3	3	3	3	2	2	34	66	
	館林市					1						1		1				1		5	9	
	みどり市			1	1		2							1				1		9	15	
	邑楽郡			1	1	1			3	1	1	1	1	1						7	17	
	計			4	2	4	5	3	6	2	2	5	4	6	7	6	5	2	69	132		
合 計			2	10	8	13	17	11	24	16	16	17	21	20	16	20	16	13	192	432		

（注）平成28年3月31日現在の市町村

表 2 1

措置の停止並びに措置中等の調査・診断・指導 (単位：件)

	児童福祉施設		里 親		指定医療機関	
	停止	調査・診断・指導	停止	調査・診断・指導	停止	調査・診断・指導
中央児相	13	8,180	1	308		
西部児相	7	9,858	2	1,451		
東部児相	13	6,655	3	363		
計	33	24,693	6	2,122		

表 2 2

郡市別一時保護児童数 (単位：人)

児相別	年度 郡市別	23		24		25		26		27	
				( )		( )		( )		( )	
中央 児 相	前 橋 市	(18)	51	(16)	63	(11)	52	(23)	87	(29)	105
	伊 勢 崎 市	(20)	42	(13)	38	(15)	56	(15)	59	(32)	69
	沼 田 市		2		2	(4)	12		7		3
	渋 川 市	(8)	15	(5)	11	(12)	13	(13)	10	(9)	19
	北 群 馬 郡	(1)	7	(2)	7	(2)	7		6		2
	吾 妻 郡					(3)	5	(1)	2	(2)	8
	利 根 郡			(1)					1		2
	佐 波 郡	(2)	7	(1)	7	(3)	10	(2)	13	(2)	4
	管 外		1		4	(1)					
	県 外		2			(1)					3
	計	(49)	127	(38)	132	(52)	155	(54)	185	(74)	215
西 部 児 相	高 崎 市	(25)	36	(16)	35	(18)	35	(26)	63	(32)	65
	藤 岡 市	(3)	8	(4)	5	(1)	9	(1)	5	(6)	12
	富 岡 市	(3)	9		2	(1)	2		4	(3)	5
	安 中 市	(1)	9	(2)	6		4	(6)	16	(2)	5
	多 野 郡								1		
	甘 楽 郡		1			(1)	1	(1)		(1)	2
	管 外					(2)	1			(1)	2
	県 外		2	(1)	3						3
	計	(32)	65	(23)	51	(23)	52	(34)	89	(45)	94
東 部 児 相	桐 生 市	(7)	10	(6)	17	(7)	8	(2)	18	(10)	30
	太 田 市	(39)	39	(12)	39	(49)	58	(41)	40	(62)	90
	館 林 市	(1)	6	(8)	7	(2)	11	(4)	7	(4)	8
	み どり 市	(5)	12	(2)	9		10	(13)	9	(1)	8
	邑 楽 郡	(3)	14	(3)	25	(7)	21	(16)	24	(18)	27
	管 外	(1)				(2)					
	県 外	(1)	1	(4)	3	(2)	4	(1)			4
	計	(57)	82	(35)	100	(69)	112	(77)	98	(95)	167
合 計		(138)	274	(96)	283	(144)	319	(165)	372	(214)	476

(注) ① ( ) 書きは、一時保護所以外の場所に保護を委託した児童数の別掲

②前年度からの継続は含み、次年度へ継続した児童は含まない

表 2 3

一時保護児童相談別援助状況

(単位：件)

児相別	区分	前年度繰越	里親委託	施設入所					在宅指導	家庭引取	家裁送致	他児相	就職	無断外出	その他	合計	次年度繰越	
				乳児院	児童養護施設	短期治療施設 情緒障害児	児童自立施設	障害児施設										
中央児相	養護	児童虐待	6	2	(4)	(6) 19	1	3		15	(2) 38				(2) 15	(14) 93	(5) 8	
		その他	(2) 5	(4)	(4)	(9) 9		3	(2)	1	(28) 46				(4) 3	(51) 62	(3) 5	
	障害	知的障害																
		発達障害									3					3		
	非行	ぐ 犯	(1) 2	1		1	1	(1) 2	1	5	(4) 14	1	2		(1) 6	(6) 34	1	
		触 法	1							2	5				1	8		
	育成	不登校							1		3					4		
		性格行動				1	1	(2) 1		2	4				(1) 2	(3) 11	1	
		その他																
	保健・その他																	
	計	(3) 14	(4) 3	(8)	(15) 30	3	(3) 10	(2) 1	25	(34) 113	1	2		(8) 27	(74) 215	(8) 15		
	西部児相	養護	児童虐待	(2) 4	(1) 1		(4) 2		3		(12) 26				(4) 10	(21) 42	(1) 8	
			その他	(2)	(1)	(5)	(1) 10		1		(8) 17				(6) 9	(21) 37	1	
		障害	知的障害															
			発達障害															
非行		ぐ 犯	(1)						(1)		1			(1) 1	(2) 2			
		触 法						(1)			2				(1) 2			
育成		不登校	1								1				1			
		性格行動						1			8				1	10		
		その他																
保健・その他																		
計	(5) 5	(2) 1	(5)	(5) 12		(1) 5	(1)		(20) 55				(11) 21	(45) 94	(1) 9			
東部児相	養護	児童虐待	(3) 1		(2)	(1) 10		(1)	4	(14) 29				(8) 3	(26) 46	(2) 3		
		その他	(3) 5	(1) 4	(7)	(6) 12	2	(1) 1	(1)		(41) 50			(7) 7	(64) 76	(5) 1		
	障害	知的障害																
		発達障害																
	非行	ぐ 犯				4		1	2	5				3	15	1		
		触 法				(1)		2							(1) 2			
	育成	不登校								2					2			
		性格行動	2			(1) 4	(1)	3		13				(2) 3	(4) 23	2		
		その他																
	保健・その他				1		1		1						3			
計	(6) 8	(1) 4	(9)	(9) 31	(1) 2	(1) 8	(2)	6	(55) 100				(17) 16	(95) 167	(7) 7			
合計	(14) 27	(7) 8	(22)	(29) 73	(1) 5	(5) 23	(5) 1	31	(109) 268	1	2		(36) 64	(214) 476	(16) 31			
構成比(%)		(3.3) 1.7	(10.3)	(13.6) 15.3	(0.5) 1.1	(2.3) 4.8	(2.3) 0.2	6.5	(50.9) 56.3	0.2	0.4		(16.8) 13.4	(100.0) 100.0				

(注) ① ( ) 書きは、一時保護所以外の場所に保護を委託した児童数の別掲  
 ②前年度からの継続は含み、次年度へ継続した児童は含まない

表 2 4

## 一時保護児童性別年齢別状況

(単位：人)

年齢	中央児相		西部児相		東部児相		合 計		
	男	女	男	女	男	女	男	女	計
0歳	(9)	(7)	(7)	(5)	(11)	(6)	(27)	(18)	(45)
1歳	(9)	(2)	(5)	(1)	(3)	(7)	(17)	(10)	(27)
2歳	5	11 (2)	3	3 (2)	(6)	3 (9)	8 (6)	17 (13)	25 (19)
3歳	6 (1)	7 (3)	1	3 (3)	(1)	2 (13)	7 (2)	12 (19)	19 (21)
4歳	13 (2)	4 (1)	1 (1)	6 (3)	3 (9)	(1)	17 (12)	10 (5)	27 (17)
5歳	2 (3)	3	4 (1)	2	2 (2)	1 (2)	8 (6)	6 (2)	14 (8)
6歳	4 (1)	5	2	3	6 (3)	3 (1)	12 (4)	11 (1)	23 (5)
7歳	8 (3)	5	3	2	7	3 (3)	18 (3)	10 (3)	28 (6)
8歳	9 (1)	8 (1)		3	8 (1)	4 (1)	17 (2)	15 (2)	32 (4)
9歳	6 (1)	6 (1)	1	4	6	4 (1)	13 (1)	14 (2)	27 (3)
10歳	4	4 (2)	3 (1)	2 (2)	11 (1)	3	18 (2)	9 (4)	27 (6)
11歳	9 (2)	8 (1)	3	2 (1)	12 (3)	6	24 (5)	16 (2)	40 (7)
12歳	5 (10)	3	6	2	12 (2)	5 (1)	23 (12)	10 (1)	33 (13)
13歳	15	9	6	2	8	7	29	18	47
14歳	8 (2)	14 (2)	5 (1)	3 (1)	9 (2)	13	22 (5)	30 (3)	52 (8)
15歳	9 (2)	7 (3)	4 (1)	5	3 (1)	12 (2)	16 (4)	24 (5)	40 (9)
16歳	1 (1)	10		5 (4)	5 (1)	5 (2)	6 (2)	20 (6)	26 (8)
17歳		7 (2)	(1)	5 (5)	3	1	3 (1)	13 (7)	16 (8)
18歳以上									
合 計	104 (47)	111 (27)	42 (18)	52 (27)	95 (46)	72 (49)	241 (111)	235 (103)	476 (214)

(注) ① ( ) 書きは、一時保護所以外の場所に保護を委託した児童数の別掲

②前年度からの継続は含み、次年度へ継続した児童は含まない

表 2 5

## 一時保護児童在所日数

(単位：人)

(表25-1) 児相別

児相別	日数												計	1人当たり平均 (日)
	1～5	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31～35	36～40	41～45	46～50	51～55	56以上		
中央児相	(19) 37	(17) 23	(14) 22	17	(5) 14	(2) 26	12	(3) 4	(2) 10	(1) 5	(3) 8	(8) 37	(74) 215	(23.3) 30.0
西部児相	(4) 13	(10) 13	(7) 9	(5) 4	(2) 10	(4) 11	(3) 2	(2) 7	(2) 10		(1) 1	(5) 12	(45) 94	(31.9) 28.4
東部児相	(38) 28	(17) 38	(7) 22	(5) 26	(6) 12	(4) 11	(3) 8	(2) 10	(4) 2		(3) 1	(6) 7	(95) 167	(16.7) 19.1
計	(61) 78	(44) 74	(28) 53	(10) 47	(13) 36	(10) 48	(6) 22	(7) 21	(8) 22	(1) 9	(7) 10	(19) 56	(214) 476	
構成比(%)	(28.5) 16.4	(20.6) 15.5	(13.1) 11.1	(4.7) 9.9	(6.1) 7.6	(4.7) 10.1	(2.8) 4.6	(3.3) 4.4	(3.7) 4.6	(0.5) 1.9	(3.3) 2.1	(8.9) 11.8	(100.0) 100.0	

(注) ① ( ) 書きは、一時保護所以外の場所に保護を委託した児童数の別掲

② 前年度からの継続は含み、次年度へ継続した児童は含まない

(表25-2) 相談種別

(全 県)

相談種別	日数	1～5	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31～35	36～40	41～45	46～50	51～55	56以上	計	1人当たり平均 (日)
		養護	児童虐待	(11) 36	(11) 19	(16) 17	(5) 14	(1) 10	(7) 20	(3) 10	(1) 8	(3) 15			
	その他	(40) 25	(31) 38	(12) 21	(4) 21	(8) 14	(3) 20	(3) 4	(6) 9	(5) 4	(1) 3	(5) 3	(18) 13	(136) 175	(25.2) 22.1
障害	知的障害														
	発達障害			1			1	1						3	24.0
	その他														
非行	ぐ 犯	(5) 9	(1) 8	4	(1) 7	(1) 4	1	2	2	3	2	3	6	(8) 51	(7.6) 29.5
	触 法	2		2	1	(2) 1	2		1			1	2	(2) 12	(22.0) 30.8
育成	不登校		3			1	1						2	7	28.6
	性格行動	(5) 6	(1) 6	7	4	(1) 6	3	4	1				7	(7) 44	6.7 24.8
	その他														
保健・その他				1				1					1	3	50.7
計		(61) 78	(44) 74	(28) 53	(10) 47	(13) 36	(10) 48	(6) 22	(7) 21	(8) 22	(1) 9	(7) 10	(19) 56	(214) 476	(22.2) 25.9

(注) ① ( ) 書きは、一時保護所以外の場所に保護を委託した児童数の別掲

② 前年度からの継続は含み、次年度へ継続した児童は含まない

表 2 6

月別一時保護児童の状況（延人員）

（単位：人）

月別 児相別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計	1日 当たり
	(71) 459	(94) 468	(129) 376	(157) 658	(253) 752	(194) 613	(201) 598	(122) 562	(126) 429	(128) 317	(145) 647	(354) 621		
中央児相	(71) 459	(94) 468	(129) 376	(157) 658	(253) 752	(194) 613	(201) 598	(122) 562	(126) 429	(128) 317	(145) 647	(354) 621	(1,974) 6,500	(5.4) 17.8
西部児相	(147) 113	(63) 226	(160) 307	(139) 264	(113) 270	(135) 204	(79) 281	(117) 211	(98) 233	(131) 238	(136) 176	(101) 119	(1419) 2,642	(3.9) 7.2
東部児相	(183) 294	(253) 331	(201) 306	(181) 207	(149) 225	(95) 301	(55) 301	(107) 286	(129) 269	(107) 243	(167) 163	(261) 344	(1,888) 3,270	(5.2) 9.0
計	(401) 866	(410) 1,025	(490) 989	(477) 1,129	(515) 1,247	(424) 1,118	(335) 1,180	(346) 1,059	(353) 931	(366) 798	(448) 986	(716) 1,084	(5,281) 12,412	(14.5) 34.0

（注）①（ ）書きは、一時保護所以外の場所に保護を委託した児童数の別掲

②前年度からの継続した児童及び次年度へ継続した児童を含む

表 2 7

一時保護児童受診の状況（中央児相）

（単位：人）

区 分	小 児 科	外 科	整 形 外 科	耳 鼻 科	精 神 科	皮 膚 科	歯 科	諸 検 査					計
								医 学 診 断	脳 波	性 病	検 便	そ の 他	
件数	59		15		51	8	4	9		2	97	130	375

（注）「諸検査その他」は健康診断時の検尿・血圧検査・身体測定の数

表 28

## 児童福祉司活動状況

(単位：件)

活動状況 児相別 郡市別	ケース訪問等					その他の活動					
	在 法 宅 指 導 ( 26   1   1   2 )	施 法 設 入 所 児 童 等 ( 27   1   2   3 )	里 親	調 査	計	会 議	巡 回 相 談	1.6 歳 児 精 健	関 係 機 関 連 絡 と そ の 他	計	
中央 児相	前橋市	2,914 (2)	2,211 (4)	4	5,764	10,893 (6)	193 (14)		257 (23)	450 (37)	
	伊勢崎市	1,515	2,510	146	4,980	9,151	94 (2)		104 (5)	198 (7)	
	沼田市	553 (553)	183 (183)	6 (6)	328 (328)	1,070 (1,070)	18 (18)	1 (1)	2 (2)	17 (17)	38 (38)
	渋川市	1,395 (1,395)	851 (851)	32 (32)	968 (962)	3,246 (3,240)	39 (39)		2 (2)	43 (43)	84 (84)
	北群馬郡	572 (571)	334 (334)	4 (4)	862 (804)	1,772 (1,713)	23 (23)			57 (57)	80 (80)
	吾妻郡	135 (135)	165 (165)	48 (48)	370 (370)	718 (718)	37 (37)	1 (1)		89 (89)	127 (127)
	利根郡	450 (450)	111 (111)	2 (2)	289 (289)	852 (852)	24 (24)			37 (37)	61 (61)
	佐波郡	272	381	24	538	1,215	44 (1)			5 (4)	49 (5)
	計	7,806 (3,106)	6,746 (1,648)	266 (92)	14,099 (2,753)	28,917 (7,599)	472 (158)	2 (2)	4 (4)	609 (275)	1,087 (439)
西部 児相	高崎市	2,601	4,028	391	6,053	13,073	167		14	181	
	藤岡市	118	1,682	61	1,110	2,971	53			53	
	富岡市	23	55	16	516	610	41			41	
	安中市	135	224	45	560	964	45			45	
	多野郡						32			32	
	甘楽郡	3	186	31	205	425	92			92	
	計	2,880	6,175	544	8,444	18,043	430		14	444	
東部 児相	桐生市	142	378	70	1,571	2,161	8			8	
	太田市	1,426	3,373	79	8,349	13,227	14			14	
	館林市	158	571	41	1,299	2,069	8			8	
	みどり市	54	475	13	1,269	1,811	15			15	
	邑楽郡	403	1,293	29	2,069	3,794	26		5	31	
	計	2,183	6,090	232	14,557	23,062	71		5	76	
合計	12,869	19,011	1,042	37,100	70,022	973	2	4	628	1,607	

(注) ①平成28年3月31日現在の市町村

②中央児相の( )書きは北部支所分の再掲

表 2 9

## 「こどもホットライン24」電話相談の状況（中央児相・全県分）

(表29-1) 相談種別受付状況

(単位:件)

種別	養護	保健	心身障害					非行		育成				その他	計	
			肢体不自由	視聴覚	言語発達	重症心身	知的障害	発達障害	ぐん犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性			育児・しつけ
件数	(429) 1,162	(118) 283		(1) 1	(8) 26		(2) 9	(25) 50	(47) 121		(56) 212	(47) 124	(44) 193	(482) 1,538	(352) 742	(1,611) 4,461

(注) ( ) 書きは、夜間電話相談（午後8時30分～午前8時30分）の再掲

(表29-2) 相談処遇状況

(単位:件)

処理状況	助言指導	来所相談	他機関あつせん	その他	計
件数	4,454		5	2	4,461

(表29-3) 「こどもホットライン24」相談電話受信状況

(単位:件)

処理状況	相談受理	児童相談所へ引継	児童以外(18歳以上等)	いたずら	わいせつ	無言	計
件数	4,461	542	1,334	3	10	1,406	7,756

(表29-4) 児童相談所引継内訳

(単位:件)

引継場所	中央	西部	東部	計
件数	215	123	204	542

(表29-5) 電話転送状況

(単位:件)

転送元	中央	西部	東部	総合教育センター	計
件数	148	108	93	2	351

(注) 総合教育センターは、平成27年度は転送確認ができませんでした。

<資料編>

児童死亡事例等検証報告書の公表

この検証報告書は、虐待による児童の死亡事例等について、事実の把握・発生原因の分析等を行い、再発防止に向けた具体的な提言を取りまとめたもので、県ではこの提言を踏まえ、今後の児童虐待防止の対応や施策に活かすよう取り組んでまいります。

※児童虐待による死亡事例等の検証については、児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項において国及び地方公共団体の責務として規定されています。

詳細は群馬県のホームページを参照してください。

- 1 平成25年2月に発生した女児の死亡事例について、群馬県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童措置・虐待対応専門部会〔児童死亡事案検証委員会〕において検証が行われ、平成26年3月25日、県に対し検証報告書が提出されました。

検証報告書概要 P. 72～75 参照

<https://www.pref.gunma.jp/contents/000281601.pdf>

- 2 平成26年8月に発生した男児の死亡事例について、群馬県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童措置・虐待対応専門部会〔児童死亡事案検証委員会〕において検証が行われ、平成27年10月29日、県に対し検証報告書が提出されました

検証報告書概要 P. 76～77 参照

<https://www.pref.gunma.jp/contents/000349857.pdf>

<https://www.pref.gunma.jp/contents/000349858.pdf>

# 児童死亡事案検証報告の概要について

## 1 検証の目的

平成25年2月、大泉町において、フィリピン国籍の母が一時帰国し、不在中に、3歳の女児が死亡した事案について、事実の把握と分析等を行い、問題点・課題を整理し、再発防止のための提言を行うことにより、今後の児童虐待防止に寄与することを目的とするため、児童死亡事案検証委員会により検証が行われたものである。

## 2 事案の概要

### ○家族構成〔大泉町内のアパートで居住〕

- ・ 母 (フィリピン国籍) (37歳、生活保護受給)
- ・ 異父姉 (日本国籍) (14歳、中学2年生)
- ・ 女児 (フィリピン国籍) (3歳、保育所に一時就園歴あり)

### ○事案の内容と関係機関の係属状況

#### (1) 事案の内容

平成25年2月18日(月)、県下大泉町のアパートで3歳の女児が死亡した状態で発見された。このアパートに居住していたのは、この女児と、フィリピン国籍の母、異父姉であり、母はフィリピンに一時帰国中であった。

#### (2) 関係機関の係属状況

女児は、平成22年1月に、児童相談所が、乳児院への入所措置を行い、平成24年4月に措置解除により家庭復帰した経緯があるほか、この家庭には児童相談所をはじめ町役場等の機関が関わりを持っていた。

#### <主な経過>

- ・ 平成21年9月、近隣住民から、母が女児と異父姉を置いて夜の仕事に出ているという相談が町役場に寄せられ、町母子保健担当課が家庭訪問を実施。検診や保育所入所手続きを説明したが、保育所入所には至らなかった。
- ・ 11月、母は女児を知人に預け、異父姉をアパートに残して、フィリピンに渡航。帰国予定日を過ぎても母は戻らず、12月、異父が児童委員とともに町役場(児童福祉担当課)に相談。町役場からの連絡を受けた児童相談所は、女児と異父姉を一時保護した。
- ・ 平成22年1月、児童相談所は、女児を乳児院に、異父姉を児童養護施設に入所措置した。
- ・ 平成23年5月、母がフィリピンから戻り、女児と異父姉の引取りを希望。児童相談所は、母と女児、異父姉との面会等を重ね、11月に姉を、女児については、親子関係が良好となり、保育所入所が可能となった平成24年4月に家庭復帰させた。  
その際、児童福祉司指導等の措置は採られなかった。
- ・ 女児が、5月から母の体調不良を理由に保育所を休むようになったため、保育所は、6月と7月に町児童福祉担当課にその旨の情報提供を行った。
- ・ 町児童福祉担当課は、児童相談所にこの旨を連絡したが、児童相談所は、訪問の継続と心配な状況となった場合の連絡を依頼した。
- ・ 町児童福祉担当課は7月、母と面会。母に生活相談を勧めた。

- ・ 母は、8月、県保健福祉事務所に生活保護の申請を行い、生活保護を受給することとなった。
- ・ 同月、女兒は未受診であった3歳児健診を受けた。その際、母には育児の難しさを感じている様子が見られたので育児相談を勧めたが、相談することはなかった。  
なお、検証作業の中で判明したことであるが、この時の健診では、女兒の体重は乳児院退所時よりも、約1.3kg減少していた。
- ・ 10月、母は女兒を知人に預け、異父姉を連れてフィリピンに渡航したが、この時には、県保健福祉事務所や中学校に届け出をしていた。
- ・ 平成25年2月9日、母は、女兒の面倒を異父姉に託し、2月28日までの予定で、一人でフィリピンに渡航した。
- ・ 2月15日（金）、異父姉の話により母の不在を知った中学校から、別件で中学校を訪れていた児童相談所職員に対し、その旨の連絡があった。児童相談所は、同じ状況が続くようであれば連絡するよう依頼した。
- ・ 2月16日（土）、中学校は、母が帰宅していないことを確認し、児童相談所へ連絡を試みたが、土曜日のため電話相談（こどもホットライン24）に転送され、話し中で連絡は取れなかった。
- ・ 2月18日（月）、中学校は家庭訪問し、母の不在を確認したが、女兒は知人に預けられているとの異父姉の話もあり、女兒の存在には気づかなかった。中学校は、児童相談所に異父姉の一時保護を依頼し、児童相談所は、翌19日に面接の後、一時保護を検討することとした。
- ・ 18日、午後6時半過ぎ、異父姉から、女兒が衰弱していると110番通報があり、午後8時過ぎ、女兒の死亡が確認された。

### 3 検証の方法

- ・ 児童死亡事案検証委員会（群馬県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 児童措置・虐待対応専門部会）を4回（平成25年3月～7月）開催した。
- ・ 関係機関から保有する資料の提出を受け、関係者からのヒアリング及び現地視察を実施した。
- ・ 各関係機関における対応上の課題、組織及び職員体制面の課題、関係機関間の連携面の課題等を整理し、再発防止のために必要な対応策を検討した。

### 4 検証に当たったの関係機関

- ・ 東部児童相談所
- ・ 館林保健福祉事務所（生活保護を担当）
- ・ 大泉町役場〔児童福祉担当課、母子保健担当課〕
- ・ 保育所（女兒が一時就園）
- ・ 中学校（異父姉が在学）
- ・ 児童委員

## 5 検証報告書の概要

### ■ 指摘された関係機関の問題点・課題

関係機関における対応等について、指摘された問題点・課題は、次のとおりである。

#### ○児童相談所

- ・ 女兒を施設入所措置した際、育児放棄との所見も持っていたが、養育者不在による養護相談として処理し、家庭復帰に当たっては、児童福祉司指導等は採られなかった。
- ・ 母は外国籍であり、限られた知人の支援を時折受けていたのみで、地域からの支援は受けにくい状況にあった。家庭復帰に際しては、母子を取り巻く現状を把握した上で見守り体制を構築しておく必要があった。
- ・ 役場や中学校など関係機関から寄せられた情報に対して、対応策や情報共有方法について、町要保護児童対策地域協議会や個別ケース検討会議において打合せを行う必要があった。
- ・ 家庭復帰の条件であった保育所に通わなくなったことが判明した時点で、援助方針を再検討すべきであった。
- ・ 県保健福祉事務所と連携した家庭訪問や処遇対応について、役割分担を決めておく必要があった。
- ・ 女兒の入所措置解除時に、町児童福祉担当課等に対して、女兒の情報（乳児院退所時の身長・体重）を十分情報提供していなかった。

#### ○町役場

- ・ 子育て支援や母子保健の実施主体として、総合的な窓口としての機能を発揮することが必要であった。
- ・ 近隣からの相談や母からの相談内容から、本家庭はリスクの高いケースとして捉え、積極的、継続的な関与や働きかけが必要であった。
- ・ 3歳児健診時の母子の状況など、関係部署間で情報を共有し、支援策を検討することが必要であった。
- ・ 外国人家庭や母子家庭など、地域社会の中で孤立させないような取組が必要であった。

#### ○保健福祉事務所

- ・ 生活保護家庭で、児童、特に乳幼児がいる場合にあつては、監護状況や安全の確認を行うことが必要であった。また、町役場や児童相談所への情報提供と連携が求められた。

#### ○その他の関係機関

- ・ その他の関係機関として保育所、中学校、児童委員が挙げられるが、なかでも保育所や中学校については、女兒や異父姉に毎日関わる場面もあり、様々な情報を持っていたことから、児童相談所や町役場との適時適切な情報共有が望まれた。
- ・ 関係機関同士の情報交換の場（市町村要保護児童対策地域協議会における実務者会議など）が必要であった。

## ■ 提言項目

検証の過程で得られた問題点や課題を踏まえ、県、市町村、その他関係機関に対する再発防止のために、提言された項目は次のとおりである。

### (1) 児童相談所におけるリスクアセスメントのあり方

- 相談内容の類型にとらわれない総合的な判断評価
  - ・虐待の有無に関わらず、十分な情報収集による総合的な判断評価

### (2) 児童相談所体制の充実強化

- ①危機意識の徹底
  - ・児童の安全を第一とした危機意識を持った対応
- ②職員体制の充実
  - ・児童福祉司の増員
  - ・経験を積んだ職員の配置体制の構築
- ③児童相談所業務の周知
  - ・児童相談所業務や支援体制の十分な周知

### (3) 市町村の相談体制と関係機関の連携

- ①市町村の役割と責務の認識
  - ・市町村の役割と責務について再確認
- ②市町村内の児童福祉担当課と母子保健担当課の連携体制の整備
  - ・関係部署間の情報共有の仕組みの整備
  - ・関係部署の協働による相談支援への積極的な関与と体制整備
- ③市町村要保護児童対策地域協議会の積極的な関与
  - ・実務者会議未設置の市町村に対する積極的な働きかけ
  - ・市町村要保護児童対策地域協議会への児童相談所による運営支援
  - ・個別ケース検討会議の積極的活用
- ④学校等との連携
  - ・関係機関間の定期的な情報提供の徹底
  - ・地域の実情に応じた教職員体制のより一層の充実
- ⑤地域の関係者との連携
  - ・地域活動を行う関係者からの情報の有効活用のための仕組みづくり

### (4) 児童虐待に対する理解促進と職員の専門性の確保

- ・児童福祉に関わる全ての機関の職員の専門性の向上
- ・児童相談所が実施する市町村等を対象とした研修内容の一層の充実
- ・関係機関に対する研修機会についての県及び市町村の積極的な取組

### (5) 外国人家庭・生活困窮家庭への支援

- ①外国人家庭への支援
  - ・外国人家庭に対する関係機関側からの積極的な関わり
- ②生活困窮家庭への支援
  - ・状況に応じて生活保護担当機関等との連携
  - ・きめ細かな支援のための職員体制等の検討整備

### (6) その他

- ①提言内容の県内市町村等への周知
  - ・本検証報告の提言内容の実効性ある活用のための市町村・関係機関への周知
- ②「市町村児童虐待対応マニュアル」等の改訂等
  - ・「市町村児童虐待対応マニュアル」の改訂及び内容の一層の充実
  - ・本県独自の「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」の作成

# 群馬県児童死亡事案検証報告書の概要

(H27.10.29 児童死亡事案検証委員会)

## I 検証委員会の開催状況

- ・平成26年10月から27年8月まで、12回開催
- ・中間報告で、事案の経過、児童相談所等における対応の問題点・課題について整理
- ・本報告書では、中間報告の内容のほか、対応策を提言として盛り込んでいる。

## II 事案の概要

### 1 家族の状況（事件発生当時）

実父	(39歳)	運送業
実母	(32歳)	専業主婦
姉	(7歳)	小学校2年生
長兄	(6歳)	保育所
次兄	(平成22年12月20日 生後10か月で死亡)	
本児	(3歳)	保育所
妹	(5か月)	保育所

### 2 事案の経過

○平成23年

- ・4月 本児出生。
- ・7月 けいれん・意識障害でA病院に救急搬送。
- ・10月 B病院に一時保護委託、その後、乳児院入所措置(～24年10月)。

○平成26年

- ・3月 母の第5子出産に伴い、一時保護。
- ・4月 在宅指導措置。母は児童相談所・町の訪問を拒否。
- ・5月 保育所で傷あざを確認。
- ・6月 下旬から保育所を欠席。  
(公判で、6月下旬に、母が本児の腕を骨折させていたことが判明)。
- ・8月 母の暴行で、頭蓋内損傷に基づく外傷性ショックにより死亡。

○平成27年

- ・5月 母に、傷害致死・傷害の罪で、懲役7年の実刑判決(確定)

### <次兄死亡事案>

○平成22年

- ・本家庭では、次兄が母による虐待により入院し、その後、死亡。
- ・母に、懲役2年6月、執行猶予4年、保護観察付きの判決。

## III 問題点・課題及び提言の概要 (別添)

## 群馬県児童死亡事案検証報告(問題点・課題及び提言の概要)

H27.10.29

## (1) 児童相談所

項目	問題点・課題	提言
<b>ア 児童虐待に対する基本的対応</b>		① <b>児童虐待対応のマニュアル等の有効活用</b> ・組織全体でマニュアルの有効活用を徹底(研修体系に組み込む等)すべき。
<b>イ ハイリスク家庭に対する評価について</b>	・本家庭では、次兄が重篤な虐待で死亡しているが、23年7月に本兄が受傷した際に、本家庭に極めて高いリスクがあることを十分に評価しなかったと推察される。 ・その結果、主訴やトリアージ(重症度と緊急性)のレベルが見直されずに、介入的な対応に踏み切ることができなかった。 ・各機関の情報をもとに、ケース全体のリスク要因を抽出して、総合的に判断評価することが求められる。	① <b>虐待ケースの家族全体の状況把握</b> ・リスクを的確に把握するため、関係機関等からできる限り情報を入力し、家族全体の状況を把握すべき。 ② <b>ハイリスク家庭の抽出</b> ・ハイリスク要因となる項目を抽出し、虐待のレベルを捉えるべき。 ③ <b>ハイリスク家庭に対する複数の職員による組織的、定例的な評価</b> ・ハイリスク家庭については、複数職員で定例的に評価し、進行管理会議に報告して組織全体で検証すべき。 ④ <b>リスク要因に変化があった場合のケースの再評価</b> ・ハイリスク要因に変化があった場合には、臨時受理会議を開き、再評価を行うべき。
<b>ウ 虐待の疑いに対する判断・対応について</b>	・23年7月の受傷後、専門医師から「虐待の疑いが強い」と助言を得ていたが、入院先病院との連携が不十分であったことから、保護者に対し「虐待である」と告知できなかった。 ・このため、保護者の誤った認識(児童相談所は「虐待である」と判断していないとの認識)を修正できなかった。	① <b>医療機関から虐待通告があった場合の当該医療機関との合意形成</b> ・医療機関からの虐待通告に対しては、当該医療機関と具体的な対応方法について合意形成を図るべき。 ② <b>医療機関関係者を交えた要対協個別検討ケース会議開催</b> ・入院ケースにおいて、多機関調整が必要な場合は、早期の段階から当該医療機関関係者を交えて要対協個別ケース会議を行い、役割分担の確認を行うべき。 ③ <b>医師から保護者への虐待告知</b> ・虐待告知は、医師(又は児童虐待防止医療アドバイザー)から保護者に対し、その可能性を説明したり、児童相談所が関わる必要性を理解してもらえらるようすべき。
<b>エ 虐待の告知をしないケースワークについて</b>	・保護者に対して虐待の告知をすることなく、養育支援として関わろうとしていたため、虐待と判断していても、それに応じて統一的な方針を持って対応することができなかった。	① <b>安全確認ができない場合の虐待の告知及び養育支援</b> ・養育支援を行う場合であっても、安全確認ができない場合には、必ず虐待の告知を行うべき。 ② <b>介入的ケースワークへの移行と保護者との関係性維持</b> ・保護者が一切の指導に応じない場合には、介入的ケースワークへ移行する一方、関係性維持の努力を行うべき。 ③ <b>虐待への弾力的な主訴変更と保護者に対する強制的対応</b> ・保護者との連絡が途切れたり、児童の安否確認が困難となった場合には、保護者に対する出頭要求、立入調査、臨検・搜索等の強制的対応を速やかに検討すべき。
<b>オ 保護者の心情的な言動に依拠したケースワークについて</b>	・23年7月の受傷後、乳児院入所措置となっていた際に、母からの子どもの引き取りを強みにしている等の前向きな言動に焦点を当て過ぎてしまった結果、入所措置の解除時期等について適切な判断がなされていなかったと考えられる。	① <b>児童の安全に関する客観的なリスク評価</b> ・児童の安全を判断する場合、保護者の心情的な言動にとらわれず、チェックリスト等を活用して総合的に判断すべき。 ② <b>複数職員による判断基準表等を活用した検討に基づく家族再統合</b> ・家庭復帰については、複数職員で検討した上で、判定・援助方針会議に諮り、要対協個別ケース検討会議で見守り体制の役割分担を決めておくべき。
<b>カ 保護者との関係性について</b>	・26年4月、一時保護を解除し在宅指導措置としたが、保護者から家庭訪問を拒否されていた。 ・主訴が母の出産に伴う養育支援であったことから、母との関係性の改善を重視するあまり、保護者に傷あざの原因を確認することに消極的となり、虐待の疑いを確認できなかったと考えられる。 ・保護者との関係性には十分に留意する必要があるが、児童の安全確保がおろそかにはならない。	① <b>常に児童の安全確保を第一とした上での保護者への対応</b> ・保護者との関係性に留意しつつ、児童の安全を第一としたケースワークを行い、保護者が拒否する場合は、その親族等への接触、強制的対応を積極的に活用する。 ② <b>あらゆる関係者への接触による児童の安全確認</b> ・保護者が接触を拒否する場合、保護者や児童と接触できる者がいないか、早急に調査検討すべき。 ③ <b>出頭要求等の強制的対応の活用</b> ・児童との面会や安全確認ができない場合、出頭要求、立入調査、臨検搜索等の強制的対応を活用すべき。
<b>キ 係属中ケースの安全確認について</b>	・26年4月から6月にかけて、保育所・町から、傷あざの様子や、保育所に登園していない等の情報が伝えられていたが、受理会議が開催されず、本兄への目視は行いつつも、保護者に直接聴取することなく、「虐待ではない」と判断してしており、十分な安全確認が行われなかった。 ・26年6月下旬以降、保育所を休み始め、見守りもできなかった中で、母が本兄の腕を骨折させた。家庭訪問等により安全確認がなされていなければ、防げた可能性があった。 ・係属中のケースにおいても、再度虐待の通告がなされた場合や保育所等に通所しなくなった場合の安全確認の方法について、明確にしておくことが課題である。	① <b>ハイリスク情報を得た場合の速やかな児童の安全確認</b> ・係属中のケースで保育所の長期欠席、転居等のハイリスク情報を得た場合は、臨時受理会議で対応を検討し、特に、再度の虐待通告があった場合は、新規虐待通告と同様に、原則24時間以内の安全確認を行うべき。
<b>ク 児童虐待に関する専門的知識を有する医師等の助言について</b>	・26年4月以降、母から家庭訪問を拒否され、対応に苦慮していた中で、3回傷あざを確認していたが、保護者に聴取することなく、目視により虐待ではないと判断していた。 ・児童虐待防止医療アドバイザーから助言を受けることで、より適切な判断がなされた可能性があり、その活用方法について、明確にしておくことが課題である。	① <b>児童虐待防止医療アドバイザー制度の積極的な活用</b> ・ハイリスクケースで受傷原因が不明確の場合は、医療アドバイザーの助言を受けるべき。 ② <b>助言を得る際の柔軟な対応</b> ・被虐待児童を医療アドバイザーの勤務病院まで連れて行く不都合を改善するため、画像診断データでの診断依頼や、電話等での助言依頼など柔軟に対応すべき。
<b>ケ 虐待対応における児童相談所と市町村との役割分担について</b>	・虐待通告件数が年々増加する中で、重症度にかかわらず、受理したすべてのケースについて、24時間以内に児童の安全確認を行うことには限界がある。 ・重症度に応じた対応方法について、あらかじめ市町村と役割分担を決めておく必要があった。	① <b>明確な役割分担のルールづくり</b> ・児童相談所と市町村で重症度に応じた役割分担を明確にするためのルールづくりを行う必要がある。

## (2) A町(提言については他市町村も対象)

項目	問題点・課題	提言
<b>ア 児童相談所の判断に対する町の主体性について</b>	・一時保護中の本兄を自宅に帰すことについて、児童相談所に対し、安全面の懸念を積極的に訴えるべきであった。 ・保育所から傷あざの情報が来た際に、虐待ではないかと疑いつつも、児童相談所の判断に異議を唱えることはなかった。 ・児童相談所との意思疎通の際には、地元で保護者と接するという立場を認識し、自らの考えを児童相談所に積極的に伝えていくことが課題である。	① <b>母子保健担当保健師等の積極的な家庭訪問</b> ・養育に困難を抱える家庭に対しては、保健師等がこれまで以上に積極的に訪問して養育相談、支援を行うことが必要である。保健師の確保等人員体制の強化も望まれる。 ② <b>軽度の虐待ケースにおける市町村主体の対応</b> ・軽度と判断されるケースは、市町村が主体となって保護者への指導助言を行っていくとともに、児童相談所に情報提供を行うべき。 ③ <b>児童の安全に懸念がある場合の関係機関への協力依頼</b> ・児童の安全に懸念がある場合は、児童相談所に一時保護等の対応を求めていくべき。児童相談所の判断に懸念がある場合は、要対協個別ケース検討会議で他機関の協力を得ながら対応について協議すべき。
<b>イ 児童相談所との役割分担の認識について</b>	・町の関係者が、「児童相談所が母と関係性が保てない状況では、リスクが高いと承知しつつも、町が養育支援をしていかなければならない。」との発言をしていた。 ・リスクが高いケースは、児童相談所が主体となり、児童の安全確認を行うものであることを強く認識しておくべきであった。 ・児童相談所との間で、ケースのリスクレベルに応じた役割分担を明確化し、その判断基準を設定することが課題である。	① <b>ケースの困難性、虐待の程度による役割分担</b> ・市町村が虐待相談等で関わる中で、児童の安全に懸念があり、市町村では限界があると判断した場合は、要対協個別ケース検討会議で、児童相談所への送致を協議すべき。

## (3) その他

項目	提言
<b>ア 困難ケース家庭への生活支援について</b>	① <b>要対協での適切な役割分担による生活支援</b> ・重篤な児童虐待の発生が懸念される家庭からの相談では、相談者が話さない、見せない部分にも十分注意し、経済的困窮等虐待リスクについて、要対協実務者会議等で情報共有し、各機関で役割を確認し、適切な生活支援に結びつけられるようにしておくべき。
<b>イ 医療機関における児童虐待対応体制の整備について</b>	① <b>地域の中核病院の体制整備と周辺市町村・診療所等とのネットワークの構築</b> ・県の課題として、地域の中核病院に対して、院内の児童虐待対応体制の整備や、周辺の病院・診療所等とのネットワーク構築を積極的に働きかけるとともに、児童虐待対応へのスキル向上を援助すべき。
<b>ウ ハイリスク家庭のケース記録について</b>	① <b>ケースの再評価を想定した記録作成</b> ・ハイリスク家庭のケース記録は、再評価する場合を想定して、リスク評価に変化があった場合の経過等を明記の上、関係機関の対応を記載しておくべき。
<b>エ 本報告書の提言の取扱いについて</b>	① <b>提言の実施状況報告・評価</b> ・県において、提言の活用状況をとりまとめ、県社会福祉審議会の児童措置・虐待対応専門部会の評価を受け、一層の再発防止に資するよう取り組んでいただきたい。

## 1 児童相談所

No.	名称 所在地	電話番号 FAX番号	所長	管轄区域
1	中央児童相談所 379-2166 前橋市野中町360-1	027-261-1000 027-261-7333	小林 啓一	前橋市、伊勢崎市、佐波郡
2	中央児童相談所北部支所 377-0027 渋川市金井394	0279-20-1010 0279-22-2277	阿久澤 磨	沼田市、渋川市、北群馬郡、 吾妻郡、利根郡
3	西部児童相談所 370-0829 高崎市高松町6	027-322-2498 027-322-5602	森平 宏	高崎市、安中市、藤岡市、 富岡市、多野郡、甘楽郡
4	東部児童相談所 373-0033 太田市西本町41-34	0276-31-3721 0276-32-3648	松場 敬一	桐生市、太田市、館林市、 みどり市、邑楽郡

## 2 児童福祉施設

## (1) 乳児院

No.	名称 所在地	電話番号 FAX番号	経営主体	代表者 (施設長)
1	愛育乳児園 370-3531 高崎市足門町141-3	027-373-2265 027-373-2265	(社福)二之沢愛育会	金井 美次 米山 広美
2	桐育乳児園 376-0011 桐生市相生町5-27-1	0277-52-1991 0277-55-0161	(社福)紫苑会	秋山 衛 品川 由美
3	東光乳児院 373-0025 太田市熊野町13-3	0276-20-2560 0276-25-5677	(社福)三晃福祉会	本間 芳恵 本間 正彦

## (2) 児童養護施設

No.	名称 所在地	電話番号 FAX番号	経営主体	代表者 (施設長)
1	地行園 371-0002 前橋市江木町1304	027-269-0241 027-269-0251	(社福)上毛愛隣社	細谷 啓介 須田 昭司
2	鐘の鳴る丘少年の家 371-0231 前橋市堀越町880	027-283-2156 027-283-7894	(社福)鐘の鳴る丘愛誠会	品川 道雄 木村 智彦
3	児童養護施設希望館 370-0803 高崎市大橋町210	027-322-4528 027-322-4178	(社福)希望館	松澤 斉 水野 順一
4	フランシスコの町 370-3511 高崎市金古町830-3	027-373-1021 027-373-7739	(社福)フランシスコの町	大國 勉 村田 文男
5	児童養護施設希望館八幡の家 370-0884 高崎市八幡町214	027-322-6560 027-322-6578	(社福)希望館	松澤 斉 須田 啓美
6	東光虹の家 373-0025 太田市熊野町7-15	0276-25-3581 0276-22-2600	(社福)三晃福祉会	本間 芳恵 本間 芳恵
7	児童養護施設子持山学園 377-0203 渋川市吹屋201-1	0279-23-1152 0279-23-1153	(社福)子持山福祉会	島田 卓爾 望月 栄一
8	こはるび 370-2466 富岡市蚊沼777-1	0274-67-5911 0274-67-5912	(社福)甘楽育徳会	奥村 恭子 大手栄美子

## (3) 地域小規模児童養護施設

No.	名称 所在地	電話番号 FAX番号	経営主体	代表者 (施設長)
1	第二地行園 371-0015 前橋市三河町2-9-8	027-221-5939 027-221-5939	(社福)上毛愛隣社	細谷 啓介 須田 昭司
2	第三地行園 371-0002 前橋市江木町1305	027-212-7283 027-212-7283	(社福)上毛愛隣社	細谷 啓介 須田 昭司
3	あすなろホーム 371-0231 前橋市堀越町854-1	027-283-8158 027-283-8158	(社福)鐘の鳴る丘愛誠会	品川 道雄 木村 智彦
4	浅田ホーム 377-0202 渋川市中郷73-4	0279-53-2102 0279-53-2102	(社福)子持山福祉会	島田 卓爾 望月 栄一
5	足門ホーム 370-3531 高崎市足門687-4	027-384-2380 027-384-2380	(社福)フランシスコの町	大國 勉 村田 文男
6	こどもの家 童夢 373-0025 太田市熊野町6-10	0276-55-5133 0276-55-5133	(社福)三晃福祉会	本間 芳恵 本間 芳恵

## (4) 児童自立支援施設

No.	名称 所在地	電話番号 FAX番号	経営主体	代表者 (施設長)
1	ぐんま学園 371-0046 前橋市川原町826	027-231-2554 027-231-2548	群馬県	大澤 正明 関口 一晃

## (5) 情緒障害児短期治療施設

No.	名称 所在地	電話番号 FAX番号	経営主体	代表者 (施設長)
1	青い鳥ぐんま 376-0101 みどり市大間々町大間々24-5	0277-70-1200 0277-70-1201	(社福)希望の家	野田真一郎 三好 紀幸

**(6) 福祉型障害児入所施設**

No.	名称 所在地	電話番号 FAX番号	経営主体	代表者 (施設長)
1	しろがね学園 379-2105 前橋市東大室町177-1	027-268-6011 027-230-3300	群馬県	大澤 正明 八木 克昭
2	しきしま 379-1103 渋川市赤城町津久田194-8	0279-56-2847 0279-56-2267	(社福)赤城会	狩野 允 狩野 英伸
3	つつじヶ丘学園はなぞの寮 376-0123 桐生市新里町武井460-1	0277-74-2814 0277-74-2509	(社福)広済会	米原 文丸 大淵 純男
4	わたらせ養護園 376-0131 桐生市新里町奥沢59-1	0277-74-0343 0277-74-0722	(社福)桐の実会	岸 芳正 中島 恒夫

**(7) 児童発達支援センター**

No.	名称 所在地	電話番号 FAX番号	経営主体	代表者 (施設長)
1	たんぼぼ学園 371-0002 前橋市江木町1231	027-269-3620 027-269-3620	(社福)前橋あそか会	瀧澤 現秀 菊地 真理
2	つくし園 370-0081 高崎市浜川町735-1	027-360-4318 027-360-4323	(社福)浜川会	小田切一成 秋松 宗雄
3	ひまわり学園 373-0034 太田市藤阿久町51	0276-31-8151 0276-31-8163	(社福)太田松翠会	金田 克次 大野 謙治
4	群馬整肢療護園発達支援センター 370-3531 高崎市足門町146-1	027-373-2277 027-373-2278	(社福)二之沢愛育会	金井 美次 小泉 武宣
5	はんな・さわらび療育園通所支援センター 370-3341 高崎市榛名山町28-30	027-374-9221 027-374-9159	(社福)榛桐会	鈴木 憲一 岡本 三平
6	おひさま 376-0101 みどり市大間々町大間々22-4	0277-73-2605 0277-73-6462	(社福)希望の家	野田 真一郎 町田 裕一

**(8) 医療型障害児入所施設**

No.	名称 所在地	電話番号 FAX番号	経営主体	代表者 (施設長)
1	群馬整肢療護園 370-3531 高崎市足門町146-1	027-373-2277 027-373-2278	(社福)二之沢愛育会	金井 美次 小泉 武宣
2	両毛整肢療護園 376-0013 桐生市広沢町1-2648-1	0277-54-1182 0277-53-7003	(社福)桐生療育双葉会	矢部 潔 近藤 理
3	はんな・さわらび療育園 370-3341 高崎市榛名山町28-30	027-374-9221 027-374-9159	(社福)榛桐会	鈴木 憲一 金子 広司
4	希望の家療育病院 376-0101 みどり市大間々町大間々22-4	0277-73-2605 0277-73-6462	(社福)希望の家	野田 真一郎 町田 裕一

**(9) 指定発達支援医療機関(重症心身障害児)**

No.	名称 所在地	電話番号 FAX番号	開設主体	代表者 (院長)	備考
1	独立行政法人 国立病院機構 渋川医療センター 377-0280 渋川市白井383	0279-23-1010 0279-23-1011	独立行政法人国立病院機構	- 斎藤 龍生	

**3 相談機関**

No.	名称 所在地	電話番号 FAX番号	開設主体	所長	備考
1	中央児童相談所「こどもホットライン24」 379-2166 前橋市野中町360-1	0120-783-884 027-261-7333	群馬県	小林 啓一	
2	発達障害者支援センター 371-0843 前橋市新前橋町13-12	027-254-5380 027-254-5383	群馬県	稲岡 隆之	
3	心身障害者福祉センター 371-0843 前橋市新前橋町13-12	027-254-1010 027-254-2299	群馬県	竹内 宏	

**4 自立援助ホーム**

No.	名称 所在地	電話番号 FAX番号	開設主体	代表者 (施設長)	備考
1	ぐんま風の家 371-0017 前橋市日吉町1-4-15	027-231-2667 027-289-0188	(NPO)青少年の自立を支える群馬の会	中島 資浩 千木良 和江	
2	オーレの家 370-0801 高崎市上並榎町8-12	027-395-0230 027-395-0253	(NPO)ワーカーズコープ	永戸 祐三 田島 稔	



Gunma-chan